

みんなで作るセーフコミュニティとしま



セーフコミュニティ認証に向けた基本方針

平成 22 年 11 月

豊島区セーフコミュニティ推進協議会

セーフコミュニティ基本方針

認証取得に向けたスケジュール	1
----------------	---

第1章 セーフコミュニティの認証制度

1. セーフコミュニティとは	2
2. セーフコミュニティの歴史	6
3. 活動と認証審査の「6つの指標」	8
4. セーフコミュニティ活動の特徴	9
5. セーフコミュニティの予防対象	11
6. インターナショナル・セーフ・スクール	12

第2章 豊島区がセーフコミュニティ認証取得に取り組む意義

1. 高密度都市だからこそ重要な「安全」と「コミュニティ」	13
2. 豊かな地域力に支えられた「安心」を高める	13
3. 世界基準で評価することで改善につなげる	14
4. まちのイメージアップにつなげる	14
5. 医療・介護等の費用削減につなげる	14

第3章 外傷と事故に関する現状と課題

1. 外傷等による死亡の状況	15
2. 外傷（けが）の状況	19
3. 救急搬送データによる分析	22
4. 交通事故の発生状況	23
5. 犯罪の発生状況	25
6. 区民の安心感に関する調査	27
7. 人口と世帯の状況	28

第4章 6つの指標に基づく取り組み方針


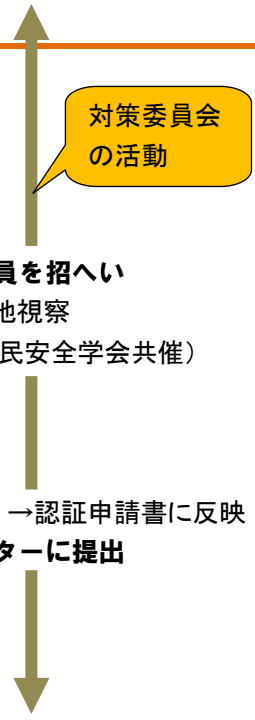
【指標1】分野を超えた連携・協働の基盤整備	32
1. 豊島区セーフコミュニティ推進協議会の設置	32
2. 対策委員会の設置	34
3. 地域区民ひろば、地域協議会との連携	36
4. セーフコミュニティ・モデル地区における協議会の設置	37
5. 地域区民ひろばをセーフコミュニティのステーションに	38

【指標 2】 あらゆる環境・年齢等に対応した予防活動の全体像.....	39
【指標 3】 ハイリスクのグループや環境を対象とした予防活動.....	53
1. 一人暮らし高齢者の見守り.....	54
2. 障害者の安全.....	58
3. 子どものけが予防.....	62
4. 児童虐待の防止.....	66
5. 学校の安全（セーフスクール）.....	70
6. 自殺・うつ病の予防.....	74
7. がんの早期発見.....	78
8. 自転車利用の安全.....	82
9. 繁華街の安全.....	86
10. 地震災害の防止.....	90
【指標 4】 外傷サーベイランスの仕組みづくり.....	94
【指標 5】 予防活動の評価の仕組みづくり.....	94
【指標 6】 セーフコミュニティネットワークへの継続的な参加.....	96

参考資料

豊島区セーフコミュニティ推進協議会設置要綱.....	i
平成 22 年版「厚生労働白書」におけるセーフコミュニティの紹介.....	vii

認証取得に向けたスケジュール（平成24年度の認証取得を目指して！）

平成21年 (2009年)	セーフコミュニティに関する研究を開始	亀岡市、十和田市を視察
平成22年 (2010年)	<p>2月 ●セーフコミュニティ取組宣言</p> <p>3月 WHO協働センターに「準備段階都市」として登録</p> <p>5月 ●豊島区セーフコミュニティ推進協議会を設置 北池袋モデル地区を指定</p> <div style="text-align: center;">  <p>地域分析</p> </div> <p>10月 セーフコミュニティ区民大会（東京芸術劇場） セーフスクールへの取り組みを決定（区立朋有小学校）</p> <p>11月 ●セーフコミュニティ認証に向けた基本方針を策定 （地域特性に基づく10の重点テーマを設定）</p> <p>12月 ●重点テーマに対応する対策委員会を設置 外傷サーベイランス委員会を設置</p>	<p>3月 庁内SC推進本部を設置 第19回SC世界会議に参加（韓国）</p> <p>4月 亀岡市を視察</p> <p>5月 厚木市セーフスクール視察</p> <p>7月 京都SC研究会に参加</p> <p>11月 SC首長サミットに参加 安心・安全フェスタ参加（厚木市）</p>
平成23年 (2011年)	<p>3月 対策委員会・中間レポート①作成</p> <div style="text-align: center;">  <p>対策委員会の活動</p> </div> <p>6月 ●WHO認証センターから認証員を招へい 対策委員会のレポートを発表、現地視察 「としま安全フェスタ」開催（日本市民安全学会共催）</p> <p>9月 対策委員会・中間レポート②作成 → 認証申請書に反映 ●認証申請書の骨格を認証センターに提出</p> <p>12月 ●認証申請書を提出</p>	<p>韓国、台湾のSCを視察（予定）</p> <p>9月 第20回SC世界会議に参加 （スウェーデン、6～9日）</p>
平成24年 (2012年)	<p>1月 ●WHO認証センター現地審査</p> <p>3月 認証申請書を修正して提出</p> <p>平成24年の認証取得を目指します！</p>	<p>5月 第6回アジアSC会議 （東京、11～13日）</p>

第1章 セーフコミュニティの認証制度

1. セーフコミュニティとは

「セーフコミュニティ」とは、「けがや事故等は、偶然の結果ではなく、原因を究明することで必ず予防できる」という理念のもと、生活の安全と健康の質を高めていくまちづくり活動です。

WHO協働センターでは、セーフコミュニティに関する世界的な認証制度を推進しています。安全と健康の質を高めていく「決意」と「技術」を持ち、部門を越えた連携・協働を広げながら、将来にわたって活動を継続できると認められた都市に世界認証が与えられます。

セーフコミュニティの「認証」は、過去あるいは現在の取り組みを「認める」というよりも、コミュニティが安全を追求する長期的な取り組みに際して、自分たちの可能性を試し、それを高めるための「足場」となるものです。

2010年11月現在、世界26か国、223都市が認証を取得しています。

また、「セーフコミュニティ」は、認証制度の名称であるとともに、その認証を受けた地方自治体（州や郡、市町村、あるいはその一地域）によって構成される国際的なネットワークでもあります。

アジア	82 都市
ヨーロッパ	51 都市
オセアニア	37 都市
北アメリカ	18 都市
その他	35 都市



日本では、京都府亀岡市が2008年3月、青森県十和田市が2009年9月、神奈川県厚木市が2010年11月に認証を取得しています。また、長野県の箕輪町や小諸市、横浜市栄区などが、「認証準備段階都市」として正式に登録され、福岡県久留米市、岡山県勝央町、京都府京丹後市などが取り組みを表明しています。

東京からは豊島区がはじめての挑戦です。セーフコミュニティの認証制度では、「認証準備段階都市」に登録されてから認証取得までには、2年間の準備活動期間が必要とされています。豊島区では、区制施行80周年の節目の年である2012年度における認証取得に向け、区民の皆さんとともに準備活動を進めています。

《豊島区の経緯》

2010年2月 セーフコミュニティ取組宣言

2010年3月 認証準備段階都市としてWHO協働センターに正式登録

2010年5月 豊島区セーフコミュニティ推進協議会を設置

2. セーフコミュニティ認証の手続き

セーフコミュニティに取り組む意志表明とともに、スウェーデンのWHO協働センターに書簡を送り、「認証準備段階都市」としての登録を受けます。

その登録から認証までには、最低でも2年間の準備活動が必要となります。

その準備活動がある程度進んできたところで「認証申請書」を作成し、認証センターに提出します。

認証センターは世界20箇所、アジアでは韓国と中国（香港）にあります。

認証センターの「書類審査」を経て「現地審査」を受け、必要な修正を加えた上で、条件を満たしていると判断されれば、認証を取得することができます。

《認証後の手続き》

セーフコミュニティ活動は、持続可能性が最も重要です。認証後は、毎年、年間活動レポートを提出するとともに、5年後には「再認証」の手続きを受ける必要があります。

《区民の安全を支える80以上の団体が集まって行ったセーフコミュニティ取組宣言》



豊島区は「セーフコミュニティ」の認証取得に取り組みます

豊島区では、町会やボランティア団体等による地域の見守り、繁華街の治安対策、学校の安全対策、交通安全、さらには介護予防や生活習慣病予防など、住民による活発な地域活動が展開され、暮らしの安全と健康を守ってきました。

「セーフコミュニティ」は、「けがや事故等は偶然の結果ではなく、予防できる」との理念のもと、科学的な原因究明に基づき、部門横断的な連携・協働を広げながら地域社会の安全の質を向上させる世界基準のまちづくりであり、まさに豊島区が目指す姿であります。

急速に高齢化が進むなか、けがや事故、犯罪や暴力、自殺、虐待など、乳幼児から高齢者に至るまで、安全と健康をコミュニティの力で守る仕組みを根付かせ、次の世代に引き継いでいくことは、区民共通の願いです。

豊島区は、2012年に区制施行80周年を迎えます。

これまで10年間のまちづくりの集大成として、その節目の年に向けて、日本一の高密都市ならではの“安全文化”の姿をつくりあげるため、WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが提唱する「セーフコミュニティ」の認証取得に取り組むことを、ここに宣言します。

平成22年2月22日 豊島区

《豊島区からWHOセーフコミュニティ協働センターへの書簡（2010年3月）》



TOSHIMA CITY OFFICE

1-18-1 Higashi-ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-0013 Japan
Tel: +81-3-3981-1111 Fax: +81-3-3981-4333

9, March 2010

Professor Leif Svanström
Chair of Division of Social Medicine &
World Health Organization Collaborating Centre on Community Safety Promotion
Department of Public Health Sciences
Karolinska Institutet
SE-171 77 Stockholm, Sweden

Dear Professor Leif Svanström:

In November 2009, Toshima City began looking into the issue of community safety and initiated activities to address this subject. On behalf of the residents of Toshima City, I am proud to announce that we are officially hereby making community safety a prime concern.

With a population of 263,000 people, Toshima City, one of the specially designated municipalities of Tokyo, is the most densely populated area of Japan. Ikebukuro, the central area of Toshima, is concentrated with commercial and industrial outlets. As a consequence, 2,630,000 pass through the area's train station. This poses a hazard to the many elderly people living alone in the residential areas of the city.


Therefore, we have made particular efforts to keep safety and citizen's peace of mind at the forefront of the city planning agenda. Evidenced in 2000, by the establishment of our Safe Living Ordinance, and continues in 2006 when Toshima City established the basic ordinance for the promotion of the municipal government. We continue to work on city planning while expanding collaborative alliances with public institutions, city residents and volunteer groups. In addition to our regular municipal activities, we have established new centers of the community called Regional Residents' Squares. There is now a Regional Residents' Square in each local elementary school district.

We continually work with city residents to develop various programs which improve the level of safety for all citizens from children to the elderly. In addition to the measures previously established to ensure traffic safety, prevent crime and violence, we are expanding our programs to include suicide prevention and protection against abuse, as well as programs to guarantee safety at work and when using public facilities.

Toshima City is working hard to not only be a place where people want to settle down, but also a cultural and tourist hot spot that will attract many visitors. As we continue to work on becoming and being a safe community, we request that you add Toshima City as a city preparing for certification as an International Safe Community. Furthermore, because we wish to effectively promote community safety activities and join the global movement, we look forward to your guidance in the future.

Sincerely,

Yukio Takano
Mayor, Toshima City

高野之夫 

2010年3月9日

WHO セーフコミュニティ協働センター
所長 レイフ・スヴァンストローム 様

豊島区は2009年11月から、セーフコミュニティについての学習と活動を始めてきましたが、このたび正式にセーフコミュニティに取り組むことを豊島区の住民を代表して宣言いたします。

豊島区は、東京の特別区の一つであり、人口26万3千人、日本で一番人口密度が高い自治体です。

区では、平成18年に自治の推進に関する基本条例を制定し、公的機関と住民やボランティア団体が連携・協働を広げながらまちづくりを進めてきました。従来からの自治会活動に加え、小学校区を単位とした新たなコミュニティの拠点として、「地域区民ひろば」を区内全域に設置しています。

一日263万人が乗り降りする「池袋」という商業業務機能が集積する繁華街があること、また、住宅地には一人暮らしの高齢者が多く住むことなどから、特に、安全・安心なまちづくりには力を入れてきました。平成12年には、生活安全条例を制定し、子どもから高齢者まで、生活の安全の質を高める様々な事業を住民とともに展開しています。また、今後は、これまでの交通安全や犯罪・暴力の予防に加え、自殺や虐待の防止、職場や公共の場の安全にも取り組みを広げたいと考えています。

豊島区は、住み続けたいまち、また、文化や観光の面で多くの人々が訪れるまちとなるため、熱意をもって取り組んでまいりますので、セーフコミュニティ認証準備段階の一都市に加えてください。また、セーフコミュニティ活動を効果的に推進し、認証を取得したいと考えていますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

豊島区長 高野之夫



World Health Organization
Collaborating Centre
on Community Safety Promotion



2010-03-11

Dnr: <Dnr>
Sid: 1 / 1

Department of Public Health Sciences
Division of Social Medicine
SE-171 76 Stockholm, Sweden
Leif Svanström
Professor

To
Mayor Yukio Takano
Toshima City, Tokyo
Japan

RE: Letter of Intention to Become a Member of the International Safe Community Network – Toshima City, Tokyo

Dear Mayor Yukio Takano,

Karolinska Institutet, Department of Public Health Sciences, Division of Social Medicine, WHO Collaborating Centre on Community Safety Promotion has received your letter of intention and the Overview of Toshima City.

We have now listed Toshima City at our web page under “Safe Communities Designations under preparation”: down at http://www.phs.ki.se/csp/who_safe_communities_network_en.htm

The Certifying Centre in South Korea: Center for Injury Prevention and Community Safety Promotion, will perform site visit and evaluate the programme: contact person Professor Joon Pil Cho

We are looking forward to meet the 2 repetitive from Toshima at the 19th International Safe Communities Conference in Suwon 23-26 March.

We hope to meet you in Sweden 2011 at the 20th International Safe Communities Conference.” Celebrating two decades of International Safe Community Development - going back to where it all started” 6-9 September 2011, Falun Municipality, Dalarna, Sweden.
Or in Japan at the 6th Asian Regional Conference on Safe Communities in 2012, Friday 11 - Sunday 13 May, 2012 in Tokyo.

Leif Svanström, Professor, Chairman
WHO Collaborating Centre on Community Safety Promotion



2010年3月11日
豊島区長 高野之夫 様

豊島区における国際セーフコミュニティネットワークのメンバーに加わるための取り組みについて

親愛なる高野之夫区長さま

WHO地域の安全向上のための協働センター及びカロリンスカ研究所は、豊島区がセーフコミュニティのメンバーとなる準備を進める旨の書簡を受け取りました。

私たちは、セーフコミュニティ準備段階都市として豊島区を登録し、ウェブページに掲載しました。

今後、韓国にある認証センターが豊島区と連絡を取り合い、豊島区の取り組みを評価し、支援していきます。そのため、韓国認証センター所長のチョ・ジュンピル教授に連絡をとってください。

私たちは、3月23日から26日にかけて韓国のスウォンで開催される第19回世界セーフコミュニティ会議で、豊島区から参加される2名の代表にお会いできることを楽しみにしています。

また、2011年9月6日～9日に、スウェーデンのダーラナ地方、ファールンにおいて、これまで20年間のセーフコミュニティの発展を祈念する第20回世界セーフコミュニティ会議、さらに2012年5月11日～13日に、日本の東京で開催する第6回アジアセーフコミュニティ会議において、高野区長にお会いできればと考えています。

WHO地域の安全向上のための協働センター所長 レイフ・スヴァンストローム

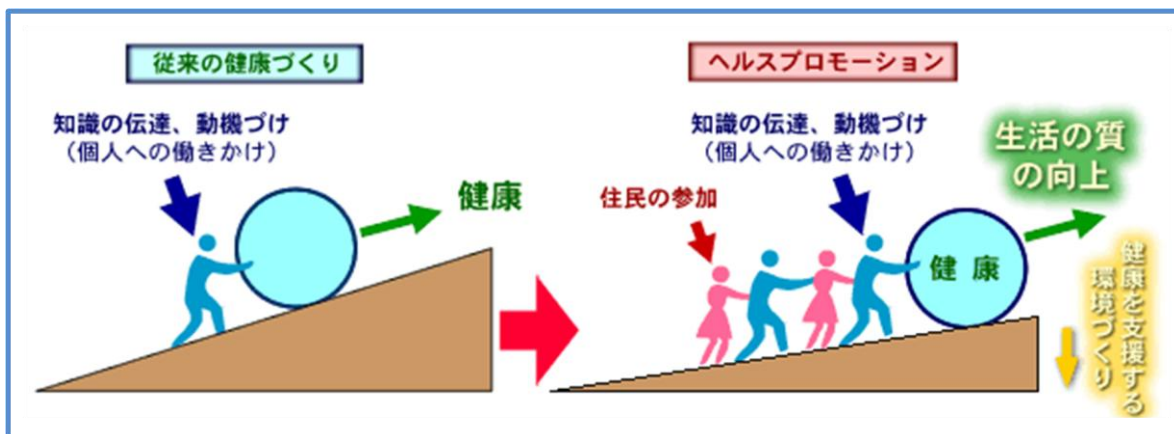
3. セーフコミュニティの歴史

(1) 予防に焦点を当てた健康政策の新たな流れ -ヘルスプロモーション-

1977年、WHO総会において、今日の保健政策の基本理念となる「全ての人に健康を」戦略が発表されました。これを機に、「プライマリヘルスケア」という理念が打ち出され、医療保健専門機関や専門職だけでなく、関連分野の連携による予防やリハビリまでを含んだ包括的な一次医療の重要性が広く認められるようになりました。

続く、1986年には、オタワ(カナダ)で開催された第1回ヘルスプロモーション国際会議において、疾病の予防を個人の生活改善に限定して捉えるのではなく、社会的環境の改善も含んだ「ヘルスプロモーション」としてとらえることが確認されました。

「ヘルスプロモーション」の展開により、それまでの疾病への対応を中心とした政策から、健康の阻害要因の予防に焦点が当てられるとともに、個人レベルの予防活動に加え、社会環境の整備や地域活動の強化(住民参加の必要性)の重要性が、着目されるようになっていきました。



(2) 健康における「安全」の重要性の高まり

このように関連分野との連携と社会環境への働きかけを重視し、健康の阻害要因を予防するという健康政策の流れが大きくなるなか、WHOは、「安全」は健康の基本的な構成要素であり、外傷予防への取り組みは、疾病に関する「ヘルスプロモーション」の理念と軌を一にするものとして重視するようになりました。

しかし、当時、公衆衛生の分野では、「安全」の向上に関する取り組みは、全く新しいものであり、「安全」が健康に与える影響や体系的なプログラムに関する計画をつくる必要がありました。そこで、WHOは、当時、スウェーデンで進められていた地域レベルでの外傷予防の取り組みの実績と経験を持つ専門家たちと協働して、外傷予防の取組みを進めていきました。

(3) スウェーデンのまちからはじまった外傷予防の取り組み

1970年代、スウェーデンでは、新たな医療保険政策による医療費負担が急速に自治体財政を圧迫しつつありました。保健医療にかかる支出を抑制するためには、受診者数を抑制することが確実な方法です。

一般的には、予防にかかる費用は治療にかかる費用よりも低いと考えられることから、それまでの「治療」を中心とした政策から、治療が必要になる状態への「予防」へのシフトが試みられていったと考えられています。

こうした社会的背景のなか、スウェーデン西部、ストックホルムから南に延びる鉄道沿線に位置する、人口約3万人の「ファルショッピング」というまちで、「セーフコミュニティ」のモデルとなる外傷予防の取り組みが始まりました。

(4) セーフコミュニティの誕生

1989年9月、スウェーデンのストックホルムで第1回世界事故・外傷予防会議（ストックホルム会議）が開催され、数多くの研究者や実践家が集い、外傷や事故に関する問題とそれらの対策の必要性などについて議論を重ねました。

この会議の結果、「全ての人々の安全」を実現するための「セーフコミュニティのためのマニフェスト」がまとめられました。

このマニフェストでは、「全ての人々は、平等に健康と安全の権利を有する」ことが宣言され、安全を守るために事故と外傷の予防に取り組む「セーフコミュニティ」の考え方が、WHOの基本的な方針と一致するものとして位置づけられたのです。

ストックホルム大会で提唱されたマニフェストを実現するため、WHOは1989年12月、スウェーデンでの外傷予防プログラムの推進に関わるとともに、ストックホルム会議を主催したカロリンスカ研究所（医科大学）との間で、セーフコミュニティ活動を推進するための協働関係を結び、活動の拠点となる「WHO地域の安全向上のための協働センター（以下、「WHO協働センター」と表記）」を設立しました。

そして、1970年、「WHO協働センター」では、セーフコミュニティに関する基準を設定し、これを満たしたコミュニティに対して、「セーフコミュニティ」の認証を与える仕組みを開始したのです。

※2007年、白石陽子、「WHO「セーフコミュニティ」モデルの普及に関する研究」を要約して作成

4. 活動と認証審査の「6つの指標」

セーフコミュニティ認証の基本的な要素として、次の6つの指標が示されています。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 指標 1 | 分野を越えた協働を推進する組織が設置されている。 |
| 指標 2 | 全ての性別、年齢、環境をカバーする長期・継続的な予防活動を実施する。 |
| 指標 3 | 子どもや高齢者など、ハイリスクグループに焦点を当てた予防活動を実施する。 |
| 指標 4 | 傷害が発生する頻度・原因を継続的に記録する仕組みを持っている。 |
| 指標 5 | 予防活動の効果・影響を測定・評価するための仕組みを持っている。 |
| 指標 6 | 国内及び国際的なセーフコミュニティネットワークへ継続的に参加する。 |

（1）各国の様々な社会状況に対応するための簡潔な指標

これらの「6つの指標」は、セーフコミュニティの審査と活動のガイドラインとなるものですが、非常に簡潔な内容として示されています。

世界的な政策を推進するにあたっては、先進国だけでなく、発展途上国も含む様々な状況の地域でも取り組むことができるモデルが必要となります。そのため、セーフコミュニティの認証では、取り組み姿勢や基本的な方法を示した「6つの指標」というかたちで示されています。

認証申請書もこれら「6つの指標」に沿って作成していきます。

（2）地域の実情に応じた課題と目標の設定が求められる

安全や健康に関する活動は、地域の実情に応じた課題と目標を設定する必要があります。課題や目標について、世界共通の絶対的基準があり、決められたプログラムを実施するのではなく、それぞれの地域が、自分たちの置かれている状況に応じて重点課題を設定し、地域で活用可能な資源を使って取り組むことを原則としています。

また、セーフコミュニティでは、新たに特別な活動を求めるのではなく、それぞれの地域が実施してきた活動や社会的な資源を活用することを基本としているために、いわゆる「身の丈にあった」取り組みを進めることを原則としています。

（3）白いキャンバスに安全・健康の全体像を描く

セーフコミュニティ認証への準備は、あらかじめ決められた何百もの画一的なチェック項目を積み上げていくというのではなく、「6つの指標」を基本としながら、白いキャンバスに豊島区の安全と健康への取り組みの全体像を描いていく作業と似ています。

何を重点課題とするか、原因に対応する効果的な予防活動とは何か、そのためにどんな地域資源を活用できるのか、効果をどのように測定するのかを、一つひとつ組み立てていくのです。そして、自ら描き、組み立てた申請書を提出し、審査を受けることとなります。

ガイドラインが簡潔かつ基本的であることは、認証を取得しようとする都市の主体性と自律性を強く求めることになるのです。

5. セーフコミュニティ活動の特徴

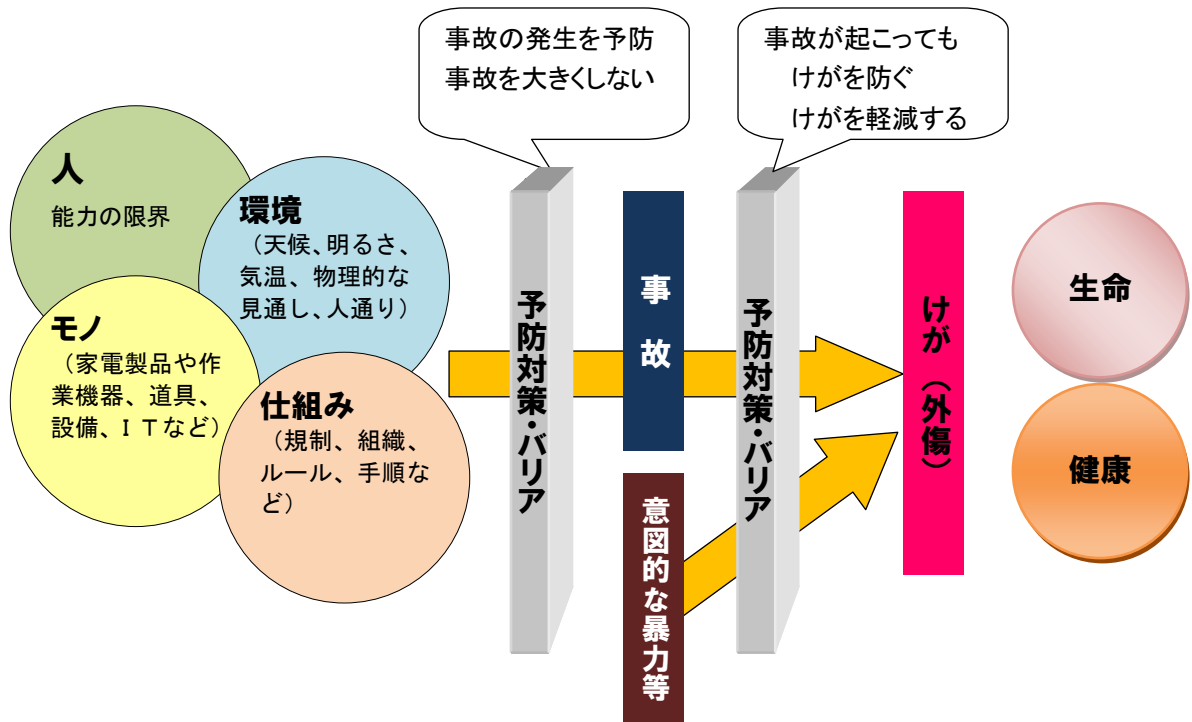
(1) 「事故の予防」と「けがの軽減」に取り組むセーフコミュニティ

セーフコミュニティでは、地域社会のなかで発生する事故を予防するとともに、もし発生してしまってもけがを最小限に抑止することを中心的な目標としています。

事故によるけがは、その瞬間のだけではなく、長い間にわたって、心身の健康に大きな影響を与え、生活の質（QOL）を低下させてしまいます。また、突然発生する「事故」は、本人だけではなく、家族や周囲の人々の暮らしにも大きな影響を与えてしまうこともあります。

セーフコミュニティは、「事故は決して偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防できる」という考え方のもと、地域のコミュニティや人と人の絆を広げながら、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動です。

また、事故だけではなく、犯罪等の意図的な暴力、児童や高齢者に対する虐待、自殺などについても、心身の傷によって健康を阻害するものとして、取り組みの対象に含めています。



(2) 「科学の目」を使って原因を分析し、課題を見える化する

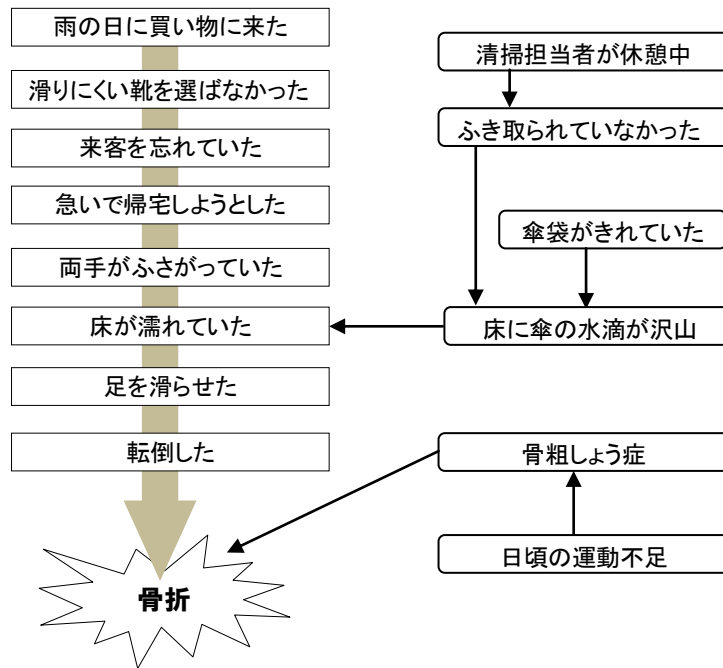
予期していないことが突然に起きる事故によって、私たちの生命や健康はもちろん、財産、組織の信頼などに、取り返しのつかない損害や損失を受けてしまうことがあります。

航空機や鉄道の事故をはじめ、交通事故や火災、製品の不具合による事故、食中毒、転倒による骨折、そして地震や風水害による災害、さらには行政組織や企業組織における不祥事も事故の一つです。

予期せぬ出来事が重なることで、偶然に発生したように感じる事故ですが、その背景には必ず原因があります。二度と同じ事故を起こさないためには、徹底的にその原因や背景を調べ、一つでも多くの要因を見つけ、対策を立てていく必要があります。

事故の原因を調べていくと、その背景に隠れていた因果の連鎖が見えてきます。転倒して骨折したことは、単なる不注意や偶然ではなく、様々な要因が重なり合って起こったことが分かります。

下の図は、雨の日のスーパーで高齢者が転倒して骨折したことの背景を探った事例です。一つひとつの要素に大きな問題があるわけではありませんが、小さなミスが重なって事故が発生していることが分かります。



(3) 部門横断的な連携・協働により新たな改善策を生み出す

セーフコミュニティでは、原因を探り、有効な予防対策を実施するうえで、部門を越えた横断的な連携・協働を大切にします。課題を解決していくために地域が持つ資源（人、モノ、資金）を有効に結びつけて考えようとしています。

部門を越えた連携・協働は、実際には簡単なことではありません。

具体的な事故やけがをテーマとして、行政、警察、消防、医療、産業、交通、NPO、地域コミュニティが課題を共有することからはじめ、分散している情報やデータを集めて分析し、新たな改善策を生み出していきます。

セーフコミュニティ活動は、長い距離を走り続けるマラソンのようなものです。一步一步、連携・協働の輪を広げていきます。



6. セーフコミュニティの予防対象

セーフコミュニティでは、主に次のような要因による心身への損傷を予防し、軽減することを目的として、活動を展開します。

不慮の事故	犯罪・暴力	災害	その他
交通事故、住宅内の事故 (転倒、火傷、溺水、窒息、 中毒等)、公共施設内の事 故、職場の事故など	傷害・暴行、窃盗、性犯 罪、薬物中毒、児童虐待、 高齢者虐待、DVなど	地震、火災、風水害等によ る死亡・けがなど	自殺、外傷後のストレス障 害など

■ハインリッヒの法則

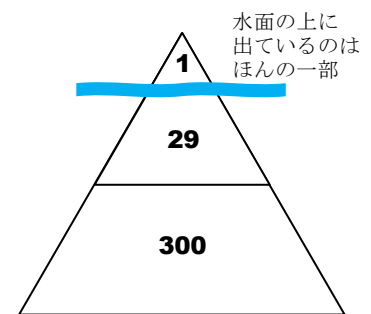
重大な事故が発生していないまでも、その背景には、沢山の軽微な事故、事故にならずに済んだ失敗やヒヤリ体験があるはずです。

こうした軽微な事故やヒヤリ体験の事例を集め、原因を分析し、予防対策に活かすことで、重大な人身事故を防止するヒントを得ることができます。

この考え方はハインリッヒの法則（1：29：300の法則）と呼ばれています。米国のハインリッヒ氏が労働災害の発生確率を分析したもので、1件の重大災害の背景には、29件のかすり傷程度の災害があり、その裏には300件のヒヤリ体験があるというものです。

しかし、死亡事故については、頻度や原因を記録する統計データがありますが、一般的なけがや軽微な事故については、原因究明を目的とした記録や統計データがない場合がほとんどです。

セーフコミュニティでは、救急活動や健康診査などの間接的な統計データを活用するとともに、区民へのアンケート調査を実施することで、けがやヒヤリ体験の情報を集め、予防活動の改善に向けた分析に取り組みます。



■セーフコミュニティの基本にある公衆衛生

右下の図は1848年にロンドンで発生した、大規模なコレラ感染の状況を分析した地図です。

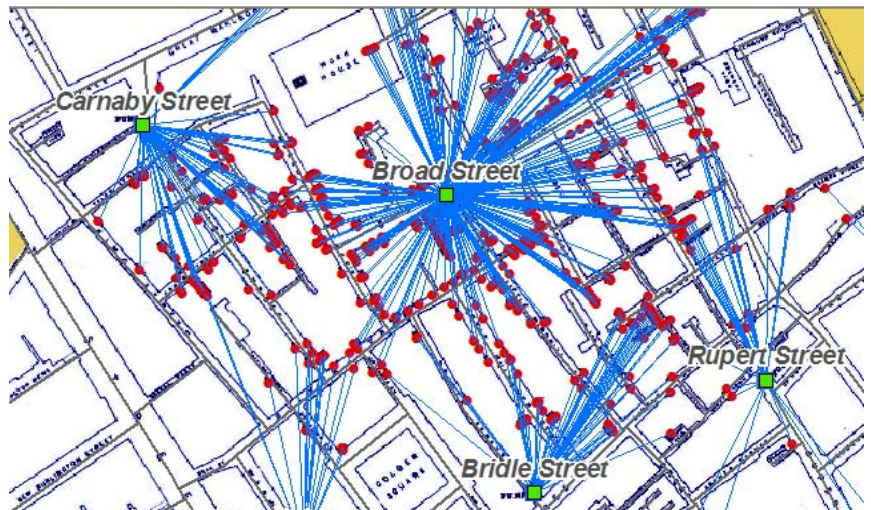
赤い点は死亡者の住所、緑の四角は井戸の場所、そして水色のラインは水道の利用状況です。まだ、伝染病の仕組みが分からず、コレラの伝染は、遺体の霊気によるものと信じられていた頃のことです。

当時の研究者は、この分析から、死亡者の住所はバラバラでも、同じ井戸からの水道を利用していることを突き止めました。

これが公衆衛生学のはじまりだと言われています。

セーフコミュニティの基礎には、こうした公衆衛生の考え方があります。

目には見えない問題、個人では如何ともしがたい問題を解決するノウハウを、安全・安心なまちづくりに活かそうとするのが、セーフコミュニティ活動なのです。



7. インターナショナル・セーフ・スクール

WHO協働センターでは、心や身体を傷つける外傷及びその原因となる事故、いじめ、暴力の予防に取り組む学校を「インターナショナル・セーフ・スクール」として認証する制度を推進しています。

セーフスクールの認証では、学校内だけではなく、子どもを守る地域ネットワークとの連携・協働と子ども自身の参加が重要とされています。

1980年代にスタートした「セーフコミュニティ」に対して、セーフスクールは2003年から始まった認証制度であり、2010年10月現在、就学前教育施設や小学校、大学に至るまで、世界で44の学校が認証を取得しています。

日本では2010年3月に大阪教育大学附属池田小学校が認証を取得し、さらに2010年11月には、厚木市の「清水小学校」が認証取得を目指しています。

認証の指標や手続きは、セーフコミュニティとほぼ同じですが、再認証までの期間は3年とされています。(セーフコミュニティは5年です。)

豊島区では、これまでも積極的に学校の安全対策に取り組んできました。セーフコミュニティでは、「学校の安全」を重点テーマとしており、そのモデル校として「区立朋有小学校」(児童数503名)を位置づけ、認証取得に取り組めます。

今後、セーフコミュニティ認証の目標である2012年度(平成24年度)中の認証取得を目指し、2010年内を目途に、取り組み方針とスケジュールを明らかにします。



《インターナショナル・セーフ・スクール認証の「7つの指標」》

指標 1	教師、生徒・学生、事務・技術スタッフ・保護者の協働を基盤に、安全向上に取り組む運営基盤が整備されている。
指標 2	セーフスクールの取組方針は、セーフコミュニティに関する方針と整合性をもって決定され、教育委員会が定める教育プログラムの方針と一致している。
指標 3	長期かつ継続的に運営されるプログラムによって、両性・すべての年齢(学年)、環境、状況がカバーされている。
指標 4	ハイリスクのグループ・環境および弱者グループを対象としたプログラムがある。
指標 5	事故・暴力や自傷などによる外傷の原因の頻度・原因を記録するプログラムがある。
指標 6	学校政策、プログラム、そのプロセス、変化による効果を評価する方法がある。
指標 7	地域、国内・国際的なネットワークに継続的に参加する。

「インターナショナル・セーフ・スクール」

認証取得に向けて

豊島区立朋有小学校は、これまで、安全教育の一環として、地域安全マップづくりを通じた児童の危険回避能力の育成や、町会・ボランティア団体等と連携した子どもの見守りを行ってまいりました。

現在、子どもたちを取り巻く安全をめぐる社会状況は大きく変化しています。また区内でも、子どもの交通事故や学校事故の件数は、増加傾向にあります。

我が国でも屈指の高密度都市に居住し、学校に通う子どもたちにとって、安全で安心して毎日を過ごし、生き生きと学ぶことができる環境をつくることは、まさに急務の課題であり、このことは、学校関係者をはじめ、保護者・地域、みんなの願いでもあります。

豊島区教育委員会では、平成22年3月に「豊島区教育ビジョン2010」を策定し、この中で、子どもたちの安全にかかわる施策の推進を打ち出しております。

このことを踏まえ、朋有小学校では、これまでの安全教育の集大成として、WHOセーフコミュニティ協働センターが提唱する「インターナショナル・セーフ・スクール」への取り組みを進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

平成22年11月16日

豊島区立朋有小学校長 田淵 貢造

セーフコミュニティとしま 第19回地域安全運動豊島区民大会

2010年10月7日開催（東京芸術劇場大ホール）区民1,500名以上が参加しました。



地域活動の事例発表の皆さん



第2章

豊島区がセーフコミュニティに取り組む意義

1. 高密都市だからこそ重要な「安全」と「コミュニティ」

豊島区は、日本一の高密都市であり、コンパクトな中に文化、商業、業務、居住、教育など様々な機能が集積し、多様な人々が暮らし、活動することで活力を生み出しています。

しかし同時に、一日乗降客数 264 万人の池袋駅を中心に、都内有数の繁華街が広がっていることから、犯罪防止や環境浄化、交通事故などについての課題を抱えており、地震災害に脆弱な密集住宅地が広く分布することなど、高密都市であればこそその安全課題も持ち合わせています。

また、一年間に2万人を超える転出入、単身世帯が6割を占める世帯構成、一人暮らし高齢者の割合の高さや、出生率の低さなどは、豊島区の特徴であると同時に、地域のコミュニティづくり、人と人の絆を広げていくうえでの課題でもあります。



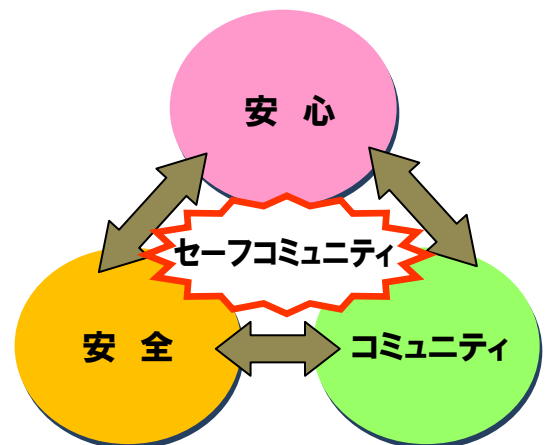
2. 豊かな地域力に支えられた「安心」を高める

こうした「安全」と「コミュニティ」に関する課題は、豊島区が常に向き合い続けるべき基本的な課題であり、文化政策や環境政策、都市再生など、成長戦略の柱を打ち立てていく基盤ともなるものです。

暮らしのなかに「安全」と「コミュニティ」がそろってこそ、私たちは真の「安心」を感じることができます。

セーフコミュニティ活動は、安全な生活環境を確保するとともに、地域のなかに豊かなコミュニティや部門を越えた横のつながりを広げることで、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動であり、豊島区の基本的な課題に対応する政策モデルです。

豊島区は、セーフコミュニティ活動を展開することで、安全を起点としてコミュニティにおける人の絆やつながり広げ、豊かな地域力に支えられた「安心」なまちづくりを推進していきます



3. 世界基準で評価することで改善につなげる

セーフコミュニティは、新たに特別な活動をはじめるとはではなく、これまでの地域活動や事業を活かしながら、「予防」に重点を置き、効果的な工夫や横の連携を取り入れていく活動です。

豊島区では、様々な地域を守る安全・安心活動が行われています。これらの活動をWHOが示す6つの基準に照らして、科学的な視点から改めて評価し、新たな発想や方法を学ぶことで、地域の「健康」と「安全」の活動を大きくステップアップすることができると考えています。

4. まちのイメージアップにつなげる

「住みたい、住み続けたい、訪れたいまち」として選ばれていくために、また、子どもを育て、働き、事業を興し、自己実現を図っていくために、安全・安心は最も基本的な要素です。

セーフコミュニティの認証を取得することで、豊島区の安全・安心の取り組みが世界基準に照らして確認されることとなります。

日本一の高密都市から「地域力による予防モデル」を世界に発信することで、「住みたいまち、住み続けたいまち」としてのイメージを高めることができます。

セーフコミュニティの認証を取得することは、豊島区の品格を高め、まちのイメージアップを進めていくうえで、価値ある取り組みとなります。

5. 医療・介護等の費用削減につなげる

不慮の事故を予防し、転倒による要介護状態になることを防ぐことで、医療費、介護費用などの削減効果を向上させることができます。

また、自殺を予防することで、経済的な損失を防ぐことができます。

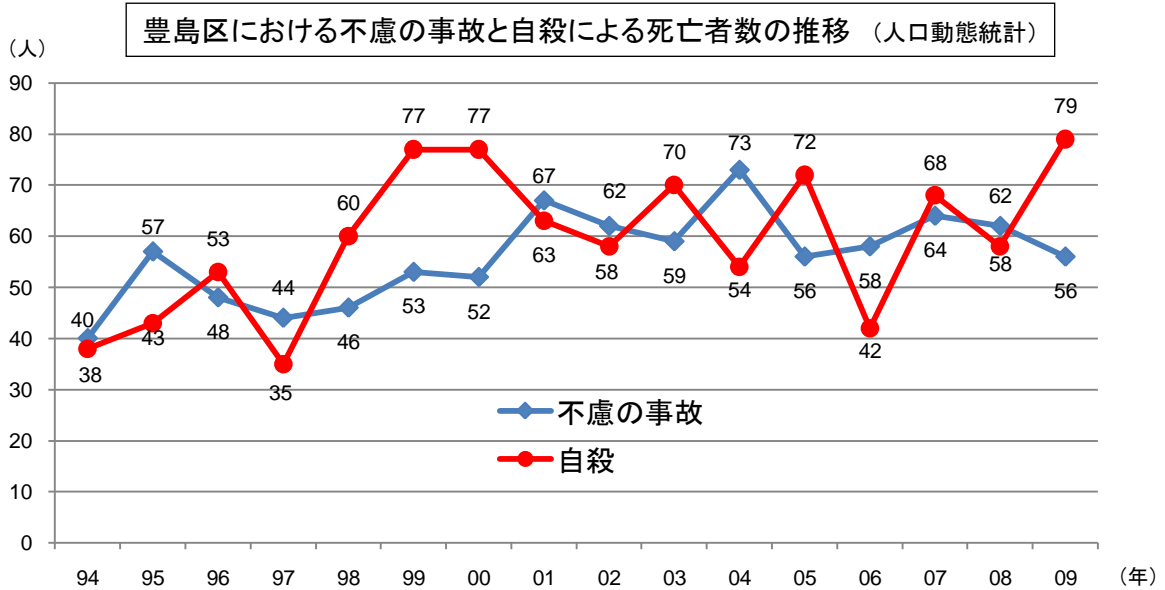
第3章

外傷と事故に関する現状と課題

1. 外傷等による死亡の状況

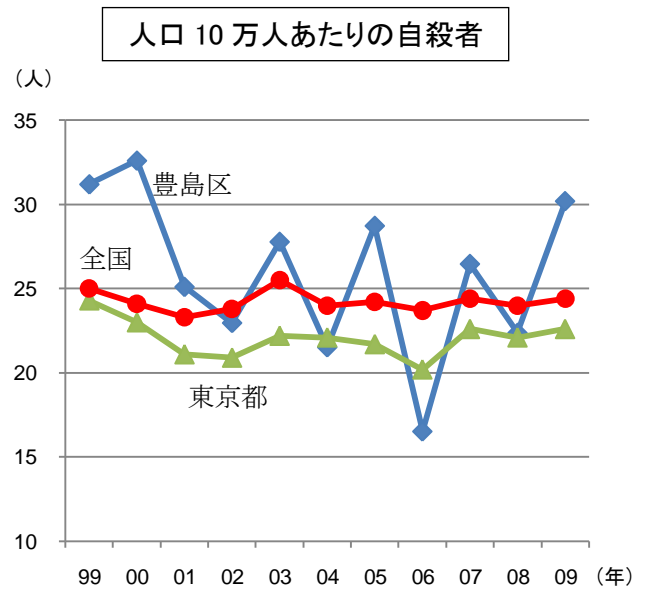
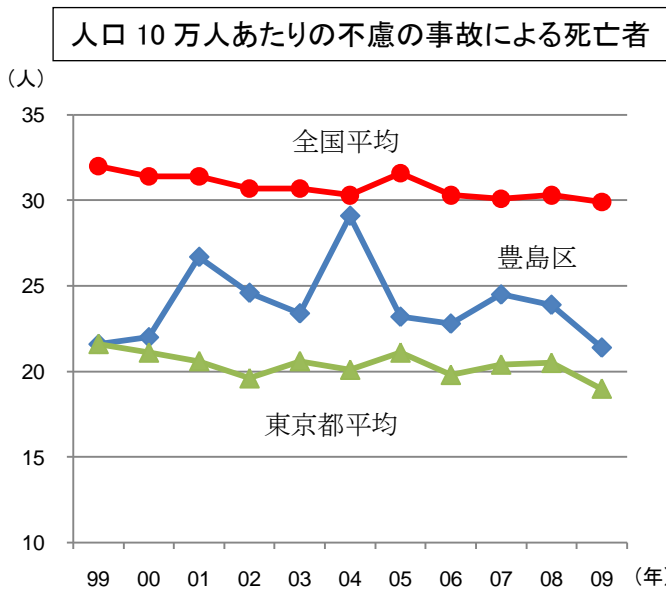
人口動態統計により、豊島区の「不慮の事故」と「自殺」の状況をみると、「不慮の事故」は毎年60人前後で推移しており、ほぼ横ばいからわずかに減少する傾向にあります。

「自殺」については、毎年50～80人の変動が大きい状況ですが、やや増加する傾向がみられます。



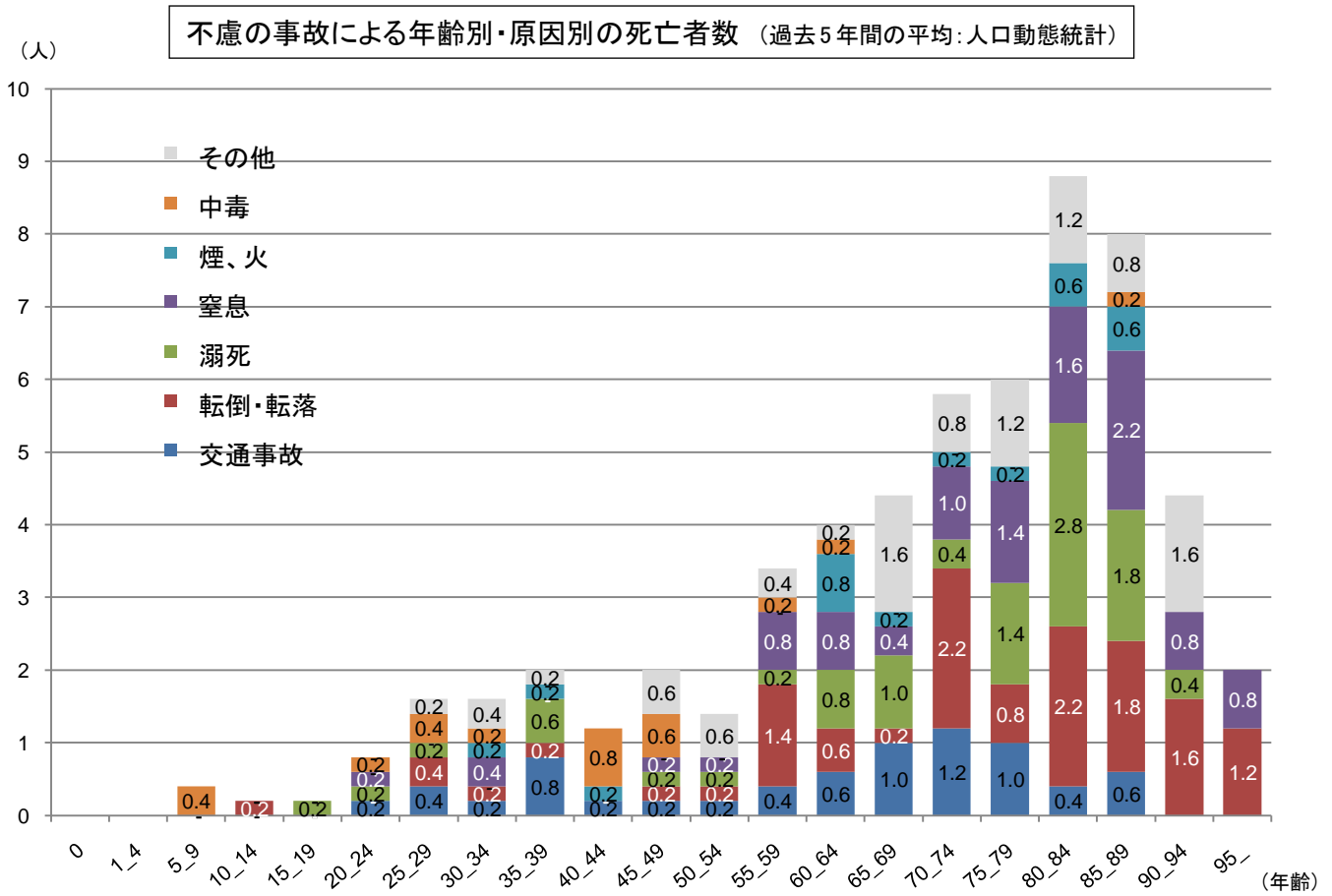
比較のため、人口10万人あたりでみると、「不慮の事故」による死亡は、全国平均よりも低い水準で推移していますが、東京都平均よりは高い状況です。

また、「自殺」については、変動が大きい状況ですが、総体的にみれば全国平均や東京都平均を上回る状況で推移しています。

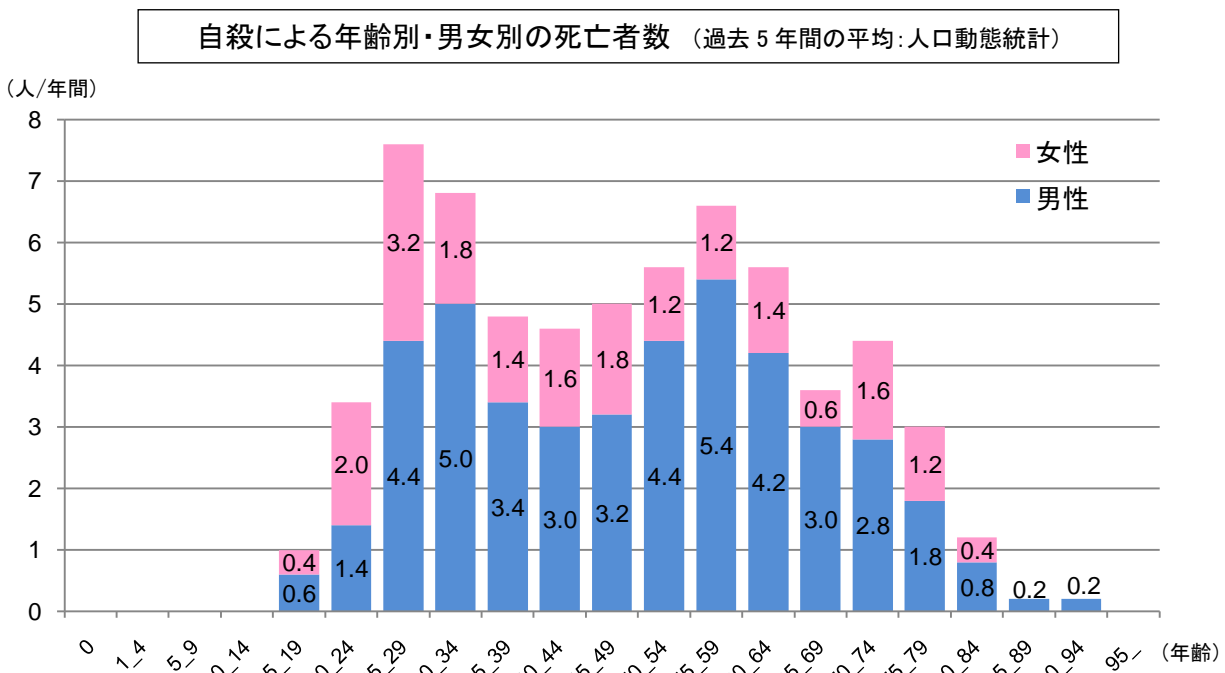


「不慮の事故」により毎年 60 人前後が亡くなっています。高齢になるほど死亡者が増加しており、転倒・転落、溺死、窒息が主な原因です。

交通事故による死亡者は、約 7 人となっています。

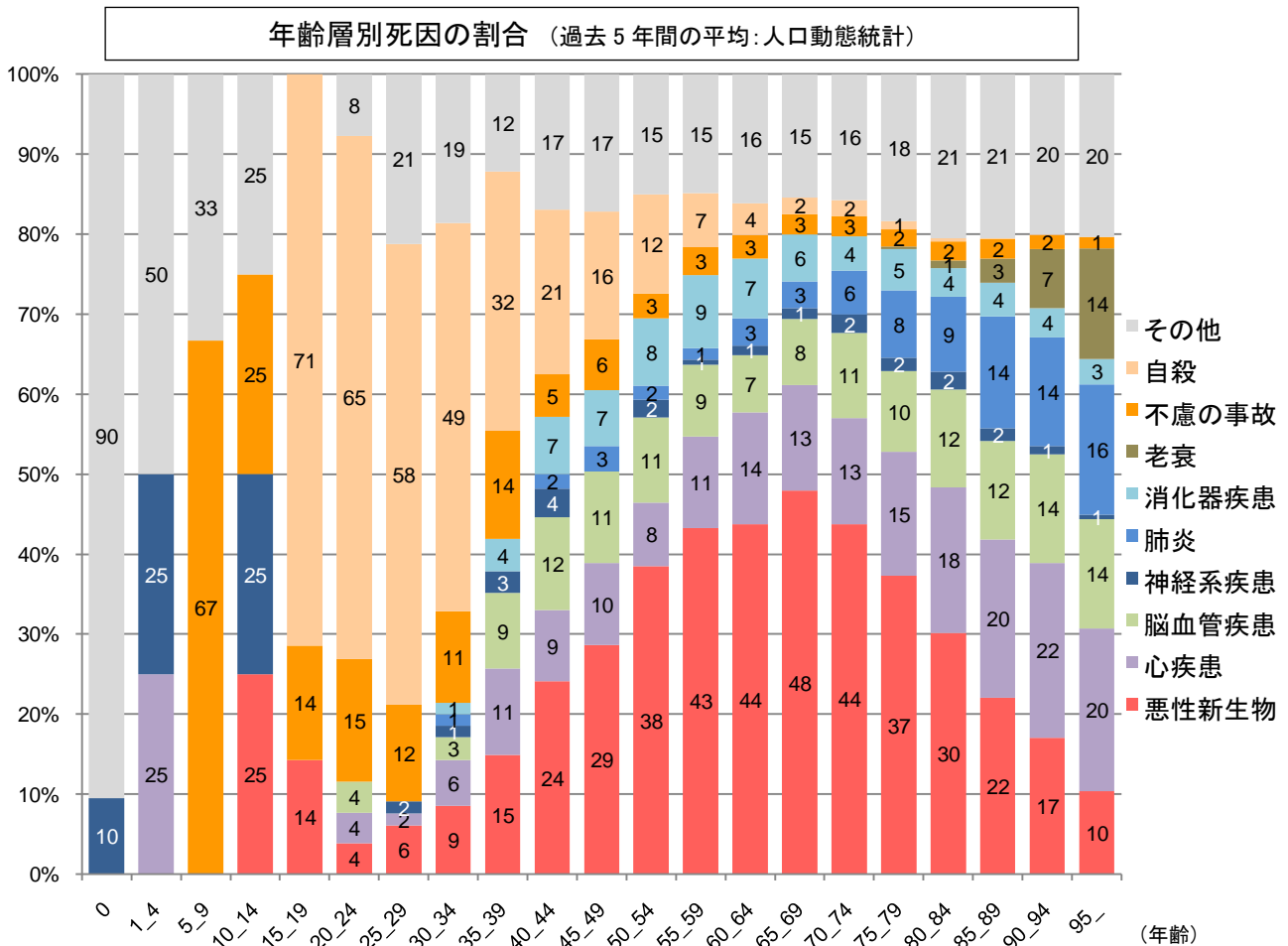


日本の社会的課題となっている「自殺」ですが、豊島区でも過去 5 年間の平均で約 64 人が亡くなっています。20 歳台後半から 30 歳台前半、そして 50 歳台後半にピークがあります。いずれの年齢層でも男性の方が多くなっています。

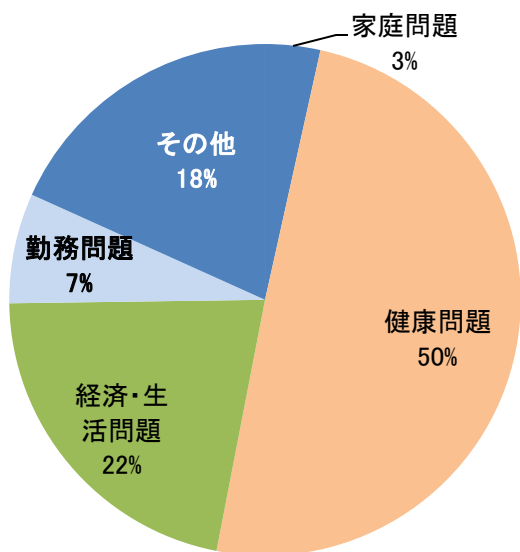


《年齢層別死因順位 過去5年間（平成17～21年）の平均》（人口動態統計）

年齢	1位	2位	3位	4位	5位
0歳	神経系疾患	その他			
1_4歳	心疾患、神経系疾患		その他		
5_9歳	不慮の事故	その他			
10_14歳	不慮の事故、悪性新生物、神経系疾患			その他	
15_19歳	自殺	不慮の事故、悪性新生物			
20_24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物、心疾患、脳血管疾患		
25_29歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	心疾患	神経系疾患
30_34歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
35_39歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患	脳血管疾患
40_44歳	悪性新生物	自殺	脳血管疾患	心疾患	消化器疾患
45_49歳	悪性新生物	自殺	脳血管疾患	心疾患	消化器疾患
50_54歳	悪性新生物	自殺	脳血管疾患	消化器疾患	心疾患
55_59歳	悪性新生物	心疾患	消化器疾患	脳血管疾患	自殺
60_64歳	悪性新生物	心疾患	消化器疾患	脳血管疾患	自殺
65_69歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	消化器疾患	肺炎
70_74歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	消化器疾患
75_79歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	消化器疾患
80_84歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	消化器疾患
85_89歳	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	消化器疾患
90_94歳	心疾患	悪性新生物	脳血管疾患、肺炎		老衰
95歳以上	心疾患	肺炎	老衰	脳血管疾患	悪性新生物

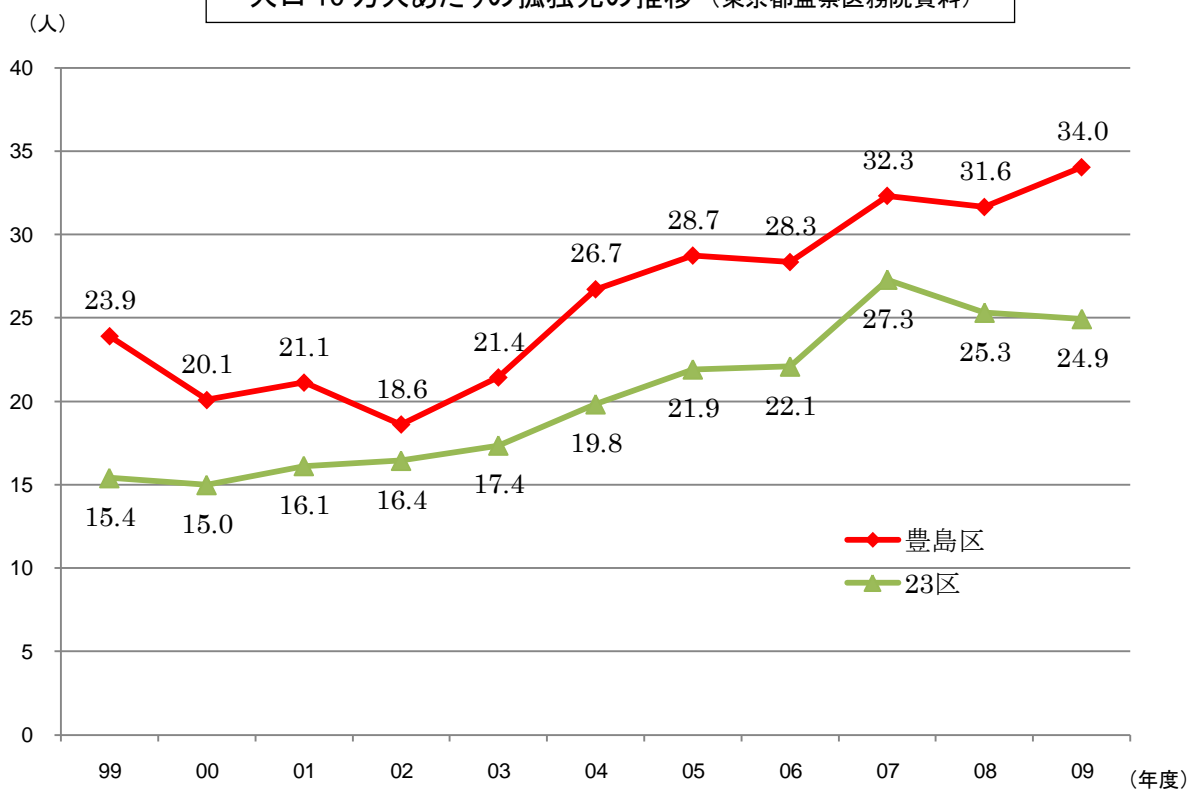


豊島区における自殺の原因（内閣府資料）



※平成 19 年、20 年の 2 年間について遺書等の動機を裏付ける資料により、明らかに推定できる原因・動機を一人 3 つまで集計可能として算出したもの。

人口 10 万人あたりの孤独死の推移（東京都監察医務院資料）



※東京都監察医務院が死因を確認するために取り扱ったものうち、65 歳以上の一人暮らし高齢者の自宅における不自然死の数。

2. 外傷(けが)の状況

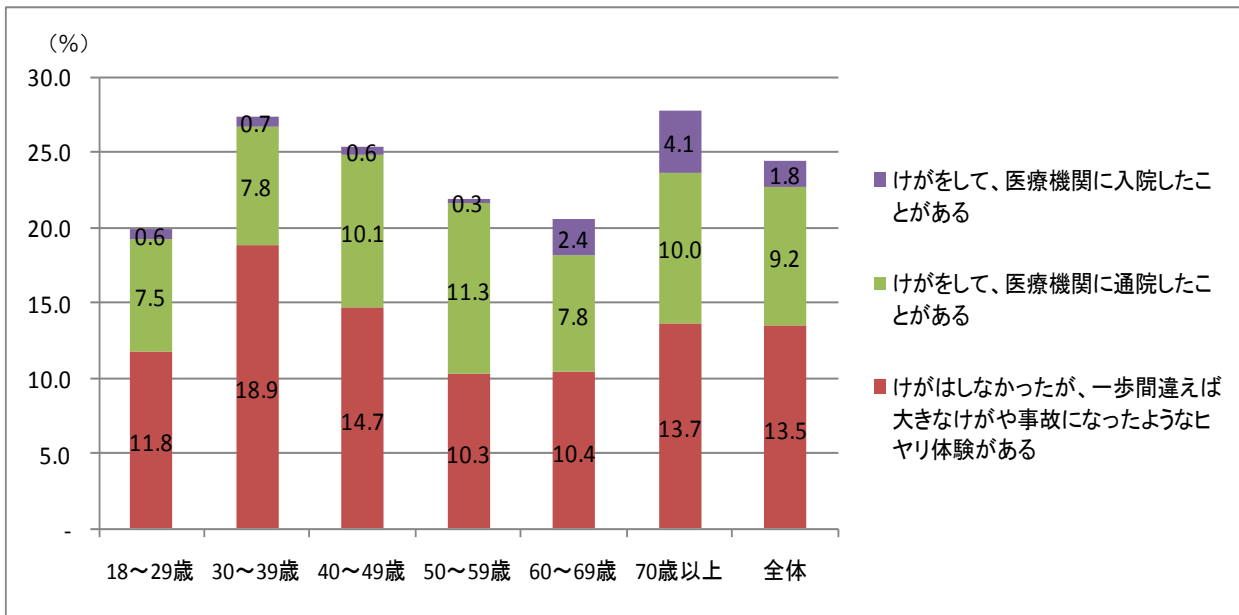
(1) 区民へのアンケート調査

外傷(けが)については、社会的な統計制度が確立されていないため、区民へのアンケート調査を実施することにより、傾向を把握しました。(※平成22年6月：協働のまちづくりに関する区民意識調査、18歳以上の区民5,000人を無作為抽出、回答率40.8%)

なお、子どもについては、今年11月に別途アンケート調査を実施する予定です。

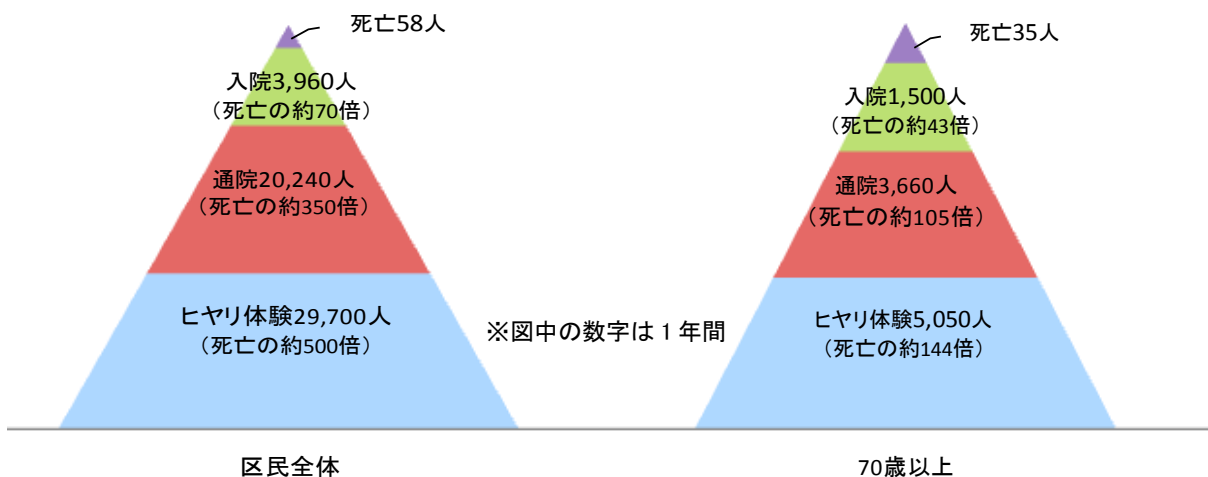
調査結果では、11% (約9人中1人) が最近1年間に「けが」で医療機関に入院・通院したことがあり、70歳以上ではその割合が14.1% (約7人中1人) へと高くなっています。

過去1年間のけが・事故の経験 (区民アンケート調査)



人口動態統計による死亡者数とアンケート調査を組み合わせると、18歳以上の区民全体では、1人の死亡に対して、入院はその約70倍、通院は約350倍、その背景には約500倍もの「ヒヤリ体験」があることとなります。

死亡・けがの全体像 (人口動態統計と区民アンケート調査から推計)

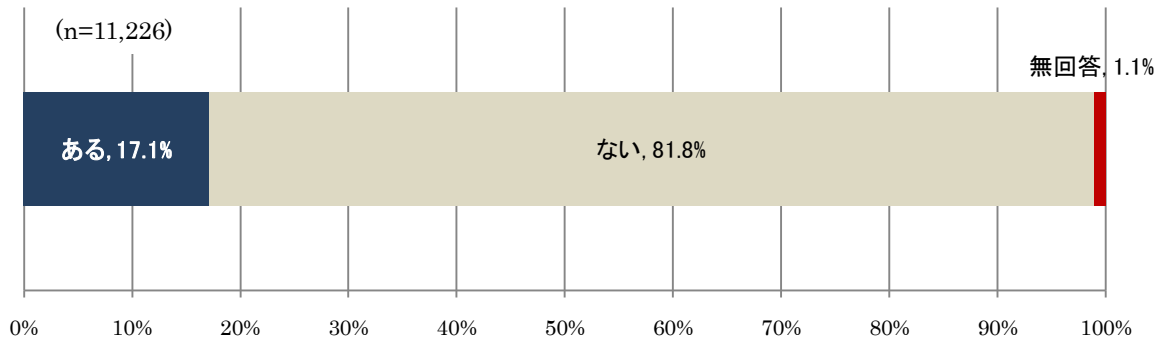


※入院、通院、ヒヤリ体験の人数は、上記の「過去1年間のけが・事故の割合をもとに、平成22年1月1日現在の住民基本台帳上の18歳以上の人口(219,681人)と70歳以上の人口(36,594人)で換算したものです。

(2) 高齢者へのアンケート調査

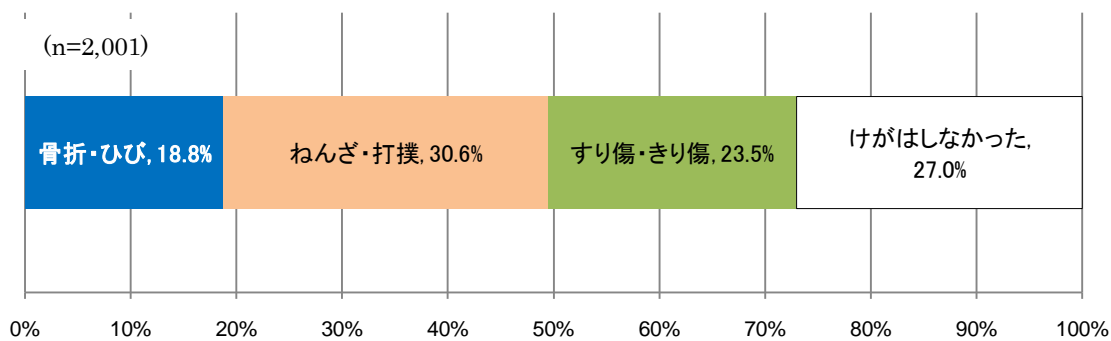
この1年間の自宅で転倒の有無

6人に1人が、この1年間に自宅内で転倒したと回答しています。



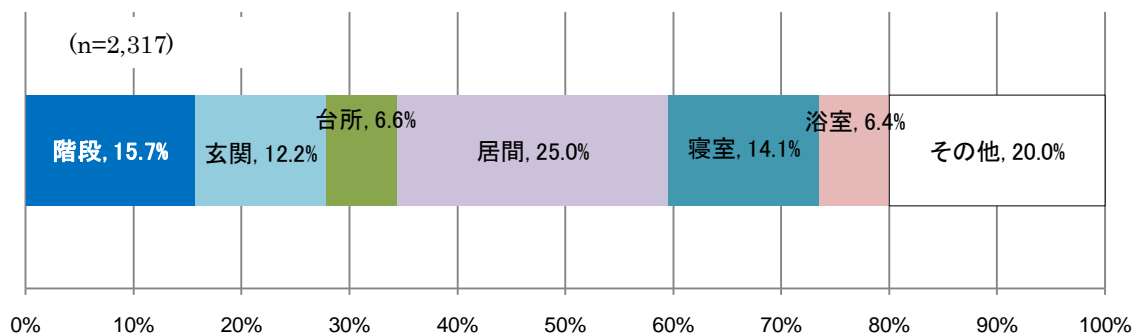
転倒した際の「けが」の有無

自宅内の転倒によって10人中7人が「けが」をしています。そのうち一番多い「けが」はねんざ・打撲で、けがをした人のうちの4割以上を占めています。



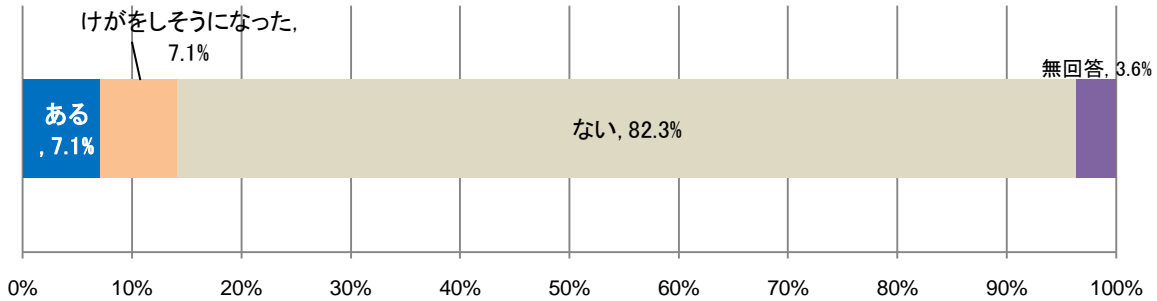
転倒した場所

自宅内の転倒の25%は居間、次いで階段15.7%となっています。



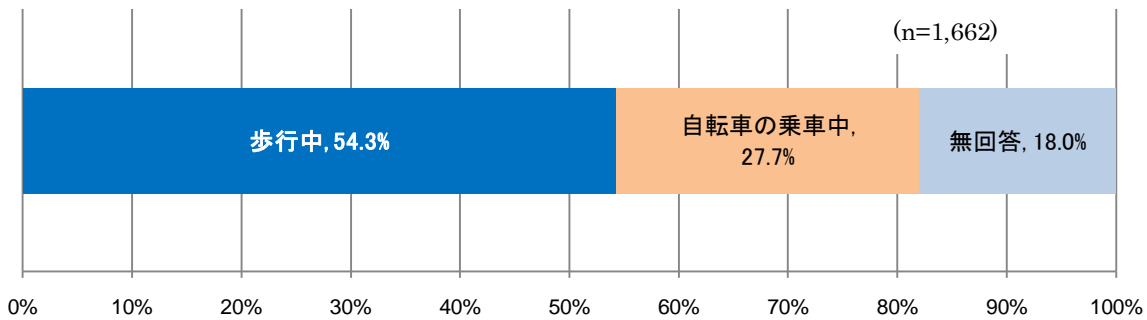
この1年間の外出中の「けが」の有無

自宅内での「けが」の割合より低くなりますが、それでも14人に1人はこの1年間で外出中にけがをしており、同じ割合で「けがをしそうになった」と回答しています。



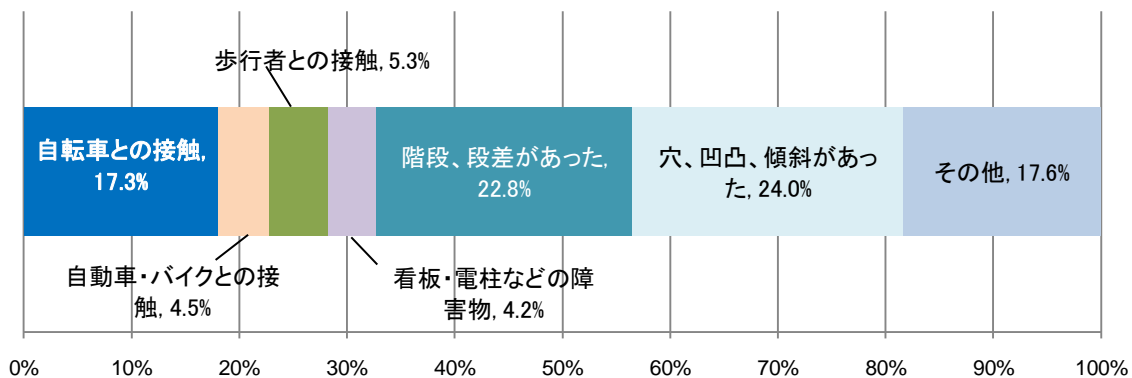
外出中のけがをした、けがをしそうになったときの状況

歩行中は、自転車乗車中のほぼ2倍の数となっており、回答者の5割以上が歩行中と回答しています。



外出中のけが・事故の原因

「穴、凹凸、傾斜があった」が24%、「階段、段差があった」が23%と路面や施設の状態を原因とする回答が上位を占めました。



3. 救急搬送データによる分析

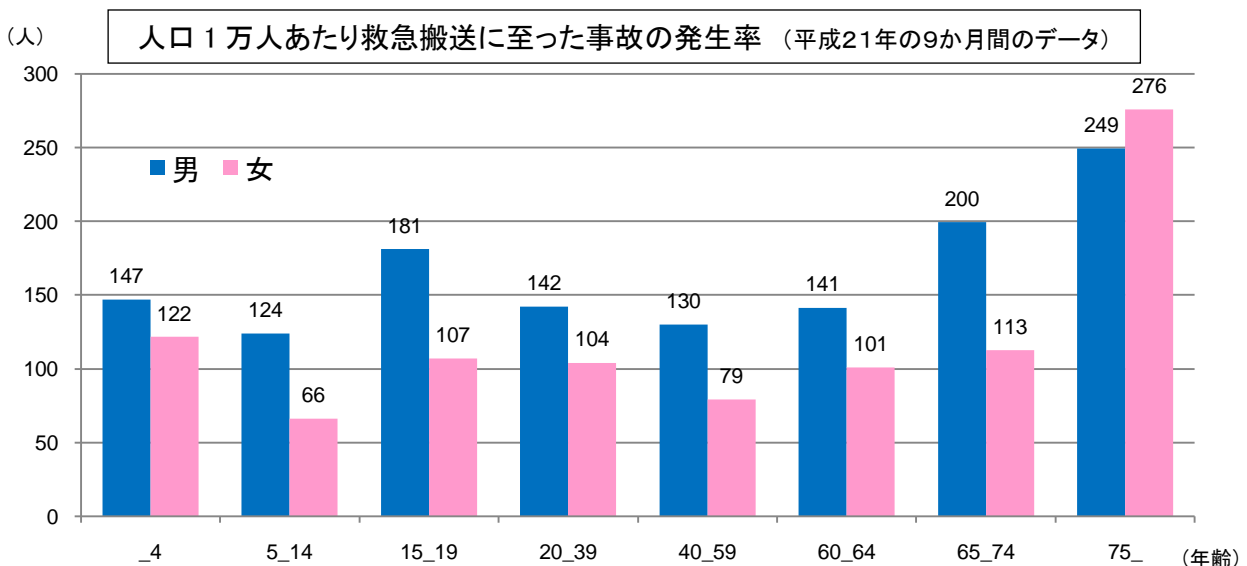
(1) 救急搬送データの特徴

豊島区内へ出動した救急車の搬送データをもとに、事故やけがの状況を分析することができます。しかし、豊島区内への出動は、必ずしも区民という範囲だけではなく、昼間であれば就業者や就学者、来街者を対象とするものも含まれています。

豊島区は、夜間人口より昼間人口の方がはるかに大きく、特に15歳～59歳の年齢層では、夜間と昼間で人口構成に大きな違いがあるものと考えられます。そうして点を踏まえて、データを見ていくことが必要です。

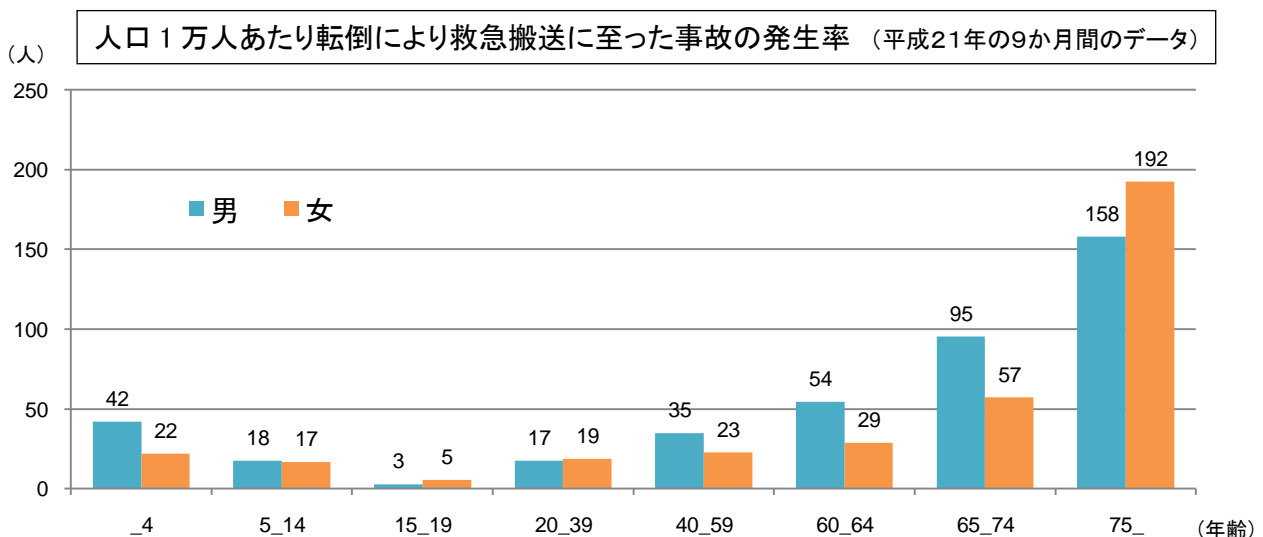
(2) 救急搬送に至った事故の発生率

人口1万人あたりで、救急搬送に至った事故の発生率を分析すると、高齢者や乳幼児で比較的高い発生率となっており、対策の優先順位が高いといえます。なお、15歳～19歳の男性では発生率が高くなっていますが、学生など昼間人口の影響を考慮する必要があります。



(3) 転倒により救急搬送に至った事故の発生率

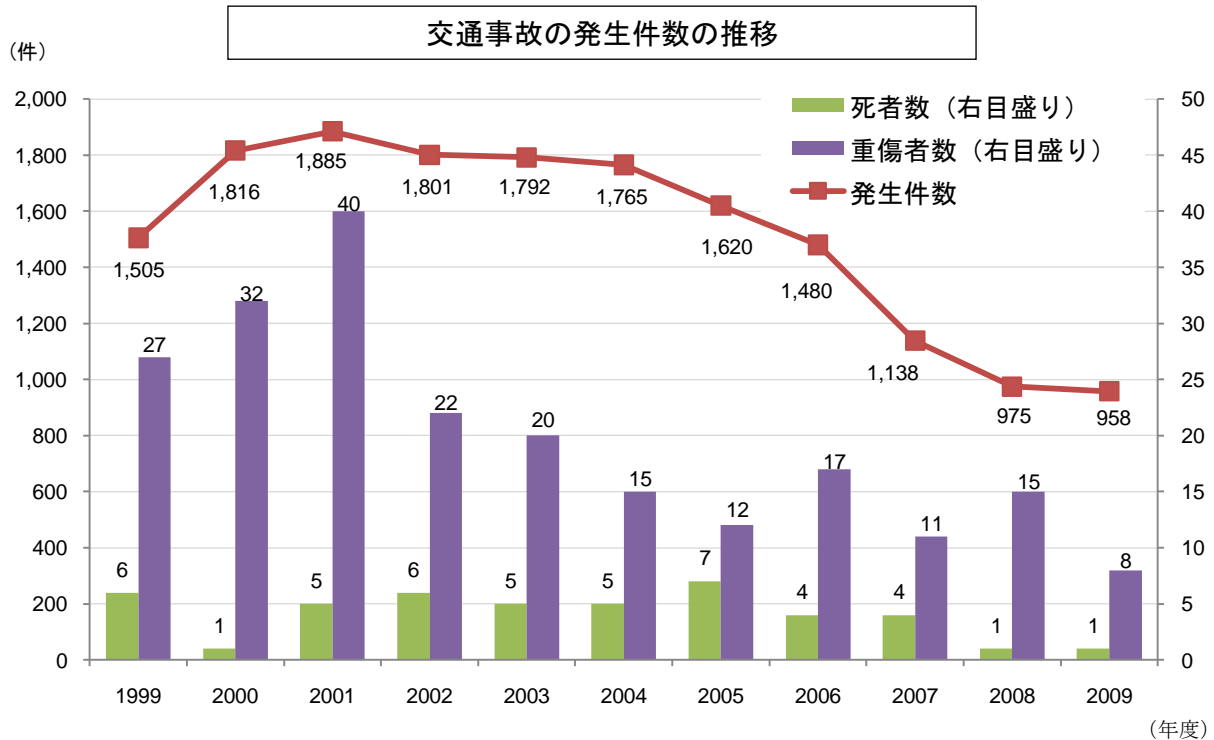
人口1万人あたりで、転倒が原因で救急搬送に至った事故の発生率を分析すると、高齢者が非常に高く、次いで乳幼児での発生率が高くなっています。



4. 交通事故の発生状況

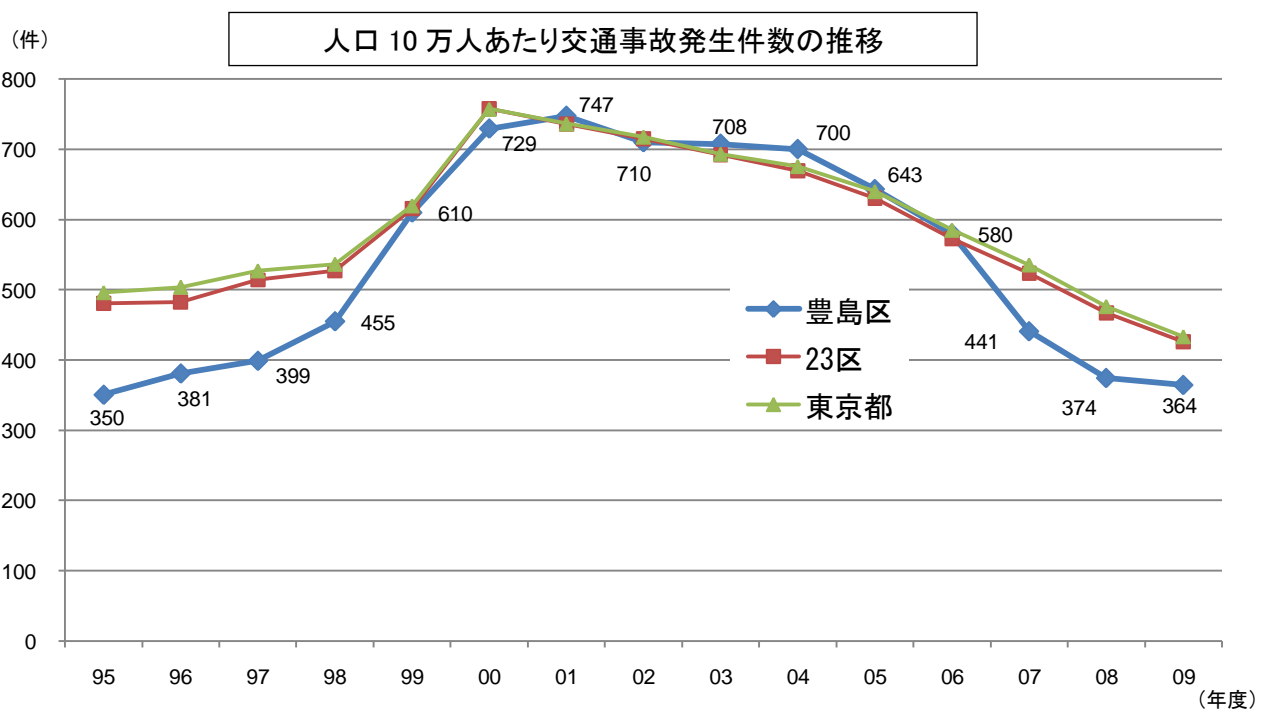
(1) 交通事故発生件数の推移

交通事故は、ピークだった平成13年度の1,885件に対して、平成21年度にはほぼ半減して958件となっています。



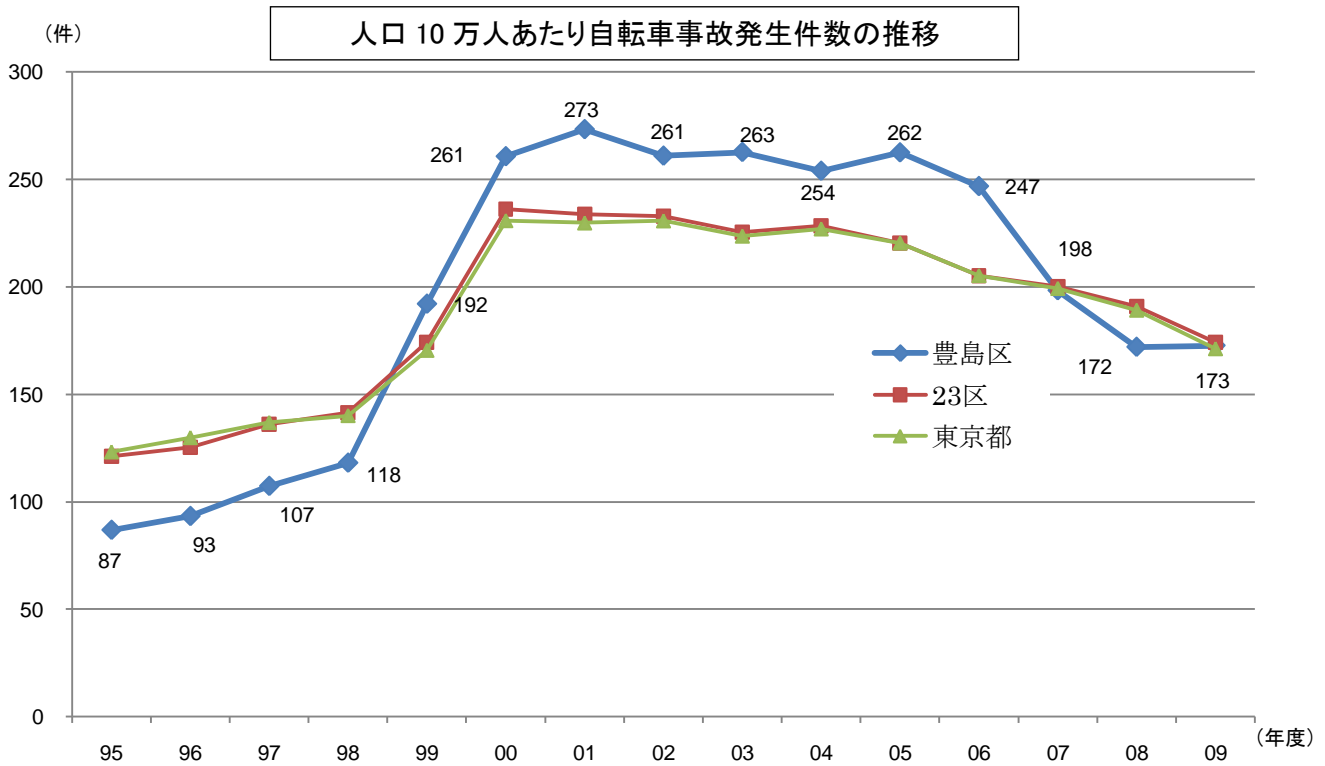
(2) 人口10万人あたり交通事故発生件数 (単位:件)

交通事故発生件数を、人口10万人あたりで東京都や23区全体と比較すると、最近、豊島区の発生率が低くなってきています。



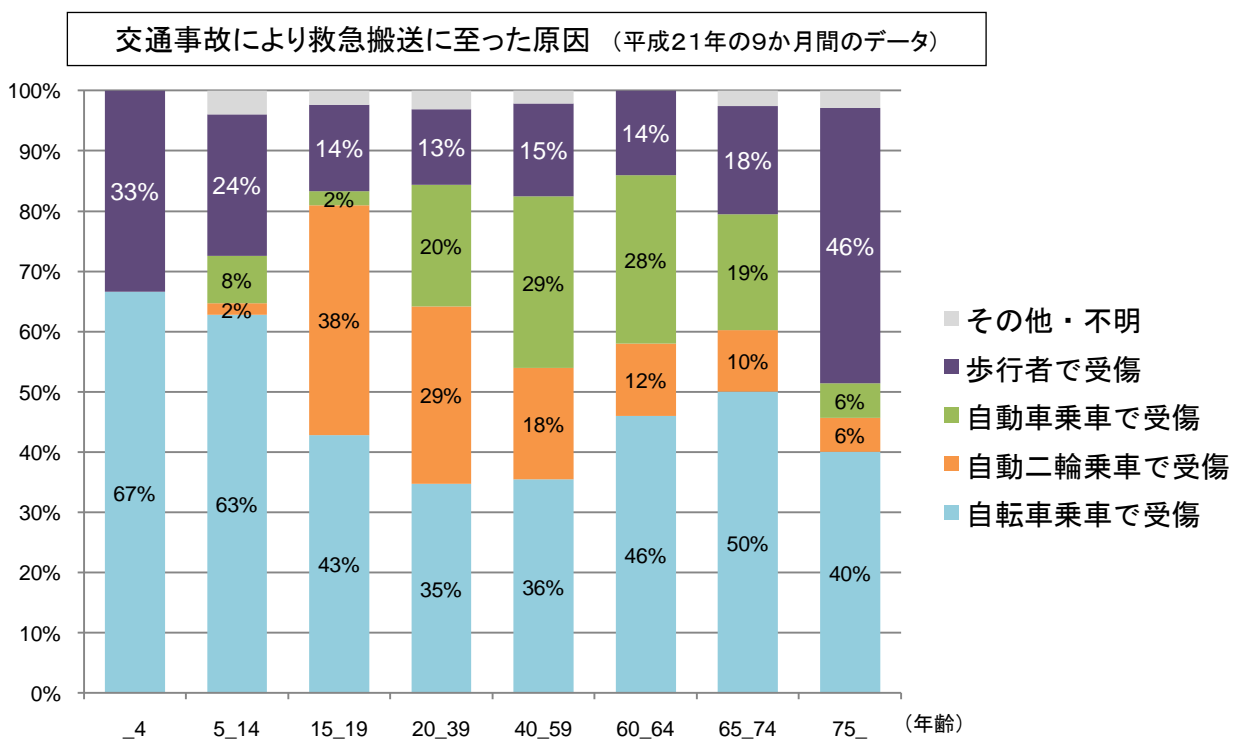
(3) 人口10万人あたり自転車事故の発生件数

2000年度以降、自転車の交通事故は横ばいで推移し、23区や東京都よりも高い水準でしたが、最近では大きく減少し、ほぼ同じ水準となっています。



(4) 交通事故による転倒で救急搬送に至った事故の発生率

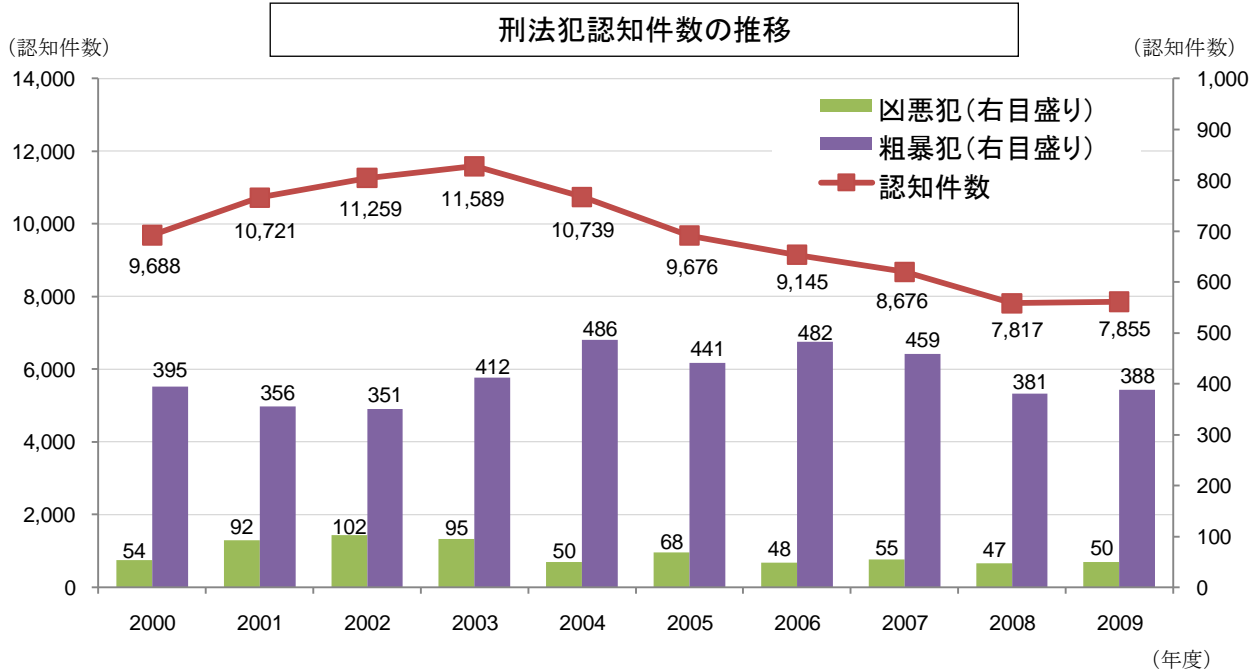
交通事故により救急搬送に至った事故について、その原因を分析すると、ほとんどの年齢層で自転車乗車中にけがをした割合が高いことが分かります。交通事故の予防対策では、自転車事故への対策の優先順位が高いといえます。



5. 犯罪の発生状況

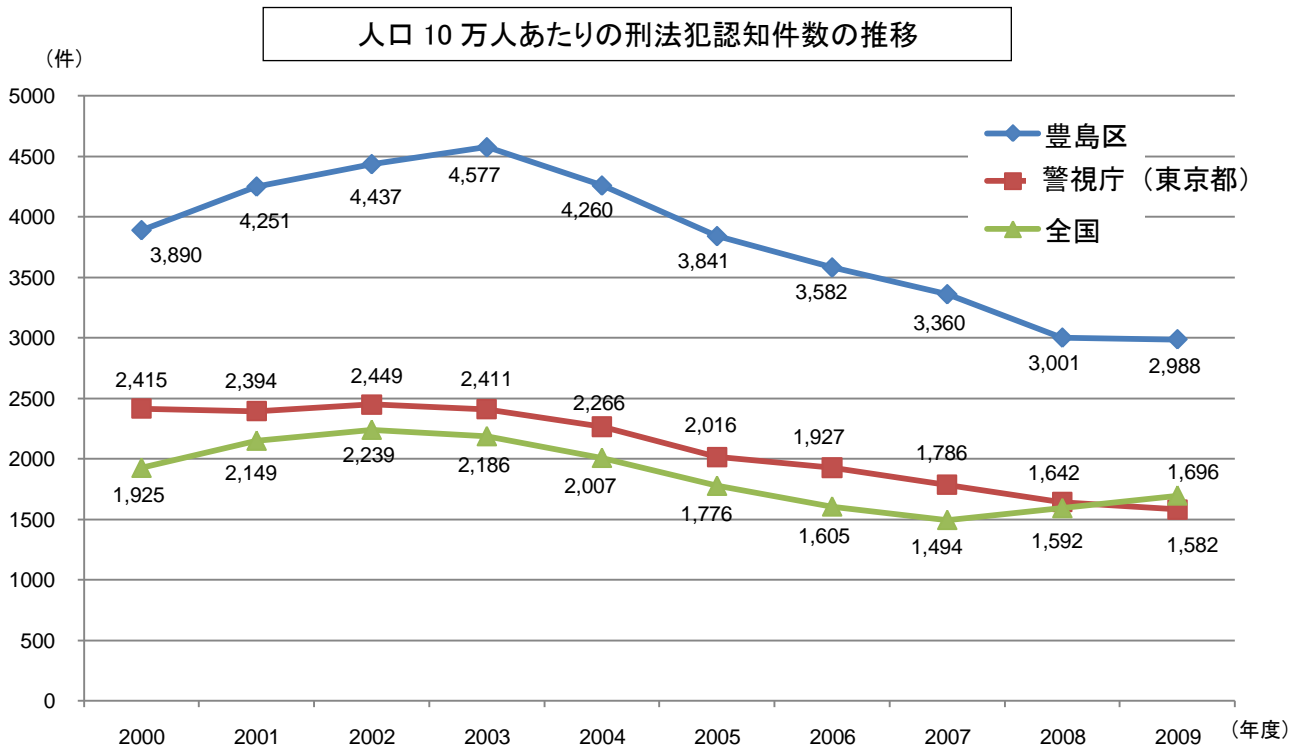
(1) 刑法犯認知件数の推移

刑法犯の認知件数は、平成 15 年度の 11,589 件をピークとして年々減少し、2009 年度には約 3 割減って 7,855 件となりました。



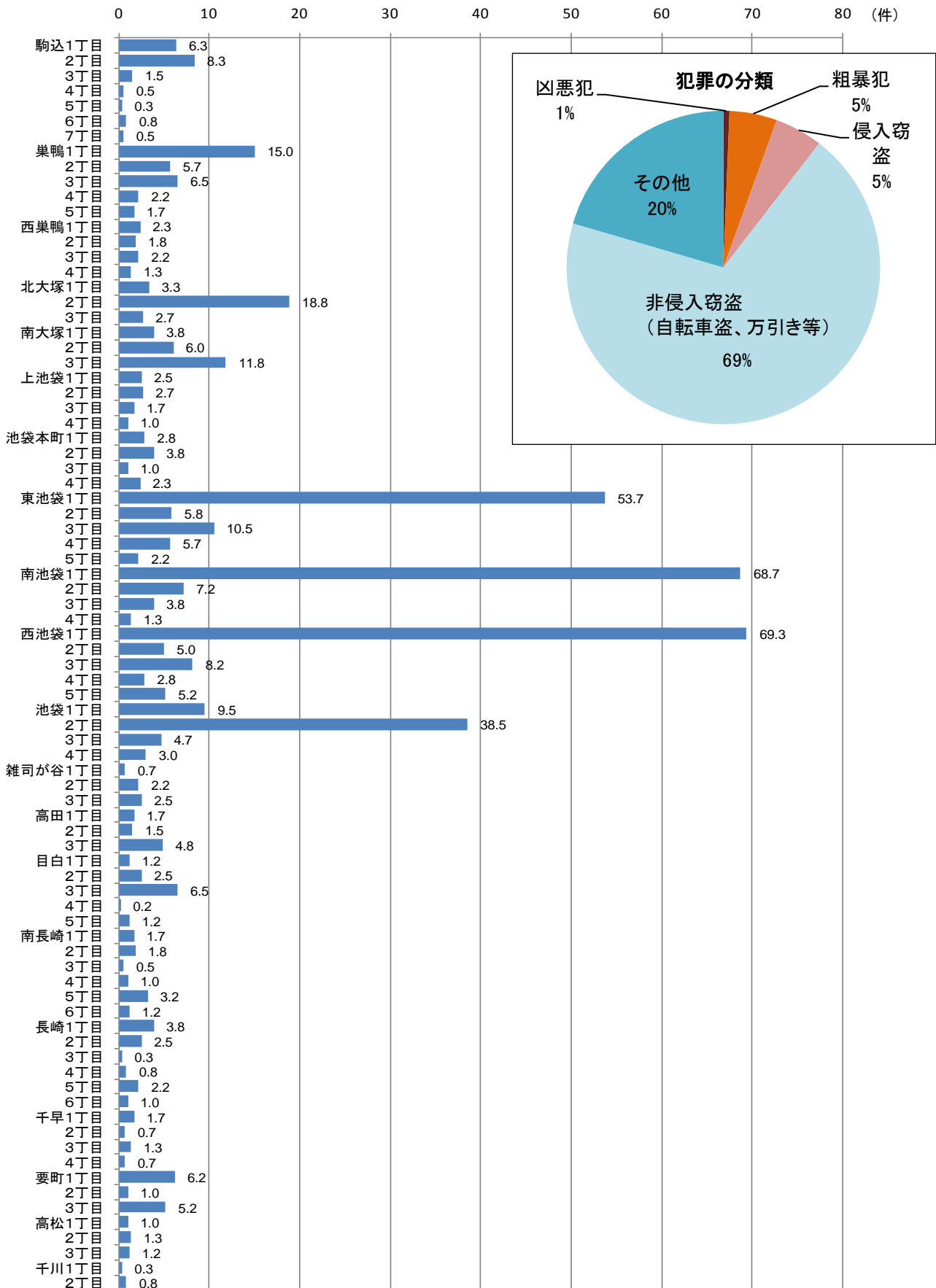
(2) 人口 10 万人あたりの刑法犯認知件数

豊島区の人口 10 万人あたりの刑法犯認知件数は、過去 10 年間、国や東京都を上回る状況にあり、約 2 倍の発生率となっています。



(3) 地域別の刑法犯認知件数

町丁目別に刑法犯認知件数をみると、池袋駅周辺など繁華街での発生が顕著であることが分かります。住宅地での防犯対策はもちろんですが、こうした繁華街における防犯対策が豊島区にとっては重要な課題です。(過去6年間の平均による年間発生件数と分類割合)

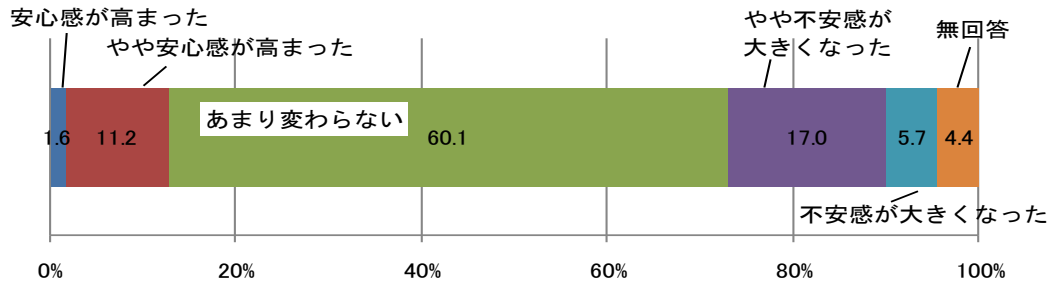


6. 区民の安心感に関する調査

豊島区に生活する区民の安心感を高めていくことは、セーフコミュニティの目標でもあります。安心感についても、区民へのアンケート調査を実施し、動向を把握しました。（※平成22年6月：協働のまちづくりに関する区民意識調査、18歳以上の区民5,000人を無作為抽出、回答率40.8%）

事故やけが、犯罪、災害などに対する安心感

「不安感が大きくなった」と「やや大きくなった」の合計が「安心感が高まった」と「やや高まった」の合計を約10%上回っています。



生活の中の不安の変化

(n = 2,040)

自転車や自動車による交通事故の不安

暴行や傷害、強盗などの粗暴、凶悪犯罪の不安

テロに巻き込まれる不安

家庭内暴力や児童虐待などが増えていることへの不安

空き巣や自転車の盗難、ひったくりなど、窃盗犯罪の不安

痴漢やわいせつ、のぞきなどの性犯罪の不安

振り込め詐欺や悪質商法などの被害の不安

インターネットや携帯電話などによる詐欺などの被害の不安

子どもや女性への不審者の声かけやつきまといの不安

学校や登下校時に子どもが事故や事件にあう不安

客引きやキャッチセールス等による繁華街の環境の不安

落書きやポイ捨てなどによるまちの環境の不安

マナーやルールを守らない行動が目につくことへの不安

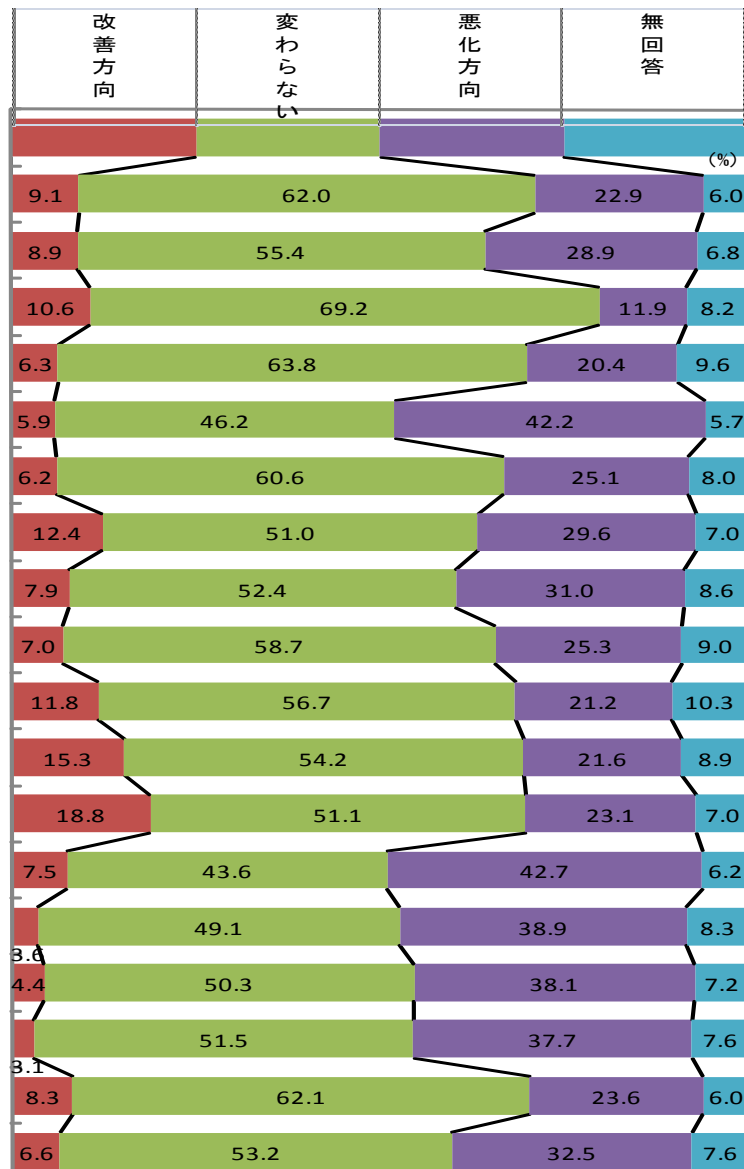
犯罪の低年齢化に対する不安

独り暮らし高齢者が事件や事故にあってしまうことへの不安

自殺やうつ病が増える傾向にあることへの不安

地震災害や水害、火災などの危険に対する不安

緊急時に必要な近隣との交流や付き合いが薄れてきていること



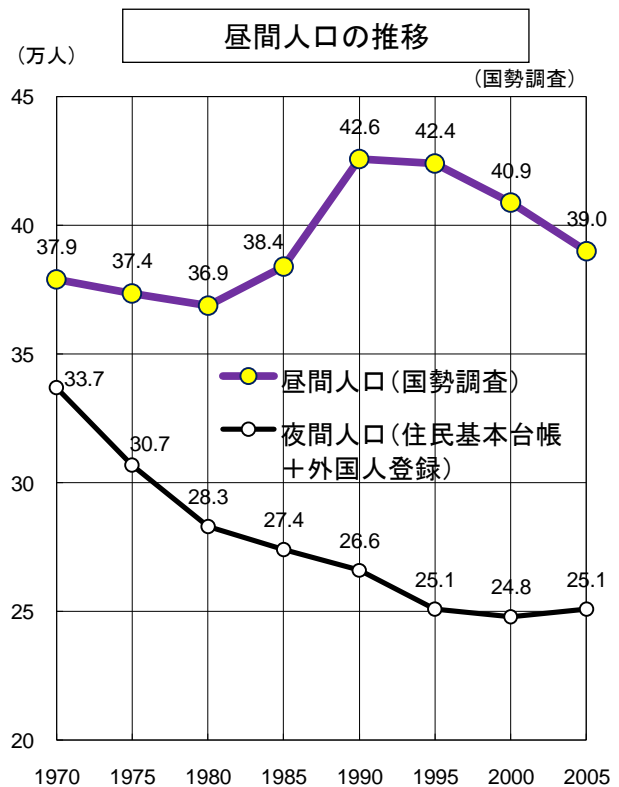
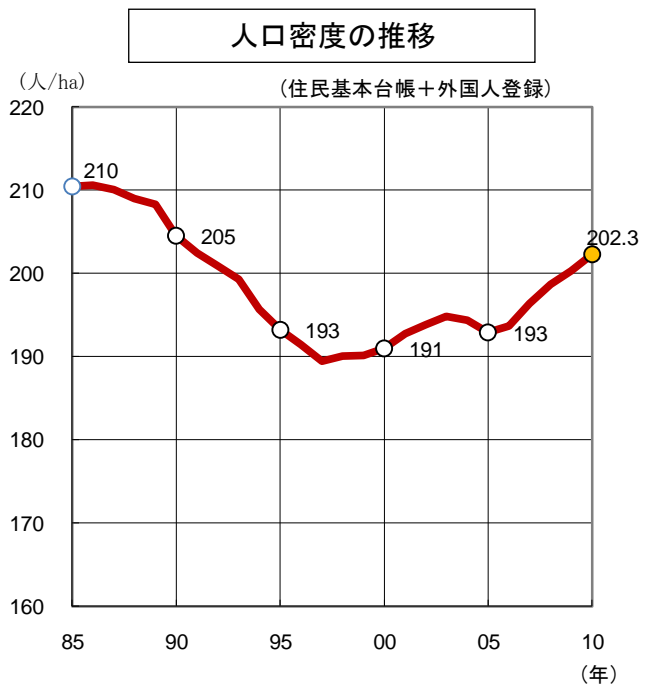
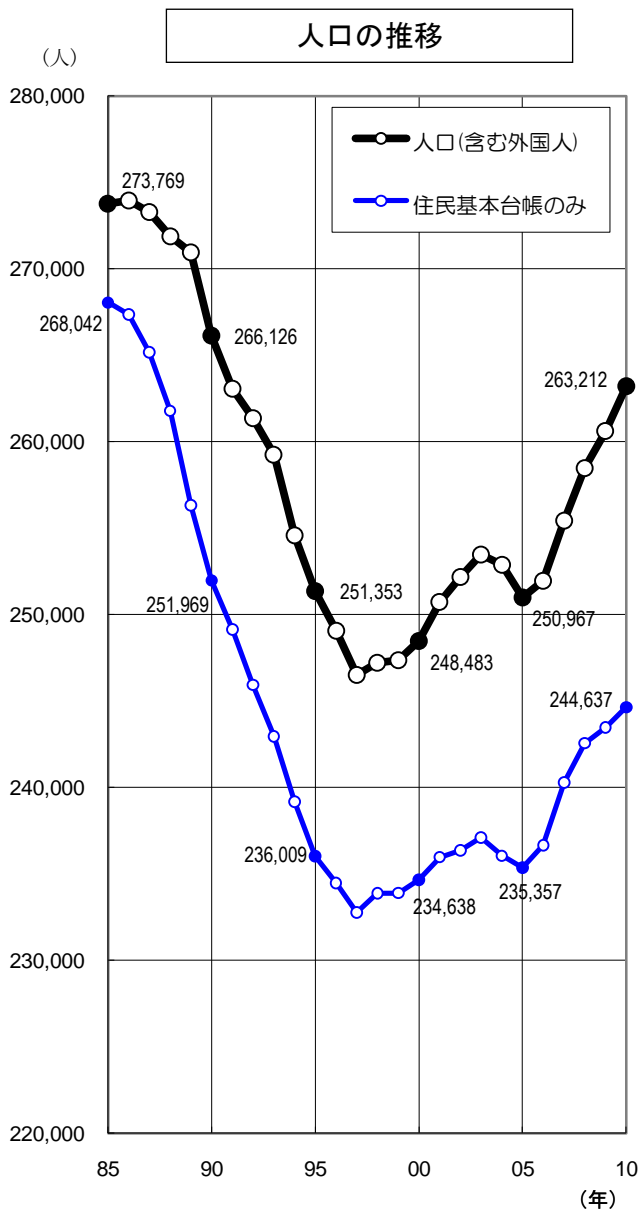
7. 人口と世帯の状況

(1) 人口、人口密度の推移

豊島区の人口は、1997年（昭和62年）までは減少を続けていましたが、それ以降増加に転じ、2010年（平成22年）には、26万3千人となっています。

人口密度もこれに伴って高まり、現在では1ヘクタール（100メートル四方）当たり202人と、23区はもちろん日本で最も人口密度が高い都市となっています。

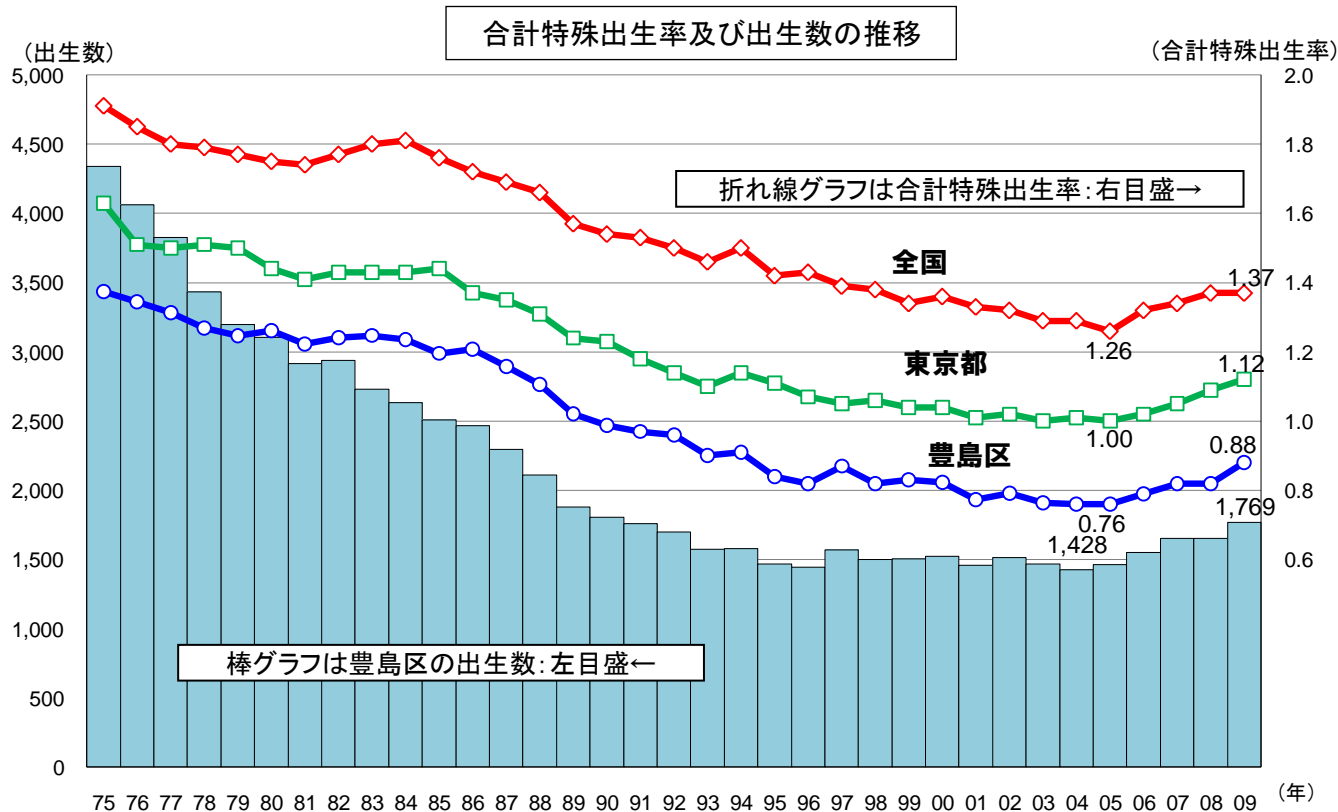
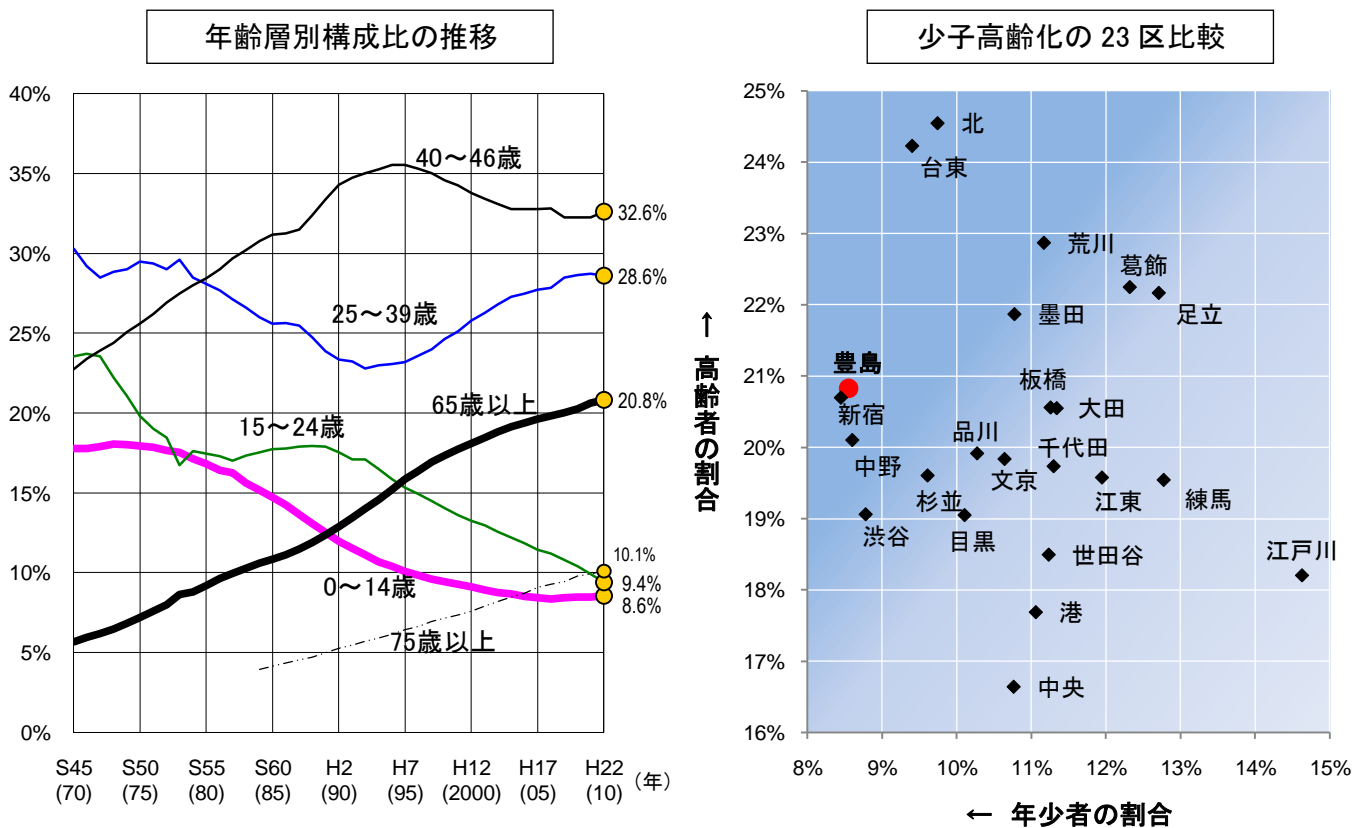
また、商業業務機能や教育機能などが集積しているため、夜間人口の約1.5倍の昼間人口があり、2005年（平成17年）国勢調査では、39万人となっています。



(2) 少子高齢化の状況

高齢者（65歳以上）の割合は、2010年（平成22年）で20.8%、また、子ども（14歳以下）の割合は8.6%となっています。東京23区のなかで、少子高齢化の状況を比較すると、少子化では新宿区に次いで2番目、高齢化では、7番目です。

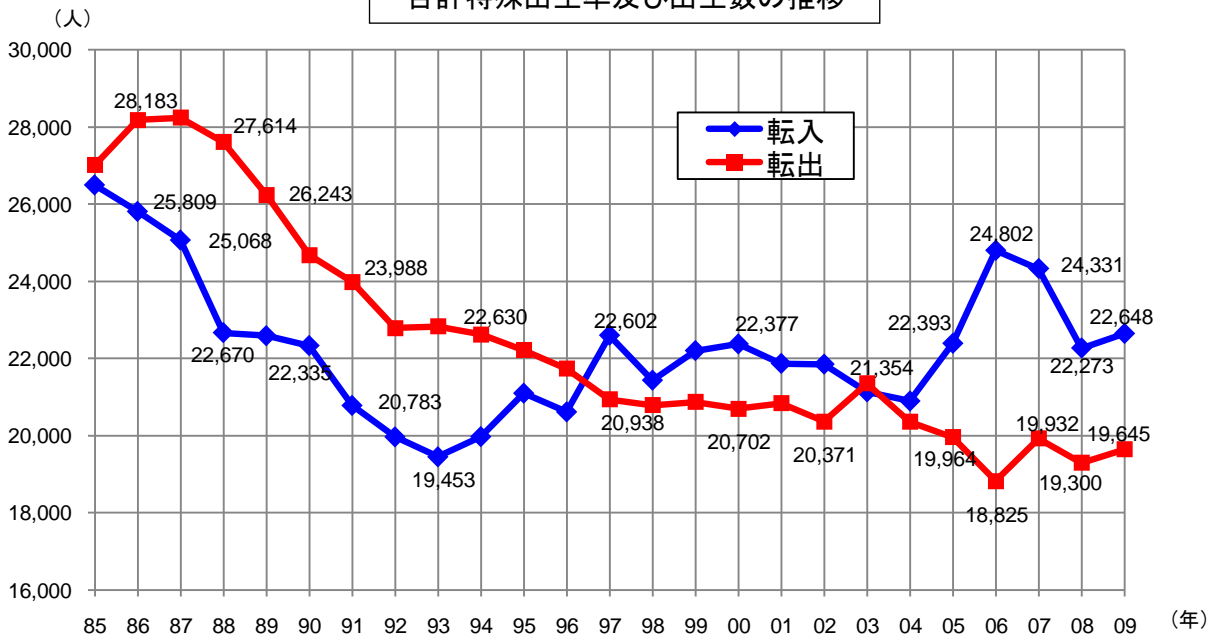
出生数、合計特殊出生率ともに、2004年（平成16年）以降増加傾向にあり、2009年（平成21年）の出生数は1,769人、合計特殊出生率は0.88となっています。



(3) 人口移動の状況

転入・転出の状況から人口移動をみると、最近では、転入が転出を上回ることによって、人口が増加しています。転出は 19,000 人前後で推移しており、年間約 2 万人の人口が入れ替わっていることが分かります。

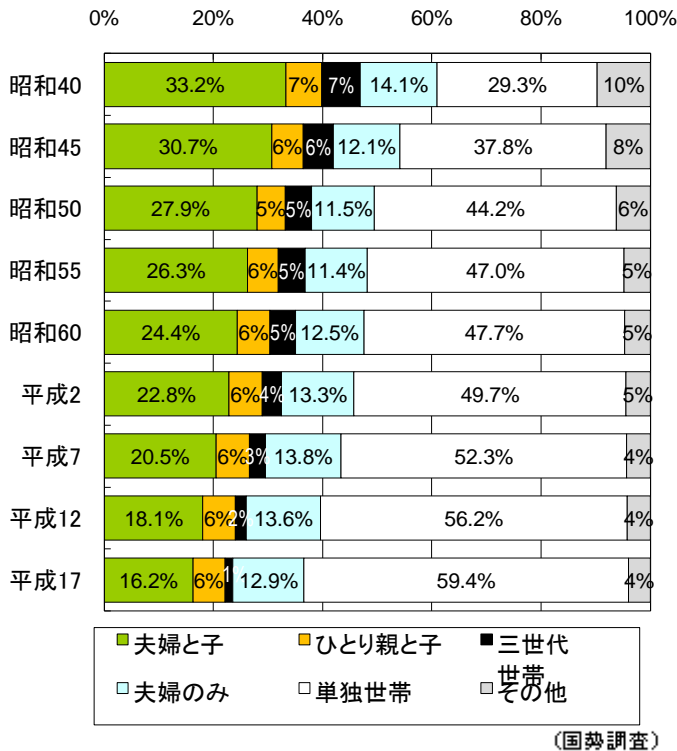
合計特殊出生率及び出生数の推移



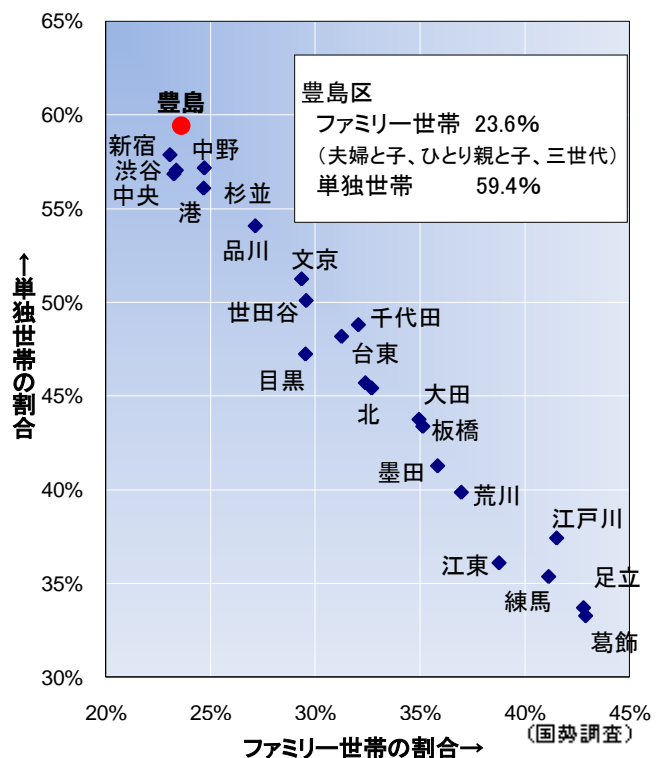
(4) 世帯構成の状況

豊島区では、夫婦と子の世帯の割合が減少する一方で、単独世帯の割合が高まり、世帯のシングル化が進んでいます。

世帯構成比の推移



ファミリー世帯と単独世帯の 23 区比較



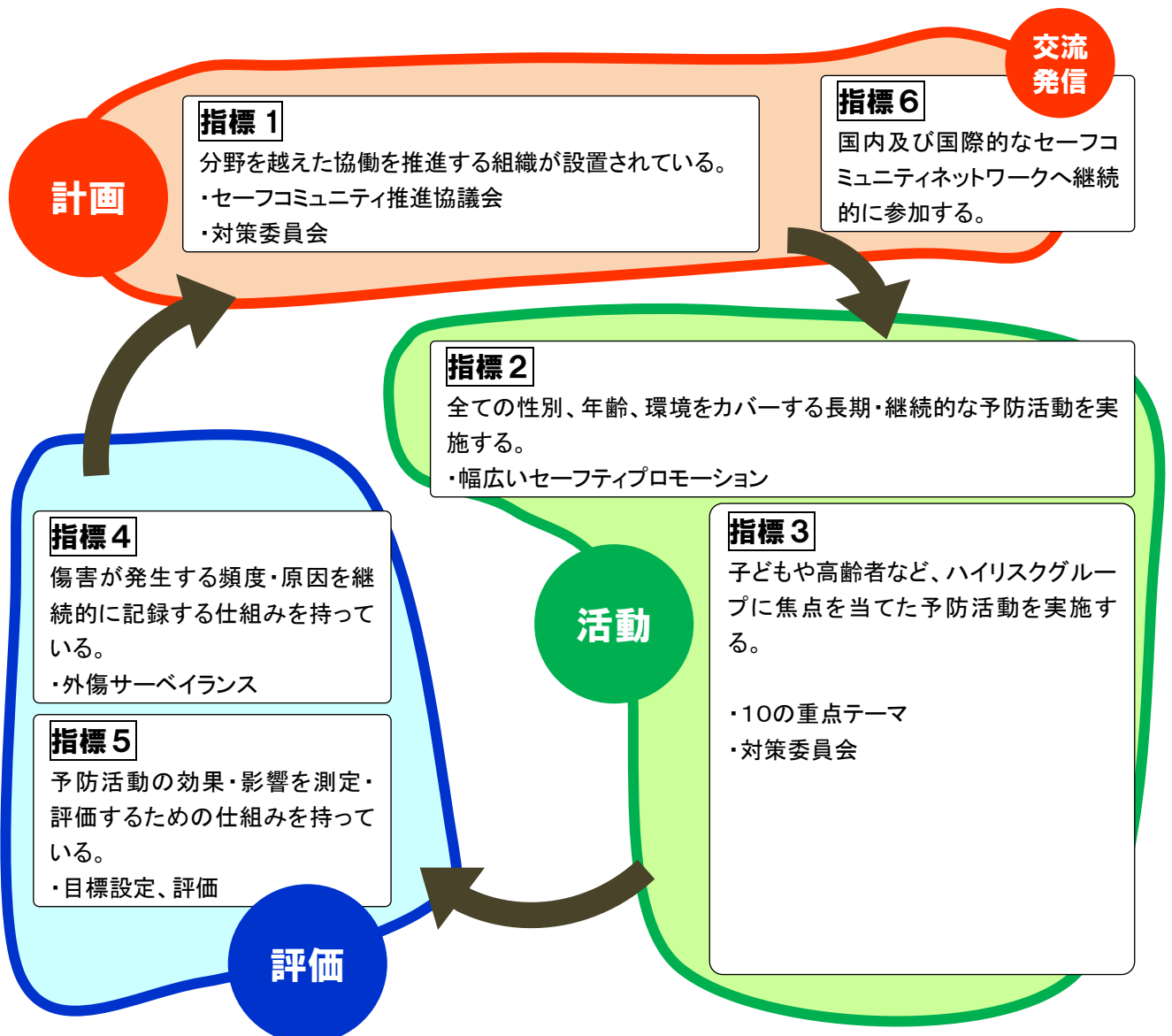
第4章

6つの指標に基づく取り組み方針

活動と認証審査の「6つの指標」

セーフコミュニティ認証の基本的な要素として、次の6つの指標が示されています。

- 指標 1** 分野を越えた協働を推進する組織が設置されている。
- 指標 2** 全ての性別、年齢、環境をカバーする長期・継続的な予防活動を実施する。
- 指標 3** 子どもや高齢者など、ハイリスクグループに焦点を当てた予防活動を実施する。
- 指標 4** 傷害が発生する頻度・原因を継続的に記録する仕組みを持っている。
- 指標 5** 予防活動の効果・影響を測定・評価するための仕組みを持っている。
- 指標 6** 国内及び国際的なセーフコミュニティネットワークへ継続的に参加する。



指標 1

分野を越えた協働を推進する組織が設置されている。

1. 豊島区セーフコミュニティ推進協議会の設置

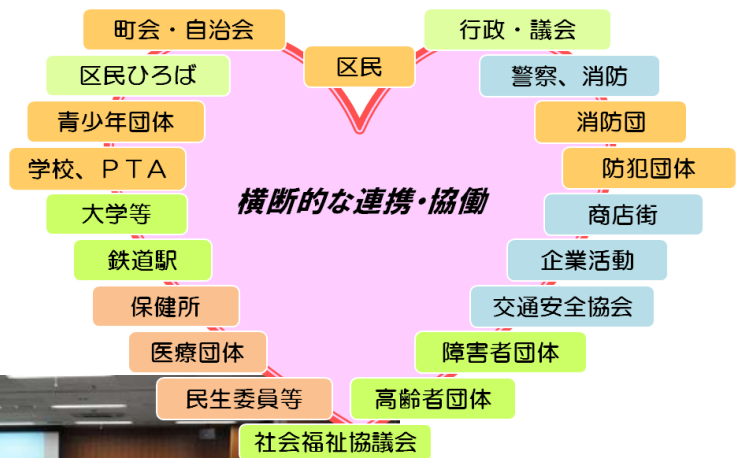
豊島区におけるセーフコミュニティ活動の推進主体として、平成22年5月、安全・安心に関する活動に取り組んでいる幅広い組織や団体等から構成する「豊島区セーフコミュニティ推進協議会」を設置しました。

協議会は、豊島区が定めた要綱により設置するもので、会長は豊島区長です。

また、円滑な活動に向けて必要となる専門的なアドバイスを受けるために、協議会に学識者等の専門委員を設置しています。（※協議会設置要綱については、巻末資料を参照）

《開催経過》

- 第1回 平成22年05月20日開催
- 第2回 平成22年07月30日開催
- 第3回 平成22年11月16日開催
- ※毎年度、定期的に開催



《専門委員》

○衛藤 隆 氏	・ 日本子ども家庭総合研究所 母子保健研究部長 ・ 日本セーフティプロモーション学会 理事長
○石附 弘 氏	・ 財団法人国際交通安全学会 専務理事 ・ 日本市民安全学会 会長 ・ 日本セーフティプロモーション学会 理事
○白石 陽子 氏	・ セーフコミュニティ認証センター公認コーディネーター ・ 京都大学安寧の都市ユニット（医学研究科）特定研究員
○市川 政雄 氏	・ 筑波大学大学院人間総合科学研究科 社会医学系 教授

《協議会構成》

◆防犯、消防、安全(25)

防犯協会（池袋・巣鴨・目白）
 母性協会、母の会（池袋・巣鴨・目白）
 池袋東地区環境浄化推進委員会
 池袋西地区環境浄化推進委員会
 池袋西口駅前環境浄化推進委員会
 巣鴨ビル・マンション・アパート防犯協議会
 豊島マンション連絡協議会
 日本ガーディアン・エンジェルズ
 消防団（豊島・池袋）
 防火防災協会（豊島・池袋）
 消防少年団（豊島・池袋）
 交通安全協会（池袋・巣鴨・目白）
 交通少年団（池袋・巣鴨・目白）
 生活安全協議会公募委員

◆高齢・障害者、子ども等(9)

豊島区民生・児童委員協議会
 豊島区保護司会
 豊島区高齢者クラブ連合会
 豊島区障害者団体連合会
 豊島区青少年育成委員会連合会
 日本ボーイスカウト豊島地区協議会
 豊島区社会福祉協議会

◆医療、衛生(5)

豊島区医師会
 豊島区歯科医師会
 豊島区薬剤師会
 豊島区池袋食品衛生協会
 豊島区環境衛生協会

◆コミュニティ、産業、まちづくり(18)

豊島区町会連合会
 東京商工会議所豊島支部
 豊島区商店街連合会
 豊島区観光協会
 豊島産業協会
 豊島法人会
 地域区民ひろば運営協議会
 池袋西口商店街連合会
 東京青年会議所豊島区委員会
 東京巣鴨ライオンズクラブ
 としまNPO推進協議会
 東京都建築士事務所協会豊島支部
 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
 全日本不動産協会豊島文京支部

◆教育、スポーツ(12)

豊島区体育協会
 豊島区レクリエーション協会
 豊島区体育指導委員協議会
 学習院大学
 女子栄養大学
 大正大学
 帝京平成大学
 東京音楽大学
 立教大学
 豊島区立小・中学校PTA連合会
 豊島区立小・中学校校長会
 豊島区立朋有小学校

◆官公庁(9)

豊島区
 警察署（池袋・巣鴨・目白）
 消防署（豊島・池袋）
 東京都第四建設事務所
 池袋労働基準監督署
 東京都児童相談センター

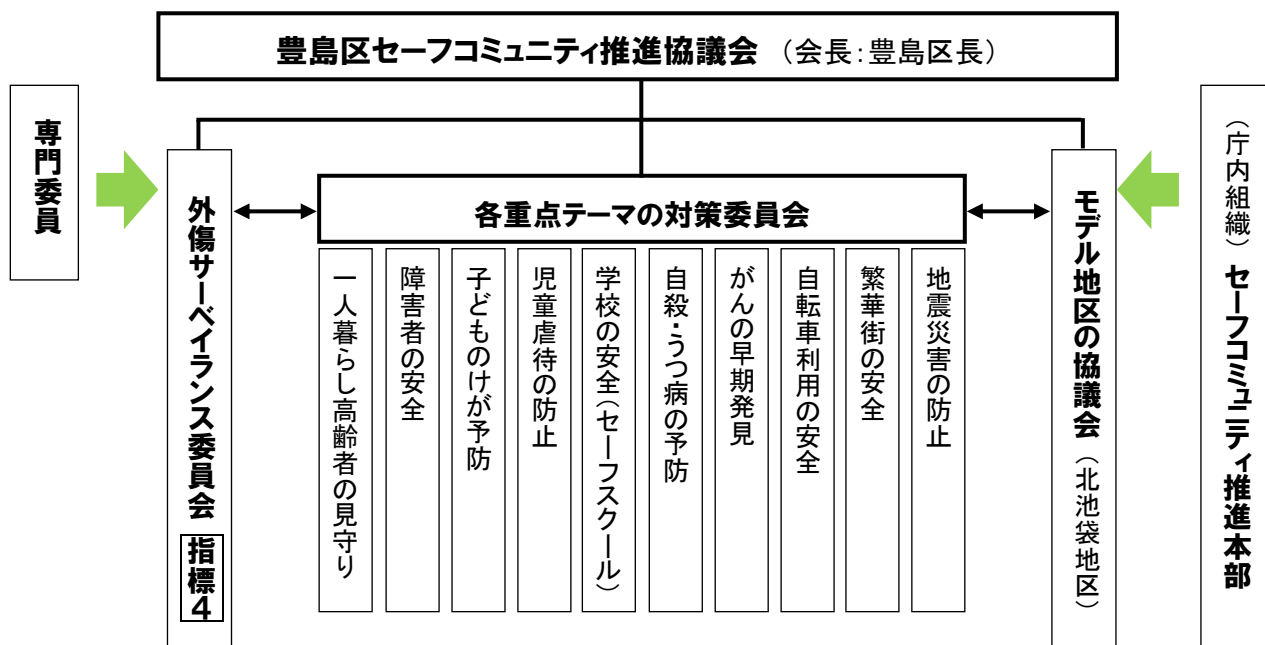
2. 対策委員会の設置

(1) 対策委員会の位置づけ

「豊島区セーフコミュニティ推進協議会」のもとに、「指標3」で設定する重点テーマに対応するかたちで、データ分析や活動の評価、改善策の検討を行う対策委員会を設置します。

対策委員会は、原則として、「豊島区セーフコミュニティ推進協議会設置要綱」に基づいて設置します。また、それぞれの対策委員会のメンバーは、重点テーマに関連する行政機関のほか、地域で活動を展開している団体等が参加する部門横断的な構成とします。

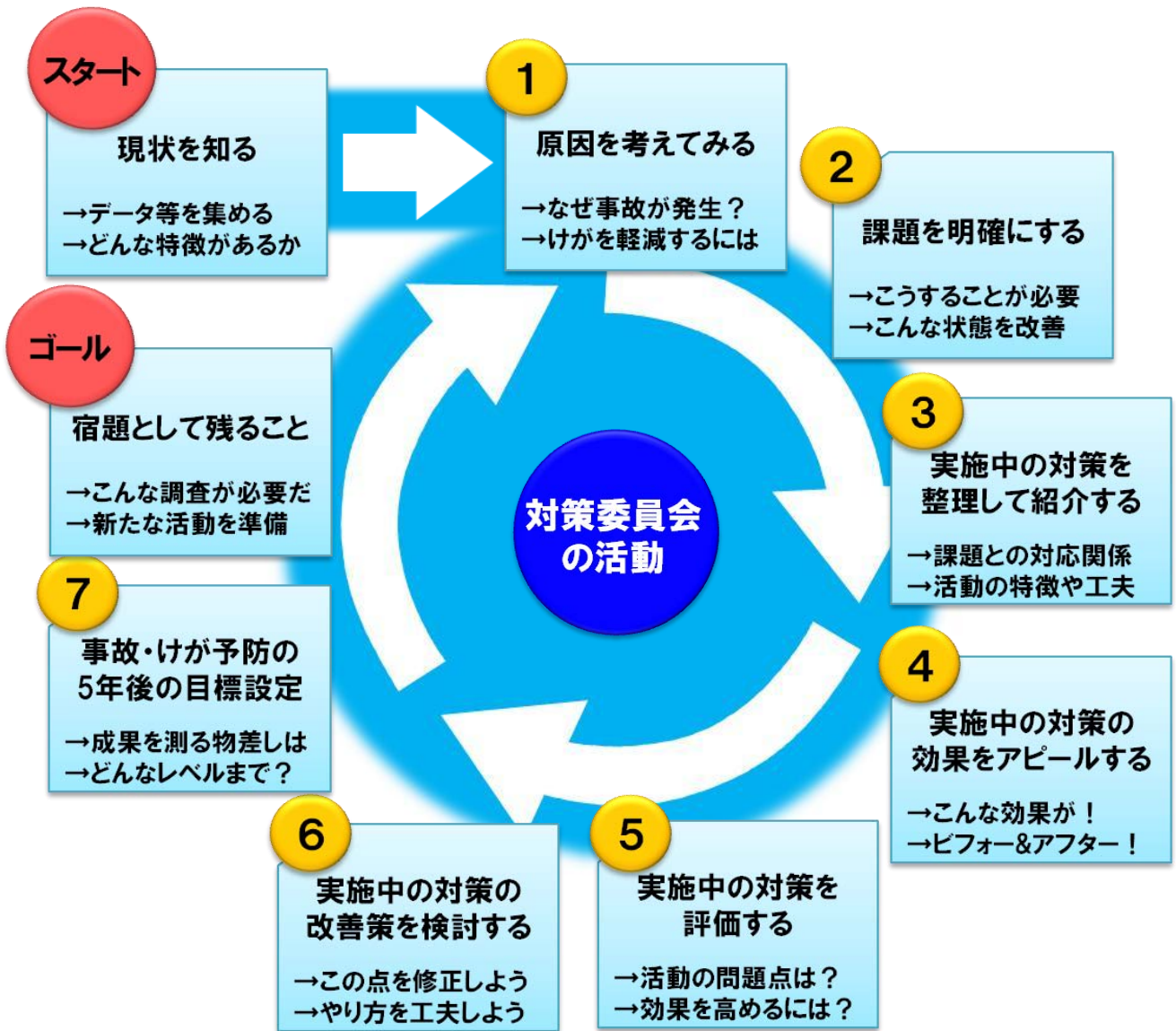
なお、同じ目的と機能を持つ既存の会議体がある場合には、それを対策委員会として位置づけることができるものとします。



(2) 対策委員会のスケジュール

2010年12月	対策委員会の設置
2011年3月末	●中間レポート①作成
6月10、11日	WHO認証センターからの視察で発表
9月	●中間レポート②作成 → 認証申請書に反映
12月	●最終レポート作成 → 認証申請書に反映
2012年1月	WHO認証センターからの現地審査で発表
→2012年の認証取得を目指します！	

(3) 対策委員会の検討内容



4. セーフコミュニティ・モデル地区における協議会の設置

豊島区の一部エリアをセーフコミュニティの「モデル地区」として設定する場合には、「豊島区セーフコミュニティ推進協議会」のもとに、当該エリアにおける分野横断的な協議会を設置します。

この「モデル地区」とは、あらかじめ設定した特定のテーマに関する中心的またはパイロット的な活動地区とは異なり、エリア内の住民から構成する協議会が主体となって課題を設定し、活動を展開する地区を意味しています。

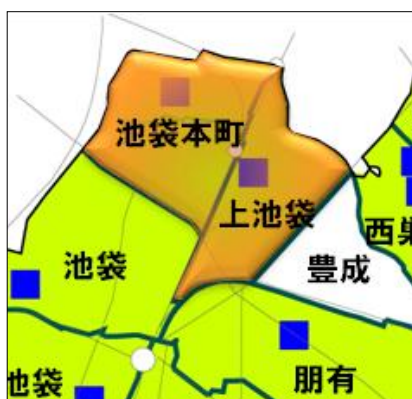
「モデル地区」は、当面、「豊島区自治の推進に関する基本条例」に規定する「地域における協議会」に関するモデル事業を展開するエリアから設定することとし、その協議会をセーフコミュニティに関する協議会として位置づけます。

平成 22 年度は、池袋中学校区をエリアとする「北池袋地区モデル地域協議会」が 1 地域のみ活動しているため、これをセーフコミュニティ・モデル地区に指定しました。

認証取得を目指す平成 24 年度に向け、さらに「地域における協議会」のモデル事業の展開を広げていきます。

○北池袋地区：セーフコミュニティ・モデル地区指定 2010 年 5 月

(※「北池袋地区モデル地域協議会」をセーフコミュニティの協議会として位置づけ)



- 区の北部に位置する面積 ha のエリア
- 人口 28,000 人
- 65 歳以上の割合 21.1%
- 0~14 歳の割合 8.8%
- 区立小中学校
池袋第一諸学校、池袋第二小学校、文成小学校、池袋中学校
- 区民ひろば池袋本町、区民ひろば上池袋

<協議会の構成>

町会、区民ひろば運営協議会、商店会、消防団、防犯協会、母性協会、まちづくり協議会、まちづくりの会、民生・児童委員、青少年育成委員会、小学校 P T A、中学校 P T A、N P O 法人、マンション管理組合、公募委員

<活動経過>

2010 年 3 月 セーフコミュニティの取り組みについて説明
5 月 セーフコミュニティの取り組みについて説明
2 部会においてセーフコミュニティについて説明
7 月 地理情報システムを活用したワークショップについて
8 月 地理情報システムを活用したまち歩きワークショップを開催
10 月 子どもの安全・安心アンケートの実施について
11 月 子どもの安全・安心アンケートを実施予定
※来年 3 月を目標に地域の安全カルテを作成

5. 地域区民ひろばをセーフコミュニティのステーションに

豊島区では、新たなコミュニティづくりの拠点である「地域区民ひろば」を、平成22年度現在、18の小学校区で展開しています。豊島区全域22地区での展開が目標です。

それぞれのひろばでは、区民による運営協議会が設置され、コミュニティづくりのほか、高齢者向けの事業や子育てに関する事業など、セーフコミュニティに関連する数多くの事業を展開しています。年間1万件を超える事業を実施し、世代を問わず年間60万人を超える利用者がいます。

セーフコミュニティは、豊かな地域力によって安全・安心の質を高める活動です。

これまでの実績を活かし、豊島区全体として取り組むセーフコミュニティ活動を身近な地域で実践する場として、また、区全体のセーフコミュニティ活動と地域をつなぐ場として、「地域区民ひろば」を位置づけます。

そして、「地域区民ひろば」を、セーフコミュニティのステーションとして機能させるべく、地域の安全に関する情報提供機能を強化するほか、「指標3」で設定する重点テーマに関する具体的な活動やプログラムの充実を図っていきます。

セーフコミュニティ重点テーマ

1	一人暮らし高齢者の見守り
2	障害者の安全
3	子どものけが予防
4	児童虐待の防止
5	学校の安全（セーフスクール）
6	自殺・うつ病の予防
7	がんの早期発見
8	自転車利用の安全
9	繁華街の安全
10	地震災害の防止

重点テーマに関する活動や情報提供の場としての機能強化を進める

地域区民ひろば

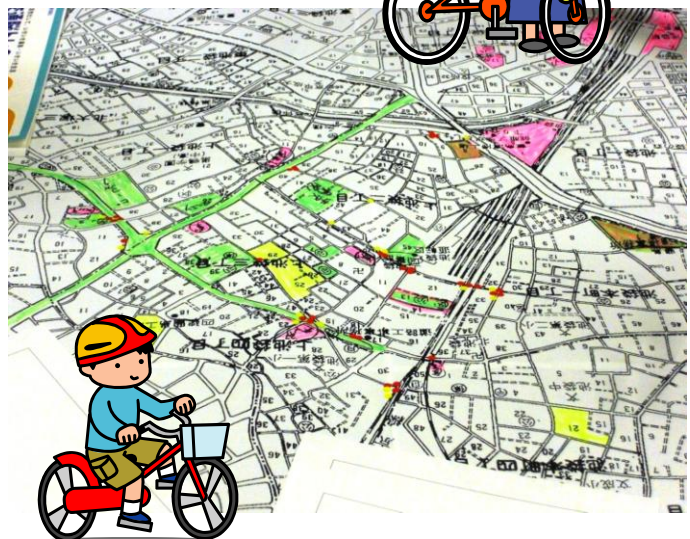


コミュニティ

高齢者

子育て

安全・安心



指標2

全ての性別、年齢、環境をカバーする長期・継続的な予防活動を実施する。

◆セーフティプロモーションの全体を確認する

下記のようなマトリックスにセーフティプロモーション（予防活動等）を当てはめてみることで、どの程度カバーできているかを確認します。豊島区では、ほぼ全ての性別、年齢、環境をカバーする予防活動が実施しています。

認証申請に向けて、予防活動が長期・継続的なものとなるよう、一つひとつ評価を加え、効果や改善策等を確認していく必要があります。

		年 齢 層				全年齢 を対象
		子ども (0～14歳)	青年 (15～24歳)	成人 (25～64歳)	高齢者 (65歳以上)	
環 境 ・ 状 況	住宅内の安全	8	5	8	25	
	交通の安全	17	13	13	15	13
	学校の安全	15				
	職場の安全			3		
	余暇・スポーツの安全	6	2	2	2	2
	傷害・暴力からの安全	40	20	23	22	16
	災害からの安全	20	20	20	21	20
	自殺予防	10	9	9	10	9
	がんの早期発見		2	4	4	
	その他	13	11	11	11	13
計		129	82	93	110	73

※子ども～高齢者の数は、全年齢の数を加算したもの

1 住宅内の安全

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	地域区民ひろば介護予防教室(いきいき体操,健康保持体操,筋力アップ教室等)	高齢者	介護予防を目的に、区民ひろば施設を利用する高齢者を対象に、介護予防体操、転倒予防事業、骨粗鬆症予防講座等を実施する。	○		○
2	地域区民ひろば認知症予防教室	高齢者	認知症予防を目的に、区民ひろば施設を利用する高齢者を対象に、各種教室(脳トレ麻雀、脳トレタイム、脳の健康 UP、音楽療法等)を実施する。	○		○
3	地域区民ひろば口腔ケア(衛生)教室	高齢者	誤飲等の防止を目的に、区民ひろば施設利用の高齢者に対し、口腔ケアの教室を開催	○		
4	見守り地区連絡会・懇談会・情報交換会	高齢者	高齢者の見守り活動に関する情報交換・話し合いを民生委員など見守り協力員と行う。	○		
5	ウォーキングリーダー講座	高齢者	介護予防を目的に、効果の高いウォーキングの指導者を養成し、普及を図るための講座を開催	○		
6	高齢者施設への体育指導員派遣	高齢者	高齢者の健康保持・介護予防を目的に、高齢者施設へ体育指導員を派遣し、簡単な運動指導を行う。	○		
7	高齢者マシントレーニング	高齢者	転倒予防を目的に、高齢者用トレーニングマシンを使用し、筋力・持久力・柔軟性を高めて運動機能の向上を目指したトレーニングを行う。	○		
8	筋力アップ教室	高齢者	転倒予防を目的に、簡単な用具を使用し、筋力や身体機能の向上をめざし、継続できる運動習慣を身につけるための教室を実施する。	○		
9	高齢者水中トレーニング	高齢者	転倒予防を目的に、水中歩行・水中負荷による体操を行い、運動の習慣化、運動機能向上をめざす。	○		
10	脳イキイキ教室	高齢者	認知症予防を目的に、脳を活性化させる簡単な読み書き計算の教室を開催する。	○		
11	認知症予防教室	高齢者	知的活動と有酸素運動を組み合わせたグループ活動を通じて脳を活性化させることを目的とした教室を開催する。	○		
12	口腔ケアプログラム	高齢者	摂食・嚥下時の事故防止を目的に、口腔機能が低下する恐れのある者に対し、訪問等により、摂食・嚥下機能や口腔衛生状態の改善をめざした指導助言を行う。	○		
13	高齢者元気あとおし事業	高齢者	指定された施設等でボランティアをすることでスタンプを貯め、その数に応じて換金できる事業。ボランティア本人の介護予防と共に支え合う地域社会づくりをめざす。	○		
14	認知症・虐待専門対応事業	高齢者	認知症の支援困難ケースや虐待ケースに関して、弁護士・精神科医・臨床心理士等の専門家から助言を受ける。	○		○
15	アウトリーチ事業	高齢者	一人暮らし高齢者等の安全確保を目的に、支援が必要な高齢者を直接訪問し、高齢者を見守るとともに、各種福祉サービスにつなげる。	○		
16	緊急通報システム事業	高齢者	一人暮らし高齢者等の緊急時の安全確保を図るため、通報機器を設置し、消防による緊急時対応が図れるようにする。	○	○	
7	配食サービス事業	高齢者	一人暮らし高齢者等の見守りを目的に、週に3回、弁当を自宅に配達し、安否確認につなげる。	○		

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
18	火災安全システム事業	高齢者	在宅高齢者を火災から守るため、住宅用防災機器を給付するとともに、必要に応じて東京消防庁への火災自動通報を利用するための工事を実施する。	○	○	
19	自立支援住宅改修助成事業	高齢者	在宅高齢者の転倒予防等の安全確保及び介護負担の軽減を目的に、段差解消等の住宅改修費用を助成する。	○		
20	介護予防普及啓発事業	高齢者	介護予防の普及啓発を目的に、外部講師などによる介護予防講座や介護予防に関する体力測定など内容とするおたっしや相談・応援団事業を実施する。	○		
21	見守りと支えあいネットワーク事業	高齢者	一人暮らし高齢者が安心して暮らし続けられることを目的として、見守りを希望する高齢者に地域ボランティアが週1回の外からの生活状況の確認と月1回の声かけによる安否確認を行う。 また、業務上個別訪問を実施している事業者に異常を発見した場合は地域包括支援センターへ通報するよう協力を依頼する。	○		
22	おたすけクラブ(ポット通信による安否確認)	高齢者	高齢者の安心な暮らしの確保を目的に、ポット通信により安否確認を行う。			○
23	見守り(友愛)活動	高齢者	一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者の安心な暮らしの確保等を目的に、高齢者クラブ会員が安否確認や話相手など暮らしの援助活動を行う。			○
24	重度身体障害者等緊急通報システム	青年・成人(障害者)	重度身体障害者の安全確保を目的に、病気や事故等の緊急事態に東京消防庁及び登録協力員へ速やかに連絡できるよう東京消防庁に直接通報できる無線発報器等を室内に設置する。	○	○	○
25	重度心身障害者火災安全システム	青年・成人(障害者)	在宅の重度心身障害者を火災から守るため、住宅用防災機器を給付するとともに、必要に応じて東京消防庁への火災自動通報を利用するための工事を実施する。	○	○	
26	緊急メール通報システム	青年・成人(障害者)	聴覚障害者等の安全確保を目的に、病気や事故等の緊急事態を携帯等のメールにより東京消防庁へ速やかに連絡できるよう登録する。	○	○	
27	火災警報器・自動消火器の給付	青年・成人(障害者)	火災発生の感知及び自力避難が困難な障害者を火災から守るため、火災警報器・自動消火器を給付する。	○		
28	住宅改修(段差解消・手すり設置)	青年・成人(障害者)	在宅の重度心身障害者の転倒予防等の安全確保及び介護負担の軽減を目的に、段差解消等の住宅改修費用を助成する。	○		
29	介護予防事業「訪問型口腔ケアプログラム」	高齢者	特定高齢者に対する誤嚥性肺炎の予防や口腔周囲筋の機能維持を目的として、「口腔機能向上サービス」を口腔保健センターの歯科衛生士が提供している。	○		○
30	子ども事故予防センター	子ども	主に屋内の乳幼児の不慮の事故を減少させる目的で事故の状況等のモデルルーム、パネル展示、より具体的に事故の起こりやすい状況を視覚に訴えて注意喚起を行っている。	○		
31	乳幼児の事故予防パンフレット配布	子ども	国、都などから配付される子どもの事故予防のパンフレットや区作成のものを乳児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診時に配付して保護者に注意喚起している。	○	○	
32	こんにちは赤ちゃん事業	子ども	赤ちゃんの誕生された家庭を訪問し、母子に対する保健指導の実施・子育て情報を提供することで、家庭の孤立化を防ぎ健全な育児環境の確保を図る。	○		

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
33	女性のしなやか健康教室(子育て中世代)	子ども 成人	女性の生涯に渡った健康づくりや家族の健康づくりを支援することを目的に実施する女性のしなやか健康教室の取組として、子育て中の世代を対象とした親子体操を実施し、けが予防を図る。	○		○
34	女性のしなやか健康教室(子育て終了世代)	成人 高齢者	女性の生涯に渡った健康づくりや家族の健康づくりを支援することを目的に実施する女性のしなやか健康教室の取組として、子育て終了世代を対象とし、転倒予防のための運動を実施する。	○		
35	骨粗しょう症予防教室	成人	骨折・転倒の原因となる骨粗しょう症を予防するため、運動実技を中心とした健康づくり教室を開催	○		
36	子ども事故予防対策	子ども	子ども事故の予防対策として ①乳児健診時での健康教育 ②区民ひろば等の依頼による、事故予防の話と救急法の体験 ③保育園への蘇生人形・パネルの貸出を実施する。	○		
37	母子保健事業(母親・両親学級、乳幼児健診)	子ども	妊婦を対象に、母性の保護や出産・育児に関して正しい知識を身につけてもらうための母親学級、生後3~4月の乳児を対象に健康診査、保健指導、栄養指導を行う乳幼児健診等を行うことにより、子どもの事故等の防止につなげていく。	○		
38	出張健康教育	子ども	健康相談所や児童館において、出張健康相談、母乳学級、卒乳教室、講演会を通して健康に対する教育を行い、子ども事故等の防止につなげていく。	○		
39	子どもの健康講座	子ども	乳幼児期の不慮の事故への知識を得ることにより子どもの事故防止を図ることなどを目的として、子育て中の親に対し、医師、保健師などを講師に講座を開催する。	○		

2 交通の安全

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	池袋駅周辺混乱防止対策	全年齢層	大規模災害発生時の混乱防止を図るため、池袋駅周辺で予想される大量の滞留者を想定した混乱防止の実地訓練を実施するとともに、総合的対策を検討する。	○	○	○
2	交通安全運動	全年齢層	交通安全を目的に、春・秋に町会内の交通事故を予防するため諸活動を行う。	○	○	○
3	地域区民ひろば交通安全教室	子ども 高齢者	幼児・高齢者の交通事故予防を目的に、子育て中の母親や子ども、高齢者を対象とした講話とビデオ等を内容とした教室を実施する。	○	○	○
4	お正月スポーツ広場&自転車安全教室	全年齢層	西部地区区民がスポーツ体験を通じて、健康づくり・仲間作りができ、防犯へとつなげ、また、日々利用する自転車の乗り方について目白警察署より指導を受け、交通安全意識の向上に寄与する。	○		○
5	徘徊高齢者位置情報サービス利用料助成	高齢者	徘徊高齢者の交通事故からの予防等生活の安全を確保するため、位置情報サービスを利用する経費を助成する。	○		
6	道路使用適正化および違反屋外広告物取締り合同パトロール	全年齢層	区内の各警察署および関係機関と合同でパトロールを実施し、道路上に置かれた商品および違反広告物の指導、取締まりを強化する。	○	○	

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
7	区内全域の道路パトロール	全年齢層	道路占用、道路使用の適正化により道路利用者の安全確保と円滑な交通のため、区内全域を道路管理巡視員等が道路パトロールを実施している。また、地域ボランティア等によるはり紙等の除去活動を実施している。	○	○	
8	区道の安全パトロール	全年齢層	区道の維持管理体制を、従来の発生対応型から予防保全型に転換するため、パトロールを実施して、区道の安全性を確保し管理瑕疵等による事故を未然に予防する。	○	○	
9	交通安全区民のつどい	全年齢層	交通安全思想の普及啓発を目的とした区民大会を実施する。	○	○	○
10	交通安全講習会(兼運転者講習会)	全年齢層	交通安全啓発・事故防止を目的に、区民ひろば、小学校等を会場として一般ドライバー対象に交通安全の指導を実施する。	○	○	
11	自転車利用啓発及び放置自転車対策キャンペーン	全年齢層	自転車の安全利用啓発及び自転車の放置防止啓発を目的に、区内各駅頭において、キャンペーン活動を行う。	○	○	○
12	スクエアード・ストレイト授業	全年齢層	交通事故防止を目的に、スタントマンによる交通事故を目の前で再現し、事故の衝撃や恐ろしさを体験してもらう	○	○	
13	歩行者路網対策	全年齢層	交通実態に即応した交通安全対策として看板の設置やスクールゾーンの塗装工事を行う。	○	○	
14	交通安全街頭指導	全年齢層	自転車の事故防止と利用者のルール遵守を促進するため指導助言活動を実施する	○		
15	新入学児童交通安全ランドセルカバー等の配布	子ども	新入学児童に交通安全ランドセルカバー等を配布し交通事故防止の意識啓発を図る。	○		
16	自転車安全啓発パトロール	全年齢層	自転車の安全利用を図るため、WEロード周辺及び劇場通り周辺において週3回をパトロールを行い、呼びかけ・チラシを配布する。	○		
17	PTAによる自転車安全教室	子ども	児童・保護者を対象とした児童の安全・交通ルールに関する実技・講演を内容とする教室を実施	○	○	○
18	PTAによる登下校時の旗振り・見守り	子ども	登下校時の児童の交通安全、犯罪被害からの防止を目的に、保護者が校門付近及び交差点において旗振り、あいさつを行い、登下校時の様子を把握する。また、その様子をPTA総会等で報告し、改善につなげていく。	○		○

3 学校の安全

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	木刀による剣道基本技稽古法講習会(指導者講習会)	子ども	中学校授業における剣道指導者に、本稽古法を修得した安全な指導方法を身につけさせる。	○		○
2	権利擁護事業	子ども	憲法及び豊島区子どもの権利に関する条例の理念に基づき、権利侵害を受けた子どもの救済と、子どもの権利の正しい理解と普及するため、いじめ・不登校・虐待等子どもの権利擁護に係るテーマの講演会などを実施。	○		
3	PTAによる登下校時の旗振り・見守り【再掲】	子ども	登下校時の児童の交通安全、犯罪被害からの防止を目的に、保護者が校門付近及び交差点において旗振り、あいさつを行い、登下校時の様子を把握する。また、その様子をPTA総会等で報告し、改善につなげていく。	○		○

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
4	PTAによる集団下校	子ども	児童の下校時の安全確保を目的に、PTAが実施主体となり集団下校を実施する。	○	○	○
5	PTAによる登下校時パトロール	子ども	登下校時の児童の安全確保を目的に、PTAがパトロールを実施する。	○	○	○
6	スクールガード養成講習会	子ども	学区域内で巡回等に従事する学校安全ボランティアを養成するため、講習会を開催する。	○		○
7	スクールガードリーダーによる学校の巡回指導	子ども	防犯パトロールのノウハウを身につけるため、警察署員等による防犯パトロールの講義や学校区域の通学路の巡回指導を行う。	○		○
8	健康診断等の実施	子ども	健康診断を実施することで、園児・児童・生徒の健康を保持増進する。また、疾病等を早期に発見し治療に結びつける。	○		○
9	豊島区学校保健会の取り組み	子ども	学校の保健衛生に関する事業の計画・実施を行う。また、感染症対策等の情報交換を行い、感染拡大防止のための措置等を検討する。	○		○
10	学校施設への防犯カメラ設置	子ども	区立小中学校全校に防犯カメラを設置し、学校施設内への不審者侵入等を監視し、児童・生徒の安全確保を図る。	○		
11	児童への防犯ブザーの配布	子ども	児童の登下校時等における犯罪からの安全を図るため、区立小学校の新入生全員に防犯ブザーを貸与している。	○		
12	問題を抱える子ども等の自立支援事業	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童・生徒の実態把握と関係者会議を定期的実施する。 ・不登校未然防止会議を設定し、スクールカウンセラー及び、関係諸機関の情報交換を定期的に行う。 ・学校からの要請で、関係者会議等を開催する。 ・都スクールカウンセラーとの連携を強化するため、教育センター教育相談室に担当者を置く。 ・スクールカウンセラー連絡協議会の内容を充実させ、個別の対策検討に重点を置く。 ・「豊島区自立関係支援機関図」を改訂・送付する。 	○	○	○
13	学校安全・安心マップの作成	子ども	危険予測能力・危険を回避する実践力の育成をねらいとし、スクールガードリーダーが小学生と通学路を巡回し、学校周辺の危険な場所、安全な場所、災害時に役立つ場所等を手作りの地図にまとめ、発表する。平成21年度10校実施予定。	○		○
14	セーフティ教室	子ども	セーフティ教室では、警察の協力を得て、スクールサポーター等と連携し、学校や地域の実態、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた適切な指導を行う。具体的には「薬物乱用防止」「暴力行為」「連れ去り・性被害防止」等をテーマに、加害者・被害者双方にならないよう年間の教育課程に位置付け全校で実施している。	○	○	○
15	子ども安全連絡網	子ども	学校から家庭へ安全に関するきめ細かな情報を発信、平成21年度は小学校10校、中学校1校で行っている。	○		

4 職場の安全

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	労働安全衛生委員会	成人	職員の安全衛生を確保するため、職員の危険又は健康障害の防止や健康の保持増進を図るための基本となるべき対策を講じる。	○		
2	清掃事業所の安全対策	成人	交通・作業研修、腰痛予防講習会、安全パトロール、シートベルト着用点検等清掃事務所職員に対する事故等の防止対策を講じる。	○		
3	学校衛生委員会	成人	学校衛生委員会を運営し、区立学校における教職員の労働衛生の確保を図る。	○		

5 余暇・スポーツの安全

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	普通救命講習・AED取扱講習会	全年齢層	施設利用者の事故に備え、従事職員全員を対象にAED取扱等救命に関する講習を実施。	○		○
2	合気道指導者育成講習会	子ども	スポーツ中の事故防止を目的に、合気道指導中の注意点、子どもの心身の特徴について学ぶ。	○		○
3	ジュニアスポーツ教室への講師派遣増員	子ども	子どもの体力向上と事故予防を図るため、卓球・体操・バスケットボール・バレーボール・バドミントンの現場指導者を増員する。	○		○
4	スポーツ事故予防講座	子ども	スポーツでの事故を予防するための指導者の心得、事故が起こった場合の保険請求・過去の判例を学ぶ。	○		○
5	カラスの巣等撤去	全年齢層	カラスによる被害防止を目的として、繁殖期で凶暴性を帯び、区民に危害を加えそうなカラスを対象に公園樹木、街路樹の撤去活動を行う。	○		
6	公園・児童遊園遊具点検	子ども	公園等内での遊具で事故が発生することのないよう点検を行うとともに、専門業者による点検も3年ごとに実施。	○		

6 傷害・暴力からの安全

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	生活安全協議会	全年齢層	区民の生活安全に関する現状把握と、生活安全に関する事項を協議するため豊島区生活安全条例に基づき設置。区、警察、消防の行政機関、町会、防犯協会、商店街連合会等地域団体、一般公募区民等からなり、意見交換、協議を行う。	○	○	○
2	暴力団対策	全年齢層	不当要求責任者等への講習会や区民大会等のイベント実施などにより暴力団排除へ向けた意識啓発等を行う。	○	○	○
3	景観対策活動(落書き消去等)	全年齢層	落書きなくし隊(地元町会やボランティア)等による落書き消去活動の実施、商店街等による消去活動への支援、公共施設への落書き消去委託事業など景観対策の展開により、犯罪の起きにくい街を目指す。	○	○	○

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
4	青色防犯パトロールカーによる安全・安心パトロール	全年齢層	警備員による青色回転灯付きパトロールカーでの防犯パトロールを実施し、区民に対する安全・安心の提供による体感治安の向上を図る。	○		
5	自転車パトロール隊によるパトロール	全年齢層	警備員による自転車での防犯パトロールを実施し、区民に対する安全・安心の提供による体感治安の向上を図る。	○		
6	地域安全運動豊島区民大会	全年齢層	区民の防犯等の安全安心に関する意識高揚のため、区、警察署、防犯協会及び町会が主催する大会を実施し、宣言文を採択する。	○	○	○
7	区内警察署防犯リーダー研修	全年齢層	防犯リーダー、防犯活動等に関する知識を身に付けたい方に、より効果的な防犯パトロール実施を図っていただくことを目的として開催。	○	○	
8	安全・安心メール	全年齢層	犯罪発生情報や防犯対策等に関する情報を登録者にメール配信する。	○		
9	地域防犯力向上設備補助事業	全年齢層	防犯気運の醸成及び地域の主体的な取組による防犯環境整備を促進し、地域全体の防犯力を向上させることを目的として、区内全域のマンション・商店街等を対象として、防犯カメラ・防犯灯・防犯アラーム等の設備補助を実施する。	○		
10	繁華街パトロール	全年齢層	地元商店街・町会・警察・豊島区との合同パトロール活動により、繁華街地区の治安対策及び環境浄化を図る。	○	○	○
11	専門相談(DV)	成人 高齢者	DV 被害者に対し、専門相談員(カウンセラー)が問題解決のための相談に対応する。	○	○	
12	専門相談講座(DV)	成人 高齢者	DV に関する暴力の問題に携わっている関係機関と連絡会を開催し、情報交換を行う。	○	○	
13	配偶者等による暴力問題相談 機関連絡会議	成人 高齢者	DV に関する暴力の問題に携わっている関係機関と連絡会を開催し、情報交換を行う。	○	○	○
14	若年層へのデート DV 周知事業	青年 成人	DV の未然防止のため、中学生、高校生、大学生等の若年層向け普及・啓発事業を実施する。	○		○
15	DV 及びデートDV相談カードの 配布	青年	DV 及びデートDV 被害者に相談機関を周知するために、カードを配布する。	○		
16	防犯パトロール	全年齢層	町会内の事故・犯罪防止のため、パトロールを行う。	○		○
17	安心・安全パトロール(ことぶき パトロール)	全年齢層	高齢者が警察と協働して地域を見守るとともに、高齢者自らの健康増進を図る。	○	○	○
18	安心・安全パトロール	全年齢層	安全パトロールの胸章をつけ、犬の散歩を兼ねて、地域を見回る。	○		○
19	地域区民ひろば所長研修「防 犯研修」	全年齢層	各ひろばで起こり得る強盗等の犯罪から身を守るため、「さすまた」の使用方法等について講習を受ける。	○		
20	認知症・虐待専門対応事業	高齢者	認知症の支援困難ケースや虐待ケースに関して、弁護士・精神科医・臨床心理士等の専門家から助言を受ける。	○		
21	緊急医療等保護事業	高齢者	虐待を受けた高齢者を一時的に保護して身柄の安全を確保し、その間に今後の処遇を検討するため、入院又はショートステイで受け入れる。	○		

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
22	権利擁護ネットワーク会議	高齢者	高齢者の虐待の防止・早期発見等を目的に、警察署・弁護士会・医師会等区内関係機関との連絡会を開催する。	○	○	○
23	薬物乱用防止推進活動	青年 成人	覚醒剤等薬物乱用防止のため、中学生を対象としたポスター・標語募集事業等の普及活動を行い薬物乱用禍の根絶を図る。	○	○	○
24	虐待・DV・薬物等における保健師の随時相談	全年齢層	関係機関と連携しながら、虐待・DV・薬物等の相談に応じる。	○		
25	子育て支援ネットワーク(長崎地区・南長崎地区)	子ども	地域の子育て関係機関のネットワーク化を図り、育児支援や虐待予防を進め、情報交換やおまつりを実施する。	○		○
26	青少年育成委員会の犯罪・非行防止活動	子ども	子どもたちの安全を守るため、各地区育成委員会が実施主体となり、犯罪・非行防止のパトロール・講演会等を実施する。	○	○	○
27	保護司会による青少年相談	子ども 青年	保護司会が青少年に関する相談を実施し、非行防止に役立てる。			○
28	社会を明るくする運動 作文コンテスト	子ども	児童生徒に社会を明るくする運動に関する作文を書いてもらうことで、犯罪や非行などについて考える機会を提供し、犯罪や非行について、そしてそれらを防止するというを考えてもらう。	○		○
29	子どもの権利推進事業	子ども	子どもが1人の人間として安全に安心して暮らしていける社会を目指し、児童虐待の防止や子ども自殺予防を目的として、子どもの権利に関する条例のパンフレットを配布するとともに、条例に基づく子ども月間に関係団体と協力して、啓発事業を実施する。	○		
30	母子等緊急一時保護事業	子ども 成人	夫の暴力からの避難等で緊急に保護が必要な母子及び女性を一時的に施設に保護し、その自立を援助する。	○	○	○
31	緊急一時保護宿泊費助成事業	子ども 成人	夫の暴力からの避難等で緊急に保護が必要な母子及び女性を1～2泊程度ホテル等に宿泊させ、宿泊費等を助成することにより、その安全を図り、自立を援助する。	○	○	
32	子育て講座	子ども	子どもの発達や心を理解し、子育てに役立て、虐待を予防することを目的とした外部講師による保護者向けの講座を開催する。	○	○	○
33	専門相談員による講座・講習会	子ども	子育て中の養育不安や健康上の不安を軽減し、虐待の予防と育児支援に役立てるため、専門相談員が子育てに関する専門的な相談・講習を実施する。	○		
34	ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム	子ども	プログラムによるグループミーティングを行い、子育て不安を軽減し、子育て能力を向上するとともに、虐待や養育者のうつを予防する。	○	○	
35	豊島区子ども虐待防止連絡会議(豊島区子ども虐待防止ネットワーク事業)	子ども	児童虐待防止に関する関係機関の役割や連携のあり方等を明確にし、日常的なネットワークを構築することにより、児童虐待の早期発見と迅速・的確な対応を行う。	○		
36	権利擁護事業【再掲】	子ども	憲法及び豊島区子どもの権利に関する条例の理念に基づき、権利侵害を受けた子どもの救済と、子どもの権利の正しい理解と普及するため、いじめ・不登校・虐待等子どもの権利擁護に係るテーマの講演会などを実施する。	○		
37	子育て訪問相談事業	子ども	児童虐待防止を目的に、子育て相談員による訪問相談を通じ、養育困難等の支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、ケアを行う。また、区民が継続して見守られているという安心感が持てるよう子育て情報やノウハウを提供する。	○		

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
38	街路灯等維持管理	全年齢層	夜間における住民の安全を確保するため、街路灯新設・建て替え、電球の交換等を行う。	○		
39	PTAによる登下校時の旗振り・見守り【再掲】	子ども	登下校時の児童の安全確保を目的に、保護者が2ずつ交代で校門付近及び交差点において旗振り、あいさつを行い、登下校時の様子を把握する。また、その様子をPTA総会等で報告し、改善につなげていく。	○		○
40	PTAによる集団下校【再掲】	子ども	児童の下校時の安全確保を目的に、PTAが実施主体となり集団下校を実施する。	○		○
41	PTAによる登下校時パトロール【再掲】	子ども	登下校時の児童の安全確保を目的に、PTAがパトロールを実施する。	○		○
42	PTAによる防犯パトロール	子ども	放課後や地域行事等における児童の安全確保を目的に、PTAがパトロールを実施する。	○		○
43	スクールガード養成講習会【再掲】	子ども	学区域内で巡回等に従事する学校安全ボランティアを養成するため、講習会を開催する。	○		
44	スクールガードリーダーによる学校の巡回指導【再掲】	子ども	防犯パトロールのノウハウを身につけるため、警察署員等による防犯パトロールの講義や学校区域の通学路の巡回指導を行う。	○	○	
45	学校施設への防犯カメラ設置【再掲】	子ども	区立小中学校全校に防犯カメラを設置し、学校施設内への不審者侵入等を監視し、児童・生徒の安全確保を図る。	○		
46	児童への防犯ブザー配布【再掲】	子ども	児童の登下校時等における犯罪からの安全を図るため、区立小学校の新入生全員に防犯ブザーを貸与している。	○		
47	学校安全・安心マップの作成【再掲】	子ども	危険予測能力・危険を回避する実践力の育成をねらいとし、スクールガードリーダーが小学生と通学路を巡回し、学校周辺の危険な場所、安全な場所、災害時に役立つ場所等を手作りの地図にまとめ、発表する。平成 21 年度 10 校実施予定。	○		○
48	子ども安全連絡網【再掲】	子ども	学校から家庭へ安全に関するきめ細かな情報を発信、平成 21 年度は小学校 10 校、中学校 1 校で行っている。	○		
49	セーフティ教室【再掲】	子ども	セーフティ教室では、警察の協力を得て、スクールサポーター等と連携し、学校や地域の実態、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた適切な指導を行う。具体的には「薬物乱用防止」「暴力行為」「連れ去り・性被害防止」等をテーマに、加害者・被害者双方にならないよう年間の教育課程に位置付け全校で実施している。	○	○	○

7 災害からの安全

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	豊島区総合水防演習	全年齢層	台風等の集中豪雨による河川、内水氾濫による水害の防止を目的として、警察署、消防署、消防団、町会と連携して、消防署を主体に水害対策の合同演習（水防工法を実習及び展示等）を行い、区民への啓蒙活動と実際の水害に連携して対応する訓練を行う。	○	○	○
2	防災コンクール・防災フェスタ	全年齢層	女性を中心とした地域防災組織の初期消火能力の向上を目的に、消火ポンプの操作、バケツリレー等消火演習のコンクールを行う。	○	○	○

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
3	総合・合同防災訓練	全年齢層	防災対策の習熟と防災行動力の向上を図るため、区・防災関係機関・地域住民が一体となった総合防災訓練を実施。	○	○	○
4	地域防災訓練(各町会)	全年齢層	地域防災力の向上を図るため、地域防災組織(町会)単位での防災訓練を実施。	○	○	○
5	災害時要援護者対策	高齢者(障害者)	災害時に独力で避難行動を行うことが困難な災害時要援護者に対して、地域住民による安否確認や避難支援を行う体制を整える。災害時要援護者手挙げ名簿の整備、支援組織の立ち上げ(モデル地区)、災害時要援護者対応訓練の実施等。	○	○	○
6	地域防災懇談会の開催	全年齢層	地域防災力向上に向けた関係機関、団体との情報の共有化と連携強化を図るための意見交換会。	○	○	○
7	街頭消火器配備	全年齢層	地域防災力及び区の応急活動体制の向上のため、区内に街頭消火器を配備し初期消火に備える。	○		
8	防災思想普及・意識啓発	全年齢層	防災思想の普及及び防災意識向上のため、広く区民一般を対象にした防災地図・救援パンフレット等を作成し、配布する。	○		
9	町会による「個別避難支援プラン策定」	全年齢層	区から提供した手あげ名簿に基づいて、個人ごとに避難支援者を決定し、避難方法や注意事項などの事前相談を実施する。	○		○
10	民生・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」	全年齢層	担当地区内の災害時要援護者情報を記録したマップづくりを行うなど、災害時に備える。	○		○
11	池袋駅周辺混乱防止対策【再掲】	全年齢層	大規模災害発生時の混乱防止を図るため、池袋駅周辺で予想される大量の滞留者を想定した混乱防止の実地訓練を実施するとともに、総合的対策を検討する。	○	○	○
12	防災訓練・自衛消防訓練(7施設)	全年齢層	施設利用者の安全確保を図るため、地震想定避難訓練、消火訓練、職員の役割確認を実施する。	○		
13	防犯・防火・防災展	全年齢層	地域の防災意識を高め、地域で犯罪・火災・災害を防ぐことを目的に、高松区民ひろば運営協議会が実施。防犯・防災に関するパネル展示、体験演習等を行う。	○		○
14	青少年育成委員会の防災活動	全年齢層	第1地区青少年育成委員会が実施主体となり消火訓練、煙ハウス体験、防災クイズ、防災紙芝居などゲーム感覚で防災訓練を行い災害に備える。	○		○
15	上池袋地区震災復興まちづくり訓練	全年齢層	まち歩き、図上演習等を通して、住民、専門家、区が事前に復興まちづくりの進め方を体験することで、震災後の復興まちづくりを円滑に行う。訓練で学んだ復興の課題を現在の防災まちづくりに活かし、事前に災害に強いまちづくりを行う。	○	○	○
16	都市計画指定による不燃化	全年齢層	市街地の延焼拡大防止を目的に、都市計画で防火地域や準防火地域を指定し、建替え時に耐火構造や準耐火構造の建物とすることで、集団的な防火性能の向上を図る。	○		
17	木造密集市街地の解消に向けた事業	全年齢層	東池袋4・5丁目など5地区で居住環境総合整備事業を実施し、地元住民によるまちづくり協議会との協働により、道路拡幅や公園整備等を併せた老朽住宅の建替えを促進する。	○		○
18	民間建築物の耐震化助成事業	全年齢層	昭和56年以前に建築された住宅等を対象に、耐震診断・改修助成制度を設け、耐震化の促進を図る。	○		
19	緊急輸送道路沿いの倒壊の防止	全年齢層	緊急輸送道路沿道の所有者に対し、耐震診断助成制度を設け、耐震化の促進を図るとともに、説明会の開催や個別訪問による耐震化を普及啓発する。	○		

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
20	狭あい道路整備事業	全年齢層	建築基準法上の4メートル未満の道路について、建替えごとに道路中心より2メートル後退する工事を行い、災害時に避難や消防活動の障害となる狭あい道路を解消する。	○		
21	台風、都市型水害、大雪等の風水害、雪害対策	全年齢層	風水害、雪害対策は、浸水、洪水時に区民の安全を確保するため、土のうの配布、警報発令時のパトロール、安全対策、被害処理に対応する。 河川については、豊島区河川管理システムをH19年度より3箇年で更新を完了し、H22年度より稼働、神田川水位とビックリガード浸水水位を遠隔監視。	○	○	

8 自殺予防

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	閉じこもりうつ対策事業	高齢者	生活機能が低下し、要介護状態やうつ状態となった高齢者を訪問し、問題点を総合的にアセスメントして必要な助言・指導を行うことにより、自立した生活を送れるよう支援するとともに自殺防止を図る。	○		
2	精神保健セミナー(自殺予防講演会)	全年齢層	精神疾患、障害を持つ当事者、家族、関係者向けに精神保健福祉に関する知識や福祉サービスについて、講演会や相談によって情報の提供を行い、自殺予防等につなげる。	○	○	○
3	こころのカードの配布	全年齢層	「生きづらくなったとき」と題して、名刺サイズの相談先掲載カードを作成し緊急連絡相談先の周知を行った。	○		
4	ゲートキーパー養成講座	全年齢層	自殺の危険のある人を早期に発見し、生きる支援をする人材を地域に増やすことを目的に、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づく「ゲートキーパー」を養成する。	○		○
5	こころの相談	全年齢層	精神科医による専門相談のほか、保健師等による相談実施	○		○
6	家族のための家族問題相談	全年齢層	精神保健福祉士による主に家族間問題、嗜癖の精神保健福祉相談	○		○
7	精神保健福祉研修	全年齢層	相談事業関係者に、実践のロールプレイを交えて相談技術のスキルアップを図る	○	○	○
8	自殺対策強化月間	全年齢層	9月、3月を強化月間とし、区民に自殺や精神障害に対する誤解や偏見をなくすための普及啓発活動	○		
9	こころまつり	全年齢層	ノーマライゼーションの推進及び自殺・うつ予防の普及啓発を目的としたおまつり	○		
10	精神保健福祉ボランティア講座	全年齢層	精神科医師による講演とボランティア体験の発表	○		
11	子どもの権利推進事業【再掲】	子ども	子どもが1人の人間として安全に安心して暮らしていける社会を目指し、児童虐待の防止や子ども自殺予防を目的として、子どもの権利に関する条例のパンフレットを配布するとともに、条例に基づく子ども月間に関係団体と協力して、啓発事業を実施する。	○		

9 がんの早期発見

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	各種がん検診の実施	青年 成人 高齢者	30歳以上に胃がん・大腸がん検診、20歳以上偶数年齢の女性に子宮頸がん検診、40歳以上偶数年齢の女性に乳がん検診、40歳以上に肺がん検診を実施し、がんの早期発見につなげる。	○		
2	がん検診受診勧奨イベントの実施	成人 高齢者	21年度は厚生労働省と連携しスター混声合唱団によるピンクリボンイベント、22年度は芸人による受診勧奨イベント、映画、講演等により検診の普及啓発を図る。	○		
3	がん検診受診勧奨通知の送付と検診実施方法の見直し	成人 高齢者	区特定健診・長寿健診対象者全員や社保加入者の40～70歳の5歳刻み年齢に受診勧奨通知を送付。22年度から大腸がん検診は、申し込み不要で、特定・長寿健診実施医療機関でセットの受取り・提出ができる方法に変更し、受診者増につなげる。	○		
4	検診無料クーポン券・検診手帳の送付	青年 成人 高齢者	20～40歳の5歳刻み年齢に子宮頸がん検診、40～60歳の5歳刻みに乳がん検診無料クーポン券と検診手帳を送付。	○		

10 その他

No.	取組名称	対象者	目的・取組概要等	担当・関与者		
				区	行政	民間
1	区立中学校普通救命講習	全年齢層	区立中学校3年生を対象とした応急手当の方法等習得のための普通救命講習会を実施し、自助・共助に不可欠な若者の協力を得て地域防災力の向上をめざす。	○		
2	普通救命講習会	全年齢層	講習会を開催し、AED設置施設に、最低一人以上技能認定者を置く。	○	○	
3	AED(自動体外式除細動機器)の設置・メンテナンスの総合調整	全年齢層	区施設AEDのパット・バッテリー等交換について、各所管と調整し円滑な運営を図る。	○		
4	AED・救命救急講習会(7施設)	全年齢層	AEDの操作方法等の救急法を学ぶ。	○		
5	サポーター対象研修「応急手当」	全年齢層	区民ひろばで活動するサポーターを対象にした研修。応急手当について学び、利用者の安全を守る。	○		
6	インシデントレポートの集約	全年齢層 (障害者)	施設活動等におけるヒヤリ・ハット事例報告を施設職員が提出し、同様の事象を防止するための対策を講じる。	○		
7	障害者施設安全点検の実施	全年齢層 (障害者)	施設設備について定期的に安全点検を実施し、不良や不具合について迅速に対応する。	○		
8	放置自転車対策	全年齢層 (障害者)	障害者(特に視覚障害者)の道路上の通行を妨げる放置自転車による危険を防ぐため、放置自転車の撤去と指導を行う。	○		
9	点字ブロック等の整備	全年齢層 (障害者)	視覚障害者の安全通行を確保するため、点字ブロックや音声ガイドを整備する。	○		
10	障害者支援スキルアップ講座	全年齢層 (障害者)	障害者支援に関わる基礎的な知識を理解してもらう講座の開催や啓発活動	○		
11	福祉ガイドマップ	全年齢層 (障害者)	障害者が外出の際、安全に目的地に移動できるようバリアフリーの状況を表した地図を発行する。	○		
12	子ども施設の設備、遊具の安全管理	子ども	定期的な安全点検のほか、リストを作成し、継続的なチェックを行う。	○		
13	子どもへの安全教育	子ども	子ども施設内の危険回避に必要な約束事を子どもに周知する。	○		

指標3

子どもや高齢者など、ハイリスクのグループや環境等に焦点を当てた予防活動を実施する。

◆認証申請に向けて、地域診断に基づく重点テーマを設定し、取り組みを展開します。

日本一の人口密度を持つ高密都市であり、少子・高齢化や核家族化が高度に進んだ都市社会であることなど、豊島区の地域診断を踏まえ、セーフコミュニティ活動として取り組む10の「重点テーマ」を設定しました。

これらのテーマごとに、部門横断的な対策委員会を設置し、活動を進めていきます。



	リスク分野	10の重点テーマ	備考
1	高齢者・障害者	一人暮らし高齢者の見守り	住宅内のけが、孤独死など
2		障害者の安全	外出時のけが
3	子ども	子どものけが予防	家庭内、子ども施設
4		児童虐待の防止	暴力
5		学校の安全（セーフスクール）	校内、登下校時等
6	死亡原因	自殺・うつ病の予防	
7		がんの早期発見	
8	交通	自転車利用の安全	
9	都市環境	繁華街の安全	防犯、環境浄化、安心感
10		地震災害の防止	災害時要援護者対策を含む

重点テーマ	1	一人暮らし高齢者の見守り
--------------	----------	---------------------

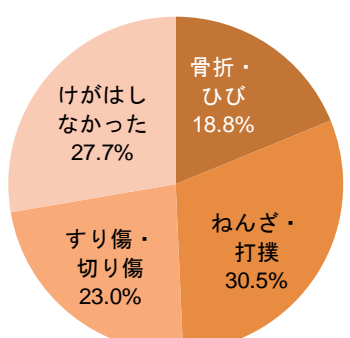
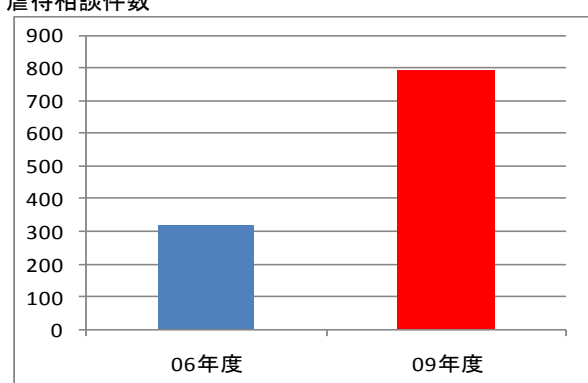
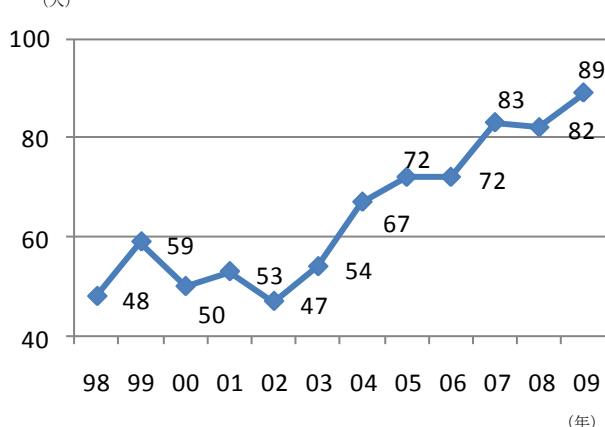
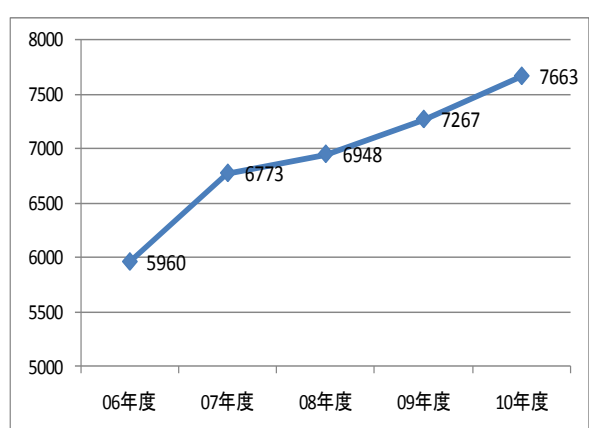
■テーマの選定理由

本年5月にWHOが発表した世界各国の平均寿命によると、日本人は83歳(男性79歳、女性86歳)で、世界第一位である。また、国全体の高齢化率も23.1%となっている。豊島区も国と同様に高齢化が加速しており、高齢者が5年前に比べて約4,800人増加し、毎年1,000人の新高齢者が誕生している計算になる。

また、65歳以上の高齢者51,000人のうち、7割にあたる35,000人が一人暮らし又は高齢者のみで構成する世帯で、特に一人暮らし高齢者の割合は、高齢者人口の37.4%となっており、23区の中でも上位に位置する状況にある。

こうしたなか、高齢者が住み慣れた地域で、安全・安心に暮らし続けることができる環境を整備することが急務となっており、行政と地域が連携し見守り体制を強化していく必要がある。

■予防活動の対象 ◆事故やけがの状況を説明するデータ

<p>①住宅内における転倒等によるけがの防止</p> <p>《データ》 ○自宅で転倒してけがをした高齢者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;">過去1年間に自宅で</td> <td style="width: 60%;">転倒経験あり</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">17.4%</td> </tr> <tr> <td>火傷経験あり</td> <td style="text-align: right;">4.8%</td> </tr> <tr> <td>のどに詰まる経験</td> <td style="text-align: right;">12.9%</td> </tr> </table> <p>転倒時のけがの状況</p> <p>※転倒経験ありと回答した17.4%のうち</p>  <p>(2010年 豊島区高齢者のけが・事故に関するアンケート)</p>	過去1年間に自宅で	転倒経験あり	17.4%	火傷経験あり	4.8%	のどに詰まる経験	12.9%	<p>②高齢者虐待の防止</p> <p>《データ》 虐待の相談件数 2006年度(319件) 2009年度(795件)【2006年度の約2.5倍】</p> 
過去1年間に自宅で		転倒経験あり	17.4%					
		火傷経験あり	4.8%					
	のどに詰まる経験	12.9%						
<p>③孤独死(孤立死)の防止</p> <p>《データ》 65歳以上一人暮らし高齢者の在宅での不自然死数</p>  <p>(東京都監察医務院)</p>	<p>④認知症予防</p> <p>《データ》 要介護認定時の認知症高齢者数 2006年度(5,960人) 2010年度(7,663人)【2006年度の約1.3倍】</p> 							

■中心的な予防活動

①一人暮らし高齢者等実態調査及びアウトリーチ事業	
活動概要 特徴と効果	65歳以上の高齢者51,000人のうち、7割にあたる35,000人の一人暮らし高齢者等に対して、地域を担当する民生児童委員が訪問調査を行い、支援の必要性、虐待や認知症の有無などを把握し、ハイリスクの高齢者に対して介護サービス等の提供につなげる定期的な見守りを実施することで、孤立化を予防する。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチを行う職員体制の整備を図る必要がある。 ・地域での見守りを実施する民生児童委員との情報の共有化を図る必要がある。
平成23年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの体制強化を図る。 ・地域包括支援センターと民生児童委員との情報交換の円滑化を図る。
②緊急通報システム事業・配食サービス事業	
活動概要 特徴と効果	<p>○緊急通報システム事業：慢性疾患等の持病がある高齢者に対して、室内に消防庁への専用通報機器を設置し、救急車の出動を図るなど、緊急の事態に備える。</p> <p>○配食サービス事業：調理困難な高齢者に、週3回を限度として昼食用弁当を届け、併せて安否確認を行うことで、非常時の発見に寄与する。</p>
今後の課題	<p>○緊急通報システム事業：慢性疾患等の有無と協力員の確保が要件となっているため、利用者が伸び悩んでいる。要件の緩和により、利用者の増を図る。</p> <p>○配食サービス事業：安否確認の強化を図る観点から、配食サービスの限度回数を拡大する必要がある。</p>
平成23年度 新規展開	<p>○緊急通報システム事業：要件を緩和し、利用を希望する高齢者すべてを緊急通報システムの対象者とする。ただし、行政と利用者の利用料の負担割合を検討する。</p> <p>○配食サービス事業：週3回限度の配食サービスの回数を拡大する。</p>
③見守りと支えあいネットワーク事業	
活動概要 特徴と効果	<p>75歳以上の一人暮らし等高齢者のうち、希望者に対して、地域の協力員が週1度の緩やかな見守り（郵便物、照明、カーテン、洗濯物などの状況）を行う。</p> <p>また、月1度、直接訪問し安否の確認を行うことで、見守りを受ける高齢者が安心して暮らせる環境を創出する。</p>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上という年齢要件を緩和する必要がある。 ・見守り希望者及び協力員の増を図る。
平成23年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りを希望する対象者の年齢を65歳以上とする。 ・事業内容のPRを強化する。

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

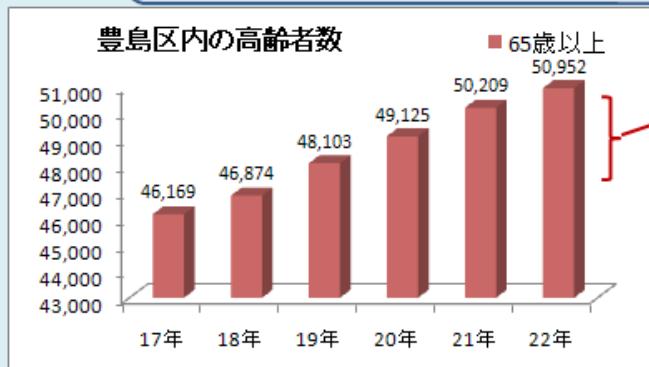
◎委員長

行政機関	地域活動団体等
◎保健福祉部長、セーフコミュニティ担当課長、防災課長、区民活動推進課長、地域区民ひろば課長、福祉総務課長、高齢者福祉課長、障害者福祉課長、介護保険課長、中央保健福祉センター所長	町会、地域区民ひろば運営協議会、民生・児童委員、高齢者クラブ連合会、おたすけクラブ、元気ながさきの会、いけよんの郷高齢者総合相談センター、社会福祉協議会
豊島消防署、池袋消防署	

「おひとりさまの老後」も安心！ 地域の力で見守ります



高齢者数は増加傾向、特に一人暮らしの高齢者の割合は、23区の中でも上位に位置する状況にある。認知症の高齢者数も増加している。



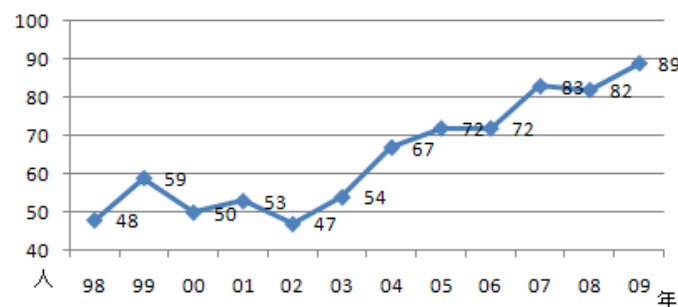
—平成22年1月1日住民基本台帳より—

一人暮らしの高齢者数
19,049人
37.4%

2006年度の約1.3倍



● 孤立死が増加傾向(東京都監察医務院より)



・一人暮らし高齢者の不安や心配が軽減できないかな・・・
・豊島区では、一人暮らし高齢者に対してこんな取り組みをしているよ！
・効果も出ているが課題はないのかな？

○一人暮らし高齢者等実態調査及びアウトリーチ事業
65歳以上の一人暮らし高齢者等、約35,000人
・65歳～74歳は郵送調査
・75歳以上は訪問調査(民生・児童委員)

《効果》必要なサービスの提供につなげ、定期的な見守り活動を実施して孤立化を予防する。
《課題》☆アウトリーチ事業の充実
☆高齢者総合相談センターと民生委員等との情報の共有化の推進

○見守りと支えあいネットワーク事業
平成18年度 平成21年度
見守りを希望する世帯 183世帯 130世帯
協力員 130人 99人

《効果》定期的に訪問を行うことで高齢者が安心して暮らせる。
《課題》☆見守り希望者、協力員の伸び悩み
☆年齢要件(75歳以上)が高い

○協力事業者による見守り活動
平成21年度(開始) 4事業者

《効果》見守りへの協力者が増加する。
《課題》☆契約している人だけが対象である。

○配食サービス事業
平成20年度 平成21年度
新規登録 38人 78人
登録者数 580人 555人

《効果》食の自立の支援と安否確認がおこなえる。
《課題》☆週3回では十分とはいえない。

○緊急通報システム
平成17年度 平成21年度
新規設置 65基 78基
協力員数 1,065人 875人
年度末設置数 561基 530基

《効果》在宅での体調の急変に迅速かつ適切な対応ができる。
《課題》☆協力員がいないと利用できない。
☆疾病等の要件が必要である。



改善のための取り組みは？

平成23年度はこんなことに取り組んでいくよ！



対策委員会(ワーキングチーム)の設置

これらの施策を実施するためには、行政機関と地域活動団体の協力、連携が不可欠です。

- ◎ 一人暮らし高齢者等実態調査及びアウトリーチ事業
 - ⇒ 高齢者総合相談センターの機能強化について検討します。
 - ⇒ 高齢者総合相談センターと民生・児童委員との情報共有のあり方について検討します。

◎ 見守りと支えあいネットワーク事業

- ⇒ 見守りを希望する対象者年齢の見直しを検討します。
- ⇒ 事業内容のPRの強化とアウトリーチ事業での活用について検討します。

◎ 緊急通報システム事業

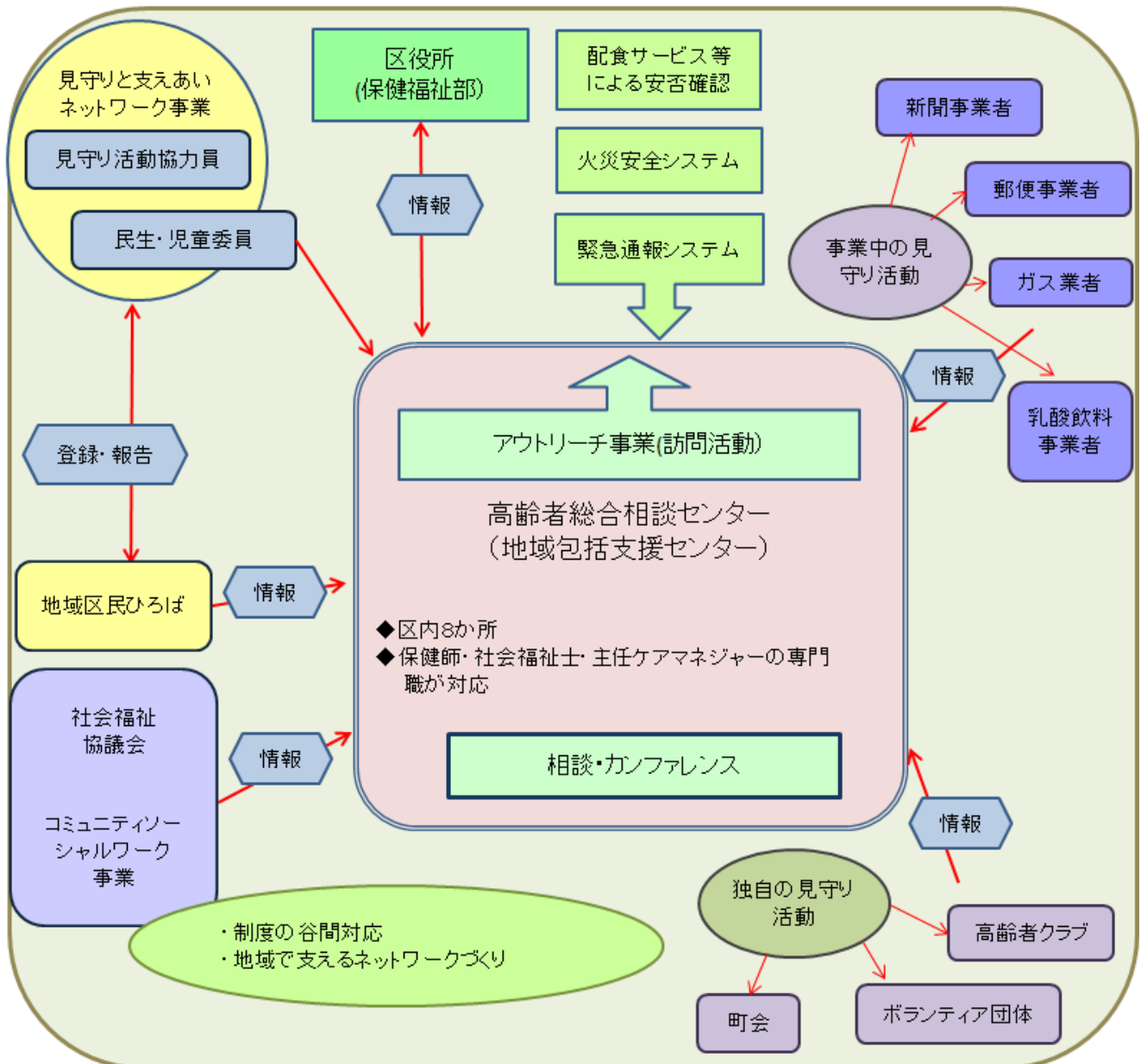
- ⇒ 利用要件の緩和について検討します。

◎ 配食サービス事業

- ⇒ 利用限度回数の見直しについて検討します。



高齢者福祉施策のネットワークのイメージ



重点テーマ	2	障害者の安全
--------------	----------	---------------

■テーマの選定理由

- 豊島区内に、平成 22 年 3 月 31 日現在、身体障害者手帳所持者が 6,970 人、「愛の手帳」(知的障害者)所持者が 950 人、精神障害者自立支援医療の申請者が 2,633 人、在住している。豊島区の人口の約4%が障害者である。全体として増加傾向にある。
- 豊島区は、全国の地方自治体の中で最も人口密度の高い自治体である。また、大都市である東京の郊外からの交通ターミナルとなっている。
- 障害者施策について、障害者が在宅でいきいきと自立した生活を送れるように支援していくことが大きな課題となっている。そのため、障害者の社会参加を促進することが重要となっている。

■予防活動の対象

①外出時におけるけがの防止	②情報を的確に得られない状態の解消																																																																	
<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要駅における放置自転車の台数(平成5年に平成21年に比べて5分の1に減少したが、依然として放置自転車対策を強化していく必要がある。) ・歩道上の看板や歩道はみだし商品の撤去等のパトロール回数(環境浄化推進委員会の活動) <p style="text-align: center;">区内主要駅の放置自転車の推移</p>	<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用音声による区役所などへの道案内のアクセス数 ・日常生活用具の情報・意思疎通支援用具の給付件数(平成21年度 65 件) <p style="text-align: center;">情報・意思疎通支援用具の給付状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>携帯用会話補助装置</td><td>0</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>情報・通信支援用具</td><td>4</td><td>6</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>点字ディスプレイ</td><td>2</td><td>10</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr><td>点字器</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>点字タイプライター</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>視覚障害者用ポータブルレコーダー</td><td>6</td><td>8</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>視覚障害者用活字文字読上げ装置</td><td>2</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>視覚障害者用拡大読書器</td><td>6</td><td>11</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>盲人用時計</td><td>3</td><td>8</td><td>10</td><td>13</td></tr> <tr><td>聴覚障害者用通信装置</td><td>4</td><td>12</td><td>16</td><td>11</td></tr> <tr><td>聴覚障害者用情報受診装置</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>人口喉頭</td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> <p><small>*は平成18年9月まで補装具費の交付件数と合わせた数字</small></p>		18年度	19年度	20年度	21年度	携帯用会話補助装置	0	3	4	1	情報・通信支援用具	4	6	16	17	点字ディスプレイ	2	10	5	2	点字器	4	2	2	3	点字タイプライター	1	2	1	0	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	8	5	5	視覚障害者用活字文字読上げ装置	2	4	0	1	視覚障害者用拡大読書器	6	11	9	10	盲人用時計	3	8	10	13	聴覚障害者用通信装置	4	12	16	11	聴覚障害者用情報受診装置	0	2	2	0	人口喉頭	4	4	2	3
	18年度	19年度	20年度	21年度																																																														
携帯用会話補助装置	0	3	4	1																																																														
情報・通信支援用具	4	6	16	17																																																														
点字ディスプレイ	2	10	5	2																																																														
点字器	4	2	2	3																																																														
点字タイプライター	1	2	1	0																																																														
視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	8	5	5																																																														
視覚障害者用活字文字読上げ装置	2	4	0	1																																																														
視覚障害者用拡大読書器	6	11	9	10																																																														
盲人用時計	3	8	10	13																																																														
聴覚障害者用通信装置	4	12	16	11																																																														
聴覚障害者用情報受診装置	0	2	2	0																																																														
人口喉頭	4	4	2	3																																																														
③街なかでのトラブル防止	④移動時における心理的負担の軽減																																																																	
<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックの敷設状況(池袋駅周辺の平成5年と平成21年度の比較・池袋東口の敷設地図) ・街なかで困っている人を見かけた場合の区民の意識(19年度発行の区民意識意向調査報告・声をかけられなかった人3割、そのほとんどが介助方法を知っていれば声をかけた。) <p style="text-align: center;">点字ブロック敷設状況(池袋駅東口周辺)</p>	<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者用エレベーターの設置状況の推移(池袋駅周辺の平成5年と平成21年度の比較では2.8倍) ・障害者用トイレの設置状況の推移(池袋駅周辺の平成5年と平成21年度の比較では2倍) <p style="text-align: center;">障害者用トイレとエレベーターの件数 (池袋駅から半径 500m 以内)</p>																																																																	

■中心的な予防活動

①障害者への理解・支援を促進するための事業(ソフト面)	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者への理解や支援を促進するための講習会等の実施（ボランティア講習会・障害疑似体験） ○障害者が外出時に困っている時に使うSOSカードの提供（困っていることが何かを明確にし、通行人等が手助けしやすいようにする） ○知的障害者や発達障害者への理解や支援を促進するための講演会の実施
今後の課題	○障害者が外出時に困っている場合に、自然と手助けができるような意識づくりや安心して手助けを受けられる環境を整備する必要がある。
平成 23 年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者への配慮に関する講習会の強化 ○困っていることが、周りの人に明確に分かれるようなSOSカードの発行
②福祉のまちづくり事業(ハード面)	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ○肢体不自由者:エレベーターの設置、段差解消、身体障害者対応トイレの整備、補装具の給付(義足、車椅子等)、日常生活用具の給付(T字杖等) ○視覚障害者:誘導用ブロックの敷設、エスコートゾーンの敷設、音響装置付き信号機の設置、補装具の給付(盲人安全杖等)、日常生活用具の給付(音響案内装置等) ○聴覚障害者:注意喚起灯の設置、手話通訳者派遣 ○内部障害者:オストメイト対応多機能トイレの整備
今後の課題	○障害者に配慮したユニバーサルなまちづくりが必要である。
平成 23 年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ○西口地下街からのエレベーターの設置 ○エスコートゾーンのさらなる敷設の検討 ○環境浄化活動の強化
③障害者情報バリアフリー事業	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ○補装具や日常生活用具の給付 (聴覚障害者用通信装置、携帯用信号装置、盲人用時計) ○音声携帯電話を使った目的地までの道案内事業 ○デジタルサインの設置
今後の課題	○障害者の移動に関して、障害者の視点に立脚したまちづくりが必要である。
平成 23 年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害当事者の実測による公共施設等のアナウンスガイド(音声装置付き携帯電話活用)事業への補助 ○聴覚障害者用サイン機器の検討

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

◎委員長

行政機関	地域活動団体等
◎保健福祉部長、セーフコミュニティ担当課長、危機管理担当課長、治安対策担当課長、福祉総務課長、障害者福祉課長、中央保健福祉センター所長、道路整備課長、交通対策課長、	町会、民生・児童委員、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、聴覚障害者協会、精神障害者協同作業所連合会、駒込生活実習所、社会福祉協議会

障害者の安全

～あなたの出かけたいを応援します！～



《テーマ選定の理由》

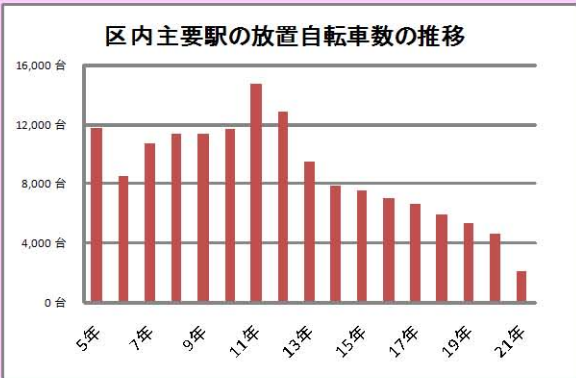


- ☆区内の障害者の割合は、人口の約4%である。
- ☆豊島区は、全国の地方自治体の中で最も人口密度が高く、大都市である東京の郊外からの交通ターミナルである。
- ☆こうした地域特性を踏まえ、障害者が在宅でいきいきと自立した生活を送れるように支援していくことが大きな課題となっている。そのため、障害者の安全な外出を支援していくことが極めて重要である。

①外出時におけるけがの防止

《状況を説明するデータ》

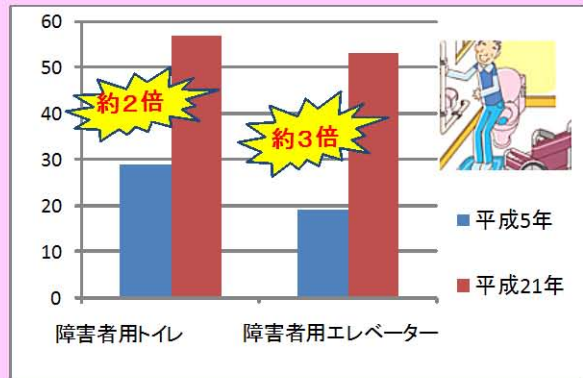
- ◆主要駅における放置自転車の台数（平成21年は5年に比べて約5分の1に減少したが、依然として放置自転車対策を強化していく必要がある。）
- ◆歩道上の看板や歩道はみだし商品の撤去等のパトロール回数（～環境浄化推進委員会の活動～）



②移動時における心理的負担の軽減

《状況を説明するデータ》

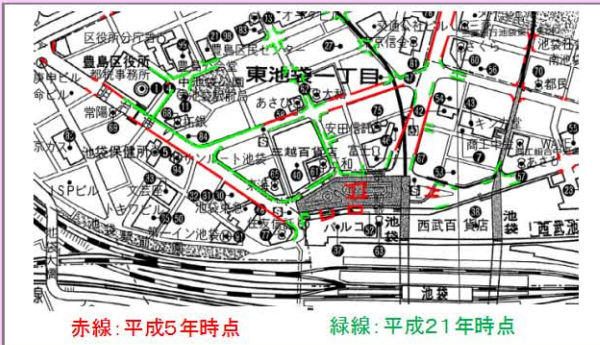
- ◆障害者用のトイレの設置状況の推移（池袋駅周辺の平成5年と21年の比較では約2倍）
- ◆障害者用エレベーターの設置状況の推移（池袋駅周辺の平成5年と21年の比較では約3倍）



③街なかでのトラブルの防止

《状況を説明するデータ》

- ◆点字ブロックの敷設状況（池袋駅周辺の平成5年と21年の比較・池袋東口の敷設地図）
- ◆街なかで困っている人を見かけたときの区民の意識（声をかけられなかった人が3割、そのほとんどが介助方法を知っていれば声をかけた。～平成19年度発行の区民意識意向調査報告より～）



④情報的・的確に得られない状態の解消

《状況を説明するデータ》

- ◆日常生活用具の情報・意思疎通支援用具の給付件数（平成21年度65件）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
携帯用会話補助装置	0	3	4	1
情報・通信支援用具	4	6	16	17
点字ディスプレイ	2	10	5	2
点字器	4	2	2	3
点字タイプライター	1	2	1	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	8	5	5
視覚障害者用活字文字読上げ装置	2	4	0	1
視覚障害者用拡大読書器	6	11	9	10
盲人用時計	3	8	10	13
聴覚障害者用通信装置	4	12	16	11
聴覚障害者用情報受信装置	0	2	2	0
人口喉頭	4	4	2	3

豊島区はこれまでも、障害者の安全・安心を確保するため、様々な事業を展開してきました。今後は障害者への理解・支援(ソフト面)を推進する対策を中心に、大きく分けて次の3つの施策を実施します。



これまでの取り組み(例)

(左) バリアフリー施設の情報を視覚的に提供する福祉のまちづくりガイドマップ

(右) 障害者を支援する技術や心構えを学ぶボランティア講習会の様子

○障害者への理解・支援を促進するための事業(ソフト面)

～障害者の外出時を、自然とサポートできるような意識づくりや、安心して手助けを受けられるような環境を整備します～



- ◆ 障害者への支援や理解を促進する講習会の実施
- ◆ 困っていることが、周りの人に明確に伝えられるSOSカードの提供
- ◆ 知的障害者や発達障害者への配慮に関する講演会の強化



補助犬同伴啓発マーク

○福祉のまちづくり事業(ハード面)

～様々な障害に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを目指します～



- ◆ 昇降機の整備、段差解消、補装具及び日常生活用具の給付等(肢体不自由)
- ◆ 誘導用ブロックやエスコートゾーン、音響装置付き信号機の設置等(視覚障害)
- ◆ 注意喚起灯の設置、手話通訳者の派遣(聴覚障害)
- ◆ オストメイト対応多機能トイレの整備(内部障害)



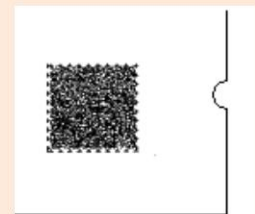
店舗入り口のバリアフリー化

○障害者情報バリアフリー事業

～障害者の移動に関して、障害者の視点に立脚したまちづくりを目指します～



- ◆ 補装具や日常生活用具の給付(聴覚障害者用通信装置、盲人用時計等)
- ◆ 音声携帯電話を使った目的地までの道案内事業
- ◆ デジタルサインの設置



SPQRコード(音声読み上げ用QRコード)

◆ 対策委員会(ワーキングチーム)の設置

これらの施策を実施するためには、行政機関だけでなく、地域活動団体の協力が必要不可欠です。相互に連携し、障害者の安全・安心な外出をサポートします。



重点テーマ 3 子どものけが予防（家庭、子ども施設）

■テーマの選定理由

◆家庭における乳幼児のけが・事故予防

0歳の死因第4位、1～4歳の第1位は、「不慮の事故」（誤飲による窒息、浴槽内での溺死、転倒・転落など）で、家の中での予防対策の効果が高い。また、事故の多くは保護者の注意で予防可能と言われ、家庭での環境整備・安全確認でけがを予防できる。池袋保健所の「子ども事故予防センター Kidsafe」は、母子保健事業での来所を通じて、見学・体験学習の機会を提供している。

◆子ども施設におけるけが予防

けがに対する予防能力が低い乳幼児や子どもが利用する施設においては、特に高いレベルでの予防と安全対策が必要となるため。特に、保育園児は一日の大半を園施設の環境の中で過ごすため。

■予防活動の対象

①0～4歳の家庭におけるけが・事故の予防

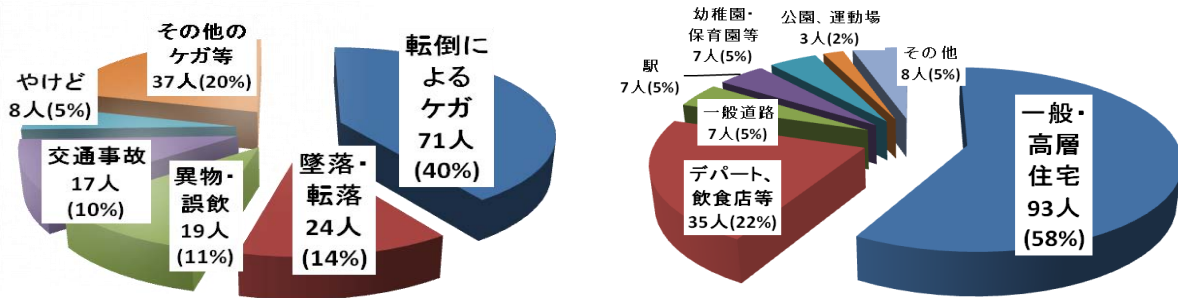
＜状況を説明するデータ＞

- (1)人口動態統計における年齢別死亡数
- (2)消防による救急搬送データ

08年に0～4歳児 176人が、けがや交通事故で救急搬送され、交通事故を除く159人の6割は、家の中で発生している。

- (3)乳幼児健診アンケートのデータ(けが・事故の経験率、家庭での取組状況)
- (4)今年度秋に予定する子どものけが・事故に関するアンケート調査結果
(別紙参照)

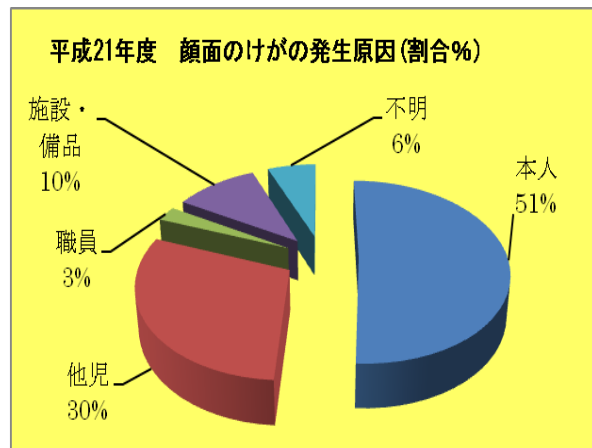
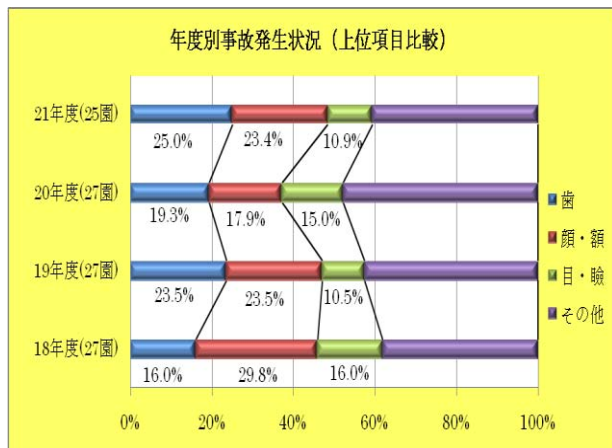
子どもの救急搬送データからみた事故の実態(20年度)



②子ども施設(保育園・子どもスキップ・児童館)におけるけがの予防

＜状況を説明するデータ＞

- 子ども施設における、けが発生状況データ
(歳児別・男女別・曜日別・時間帯別・年度別・負傷部位別・けがの種類別・発生原因別)
- 施設・備品の修理のうち、けがにつながる危険性が高い修理の割合



■中心的な予防活動

①子ども事故予防センターの運営	
活動概要 特徴と効果	子どもの家庭での事故予防啓発として平成10年モデルルームを設置(国内初)。子どもの発達段階に応じた具体的な事故予防対策を紹介し、室内の環境整備・安全対策を進めることで、のびのび子育てを支援する。
今後の課題	・子ども事故予防センターは、設置型のモデルルームとなっているため情報発信の多様化を図る必要がある。
平成23年度 新規展開	・広報記事の掲載の他、ホームページでも、モデルルームが疑似体験できるよう内容を工夫していく。
②保護者向け健康教育	
活動概要 特徴と効果	保健所の母子事業や児童館等での健康教育により、保護者に対して子どものけがや事故の実態、家の中の環境を整えるための具体的な対策等について情報提供することで、行動の変容を促す。
今後の課題	・優先的に伝える項目の選定と実施状況の評価を行い、情報提供の質を高める必要がある。
平成23年度 新規展開	・1.6歳児健診アンケートの修正と、情報提供内容の評価、改善のための体制づくりをしていく。
③子ども関連施設向けの普及啓発、職員のけが防止意識の高揚	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども関連施設の職員研修時等に、子どものけがや事故の予防に関して情報提供を行い、安全な活動を支援している。 ・けがの報告があった際、十分な検証を行い、予防方法を検討、改善を図る。 ・子ども家庭部として、施設職員全員の『上級救命技能認定』取得を促進する。 ・保護者、近隣住民と共に救急法を学ぶ。(保育園)
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所職員による子どもの事故予防教育には限界があるので、子ども関連施設においても予防教育や情報提供ができる体制を整備する必要がある。 ・保育及び学童指導の質を高める取り組みの一環として、けがの防止を考えていく必要がある。
平成23年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものけが予防に関する職員研修を行う。また、事故予防啓発用パネルの貸し出し・資料提供を行う。 ・ヒヤリハット報告の情報を施設間で共有するため、各施設に持ち帰って職員全体に周知する。 ・けが予防につながる運動能力向上プログラムの学習を定期的実施する。
④施設設備、遊具の安全管理	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に施設内の安全点検を実施する。 ・職員全員が日頃から小さな危険に気付き、施設内の安全に配慮しながら子どもを保育、指導することが可能となる。
今後の課題	・各職員が環境面で危険と感じた気付きを、施設職員集団全体の共通理解にしていく必要がある。
平成23年度 新規展開	・各施設に応じた『安全点検リスト』を作成し、継続的にチェックする。
⑤子どもへの安全教育	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・危険回避に必要な約束ごとを、子どもに周知する。年齢に応じて伝え方を工夫する。 ・集団のなかで安全に生活するために必要な習慣を身につける。
今後の課題	・安全について自ら考え行動する子どもを育成するため、年齢に応じた子どもの発達を保障し、様々な遊びにチャレンジする機会を与える必要がある。
平成23年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの体力向上に向けた「一施設一取組」運動を実施する。 ・各施設に運動機能発達の為に必要な遊具を購入する。

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

◎委員長

行政機関	地域活動団体等
◎子ども家庭部長、池袋保健所長、セーフコミュニティ担当課長、健康推進課長、長崎健康相談所長、子ども課長、保育園課長	豊島区医師会、私立保育園長会、民生・児童委員、青少年育成委員、小学校 PTA 連合会、日本ボーイスカウト豊島地区協議会、豊島区体育協会、学童保育保護者



子どものけが予防

家庭編

=子どもに安全をプレゼント～ダメダメ言わないのびのび子育て=



データからみる けがの発生状況 ～外傷で救急搬送された子どもの実態～

豊島区内で、平成20年の1年間に0～4歳の176人の子どもが外傷による事故で救急搬送されました。

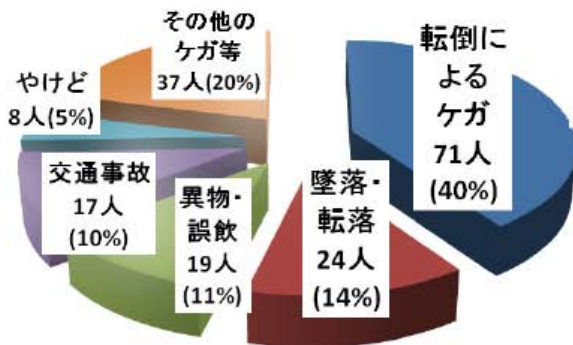


図1 外傷の原因(176人)

●「転倒によるケガ」が最も多く、次いで「墜落・転落」、「異物誤飲」でした。幸いほとんどが軽症でした。

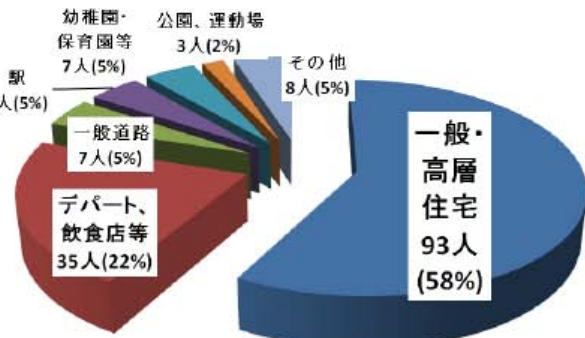


図2 発生場所(交通事故を除く159人)

●事故の6割は**家の中**で起きています。

出典:救急搬送データからみた豊島区全体の外傷原因の実態調査(防災課)

子ども事故予防センター～Kids safe 内の様子

保健所の2階にあります！



国内初の「子ども事故予防センター」として、平成8年に池袋保健所に開設されました。

センター内には**モデルルーム**があり、家の中のどんなところがどんなふうに危ないか、どんな工夫をすれば事故を防ぐことができるのかを、実際に目で見るすることができます。

やけど防止

溺水防止

転倒・転落防止

けが防止



けがと誤飲防止



誤飲防止

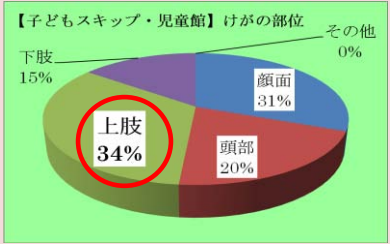
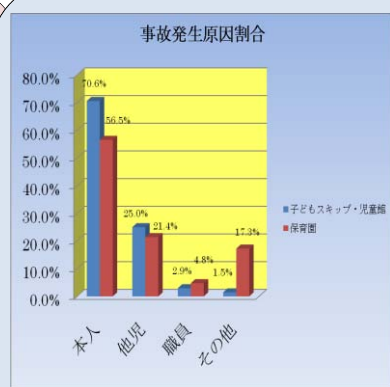
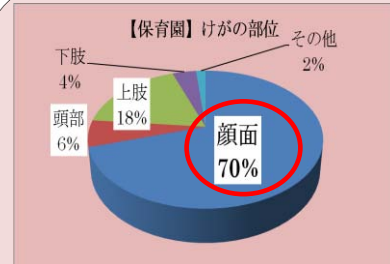
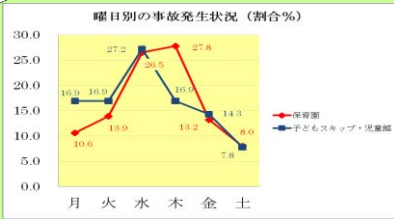


施設編 = 子ども施設【保育園・子どもスキップ・児童館】のけが予防 =

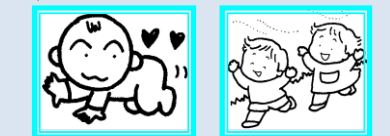
※子どもスキップ：学校施設を活用して小学生を対象とする育成事業と学童クラブを展開



データからみる けがの発生状況



本人に原因があるけがが多い。



四つん這い姿勢の時・走っている時けがが多い。



保育園課に依頼された施設・備品の修理
けがの危険性が高い修理（割合%）
18.6%

予防活動



○危険回避に必要な「約束ごと」を知らせる。

↓
○安全な生活に必要な「習慣」を身につける。



今後の課題

* けが防止の取組 = 保育・学童指導の質を高める。

* 各職員の危険に対する気付き = 施設職員集団全体の共通理解。

* 安全について自ら考え行動する子ども = 年齢に応じた発達が保障され、多様な遊びにチャレンジする機会がある。

新規展開活動

○運動能力向上プログラムの学習を定期的実施。

○「安全点検リスト」を作成し、継続的にチェックする。

東京都は「子供の体力向上東京大作戦」実施。
○「一施設一取組」運動の実施。

* 子どものけが予防 今後に向けて *

* 保健所・各子ども関連施設と地域の連携による 《けが予防教育の実現》 と 《情報提供を可能にする体制の確立》 を目指す *



重点テーマ 4 児童虐待の防止

■テーマの選定理由

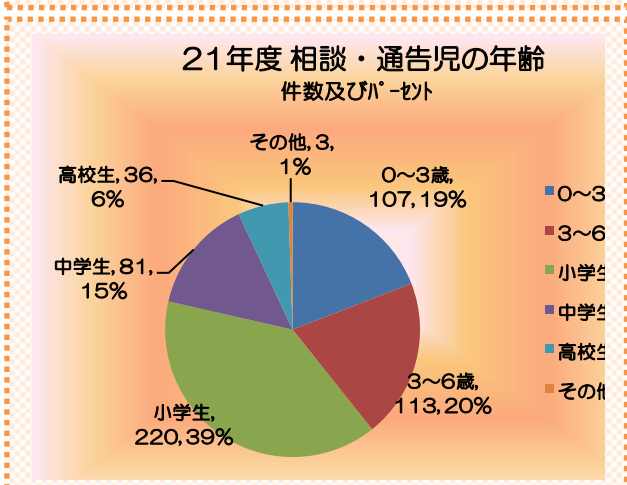
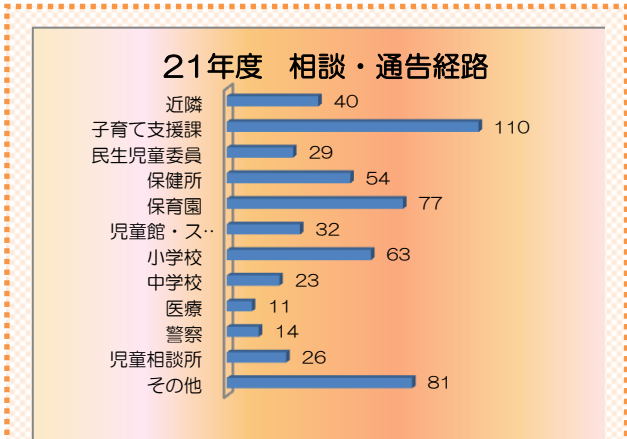
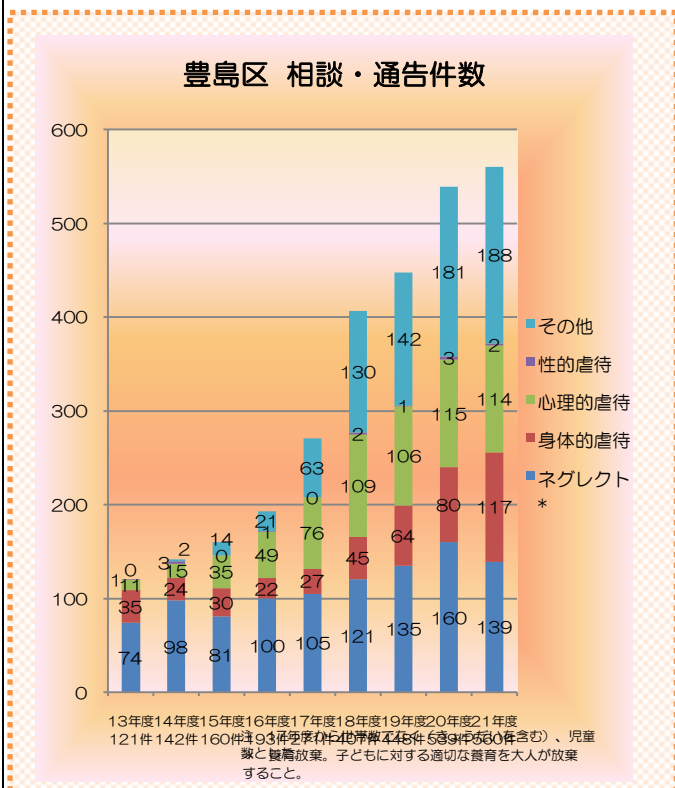
- ・単独世帯の増加・ファミリー世帯の減少＜単独世帯が増え続け、一般世帯の59.4%と23区で一番割合が高い。
- ・高い転出入割合＜豊島区では、1年間に2万人(人口の8%)が転出入で入れ替わる。＞
- ・核家族化の進展
- 地域コミュニティの希薄化等により、親が、家庭や地域において子育てについて相談したり、手助けしてもらったりすることが難しくなっている。
- 子育てが孤立化し、子育てに手こずる中で、養育困難等の支援が必要な家庭が増加している。また、児童虐待通報件数が年々増加している。

■予防活動の対象

①18歳未満の児童に対する虐待防止

＜状況を説明するデータ＞

- ・児童虐待に関する相談・通報件数
 ＜関係機関から子ども家庭支援センターに寄せられる相談・通告件数は年々増加し、平成21年度において560件に達している。これは、18歳以下人口26,430人の2.1%に相当する(平成22年1月現在)。＞
- ・児童虐待に関する相談・通報の経路 ＜平成21年度において、相談・通告の経路は、子育て支援課(窓口相談経由)が110件と最も多く、ついで保育園77件、小学校63件、保健所54件となっている。＞
- ・児童虐待に関する相談・通報対象児童の年齢 ＜相談・通告児の年齢は、就学前の子どもと小学生がそれぞれ、200件超となっており、保護者の子育てに対する不安感や負担感が就学後にまで継続している。＞



■中心的な予防活動

①子ども虐待防止ネットワークによる見守り	
活動概要 特徴と効果	平成 12 年6月に、豊島区子ども虐待防止連絡会議(虐待防止ネットワーク)を設置。関係機関との連携の下、児童虐待の早期発見及び迅速・的確な対応並びに発生防止を図っている。 * 平成 16 年4月から、東部子ども家庭支援センターに事務移管 * 平成 17 年度から、児童福祉法第 25 条の2に基づく「要保護児童対策地域協議会」に位置づけ
今後の課題	子ども虐待防止ネットワークによる見守りのさらなる強化
平成 23 年度 新規展開	・子ども虐待防止連絡会議(代表者会議、専門部会、個別ケース検討会議)の継続実施 ・関係機関向け講演会の充実
②子育て訪問相談事業の実施	
活動概要 特徴と効果	平成 22 年4月から事業開始(試行)。子育て相談員による「訪問相談」を通じ、養育困難等の支援が必要な家庭を早期に発見するとともに、ケアを行う。また、子育ての情報やノウハウを知らせることにより、区民が継続して見守られているという安心感を持てるようにする(東部子ども家庭支援センターで実施)。
今後の課題	子育て訪問相談事業の拡大実施
平成 23 年度 新規展開	・平成 23 年4月に専任職員を1人増員、現在の東部子ども家庭支援センターに加え、西部子ども家庭支援センターにおいても事業を実施し、機動的な対応が取れるようにする。
活動概要 特徴と効果	
今後の課題	
平成 23 年度 新規展開	

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

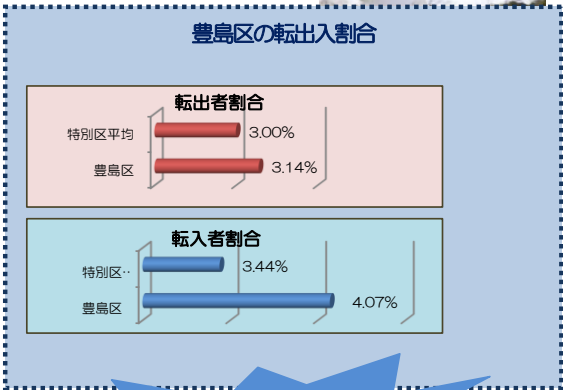
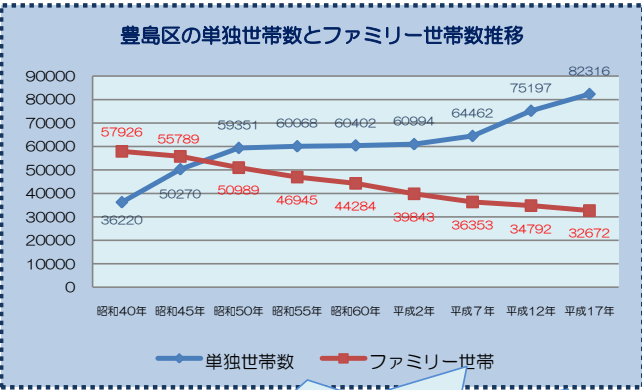
◎委員長

行政機関	地域活動団体等
◎子ども家庭部長、セーフコミュニティ担当課長、健康推進課長、長崎健康相談所長、子育て支援課長、保育園課長、教育指導課長	民生・児童委員、私立幼稚園、母子生活支援施設、中学校 PTA 連合会、弁護士、社会福祉協議会
東京都児童相談センター、池袋警察署	



児童虐待の防止

1 テーマの選定理由・背景



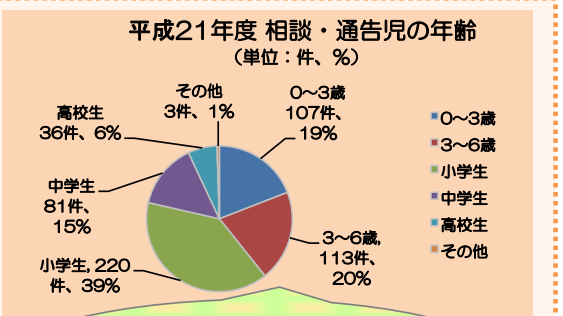
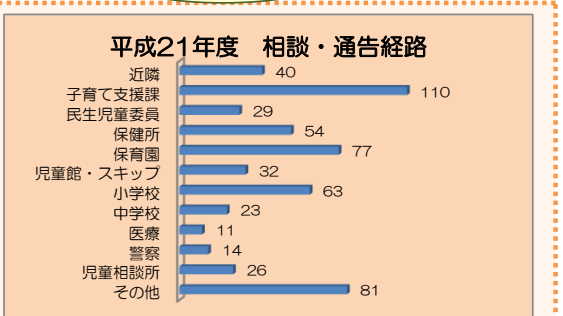
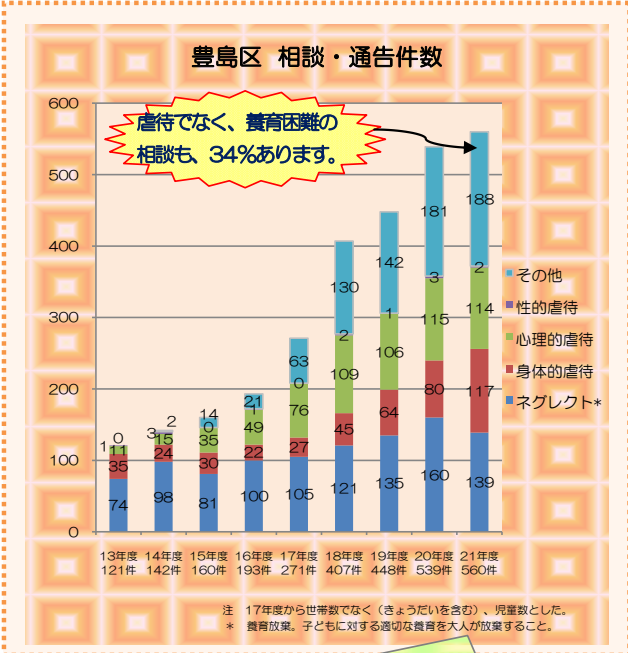
単独世帯が増え続け、一般世帯の59.4%と23区で一番割合が高い。

1年間に2万人(人口の8%)が転出入で入れ替わる。

・地域コミュニティの希薄化により、親が、家庭や地域において子育ての相談、手助けを求めることが困難
 ・子育てが孤立化、子育てに手こずり、養育困難等の支援が必要な家庭が増加。児童虐待通報件数も年々増加

2 現状・課題

予防活動の目的・対象→
「18歳未満の児童に対する虐待防止」

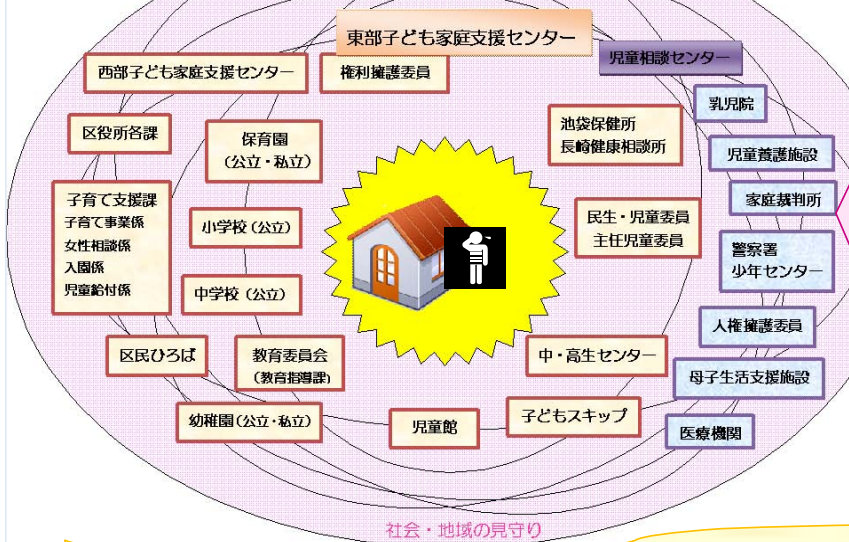


・子ども家庭支援センターに寄せられる相談・通告件数は年々増加(平成21年度:560件)
 ・これは、18歳以下人口26,430人の2.1%に相当

・相談・通告児の年齢は、就学前の子どもと小学生がそれぞれ、200件超
 ・保護者の子育てに対する不安感や負担感が就学後にまで継続

3 今後の中心的な予防活動

子ども虐待防止ネットワークによる見守り



・平成12年6月に、「豊島区子ども虐待防止連絡会議(虐待防止ネットワーク)」を設置

・関係機関との連携の下、児童虐待の早期発見及び迅速・的確な対応並びに発生防止を図っている。

虐待防止ネットワーク設置後10年が経過し、子ども虐待に対する周囲の理解が進み、見守りが強化されている。このことから、子どもが所属する機関のみならず、民生・児童委員をはじめ、地域の方々からの相談・通報も増え、問題が重症化する前の対処が可能になってきている。

子育て訪問相談事業の実施

虐待防止ネットワークでカバーできない家庭への支援が課題

→ 平成22年4月から、区民の子育ての悩み・不安を解消するための「出張相談」の機能を整備(アウトリーチ)

「子育て訪問相談事業」の概要

支援施設への来所を躊躇する、支援が必要な家庭に職員が出向き、子育ての助言・子育てサービスについての情報提供

区民からの依頼はもとより、保健所など関係機関との連携・協力により、個別訪問

対象者は、区内在住の妊産婦から就学前の子どものお母さまで、継続的に相談を実施(必要に応じて18歳未満の子どものお母さまの相談も実施)

- 真に支援が必要な区民に、情報・サービスを届けることで、区民が継続して見守られる安心感を持つことができる。
- 虐待につながりやすい親子の孤立化を防ぐことで、新規の虐待相談・通報件数の減少が期待できる。



重点テーマ	5	学校の安全（セーフスクール）
-------	---	----------------

■テーマの選定理由

子どもたちを取り巻く環境の変化や、子どもの体力低下に伴い、児童・生徒の交通事故件数や学校事故件数は増加傾向にある。高密度都市である本区に居住する子どもたちが、安全で安心して学べる環境をつくることは、急務の課題の一つである。

子どもたちの健康や安全が保障され、生き生きと学ぶことができる環境であるよう、学校施設の安全性の向上を図るとともに、区立学校全体の安全教育を充実していくことが重要である。

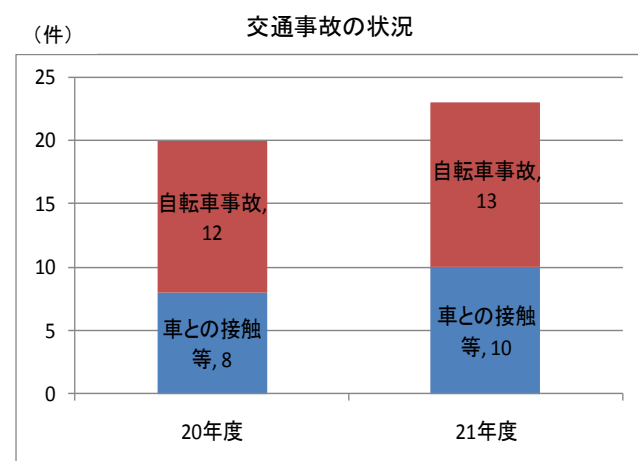
これらの課題を踏まえ、豊島区教育委員会では、「豊島区教育ビジョン2010」を平成22年3月に策定し、実施施策として「安全指導の充実」「セーフティ教室の充実」「薬物乱用防止教室の充実」の3つの施策に取り組んでいる。

■予防活動の対象

①児童・生徒の登下校時における交通事故の防止

＜状況を説明するデータ＞

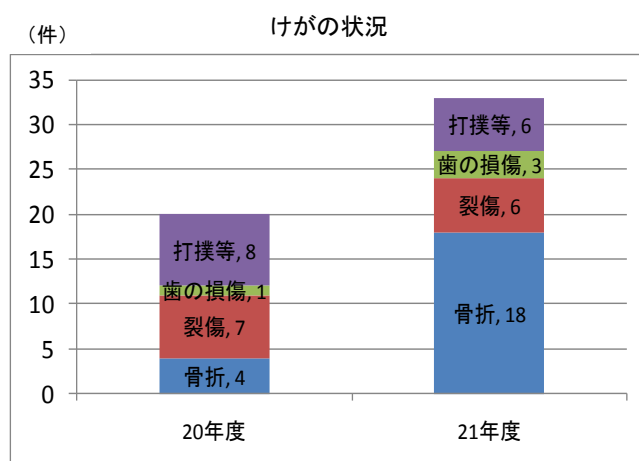
交通事故の発生状況（平成20・21年度）：教育指導課



②児童・生徒の校内におけるけがの防止

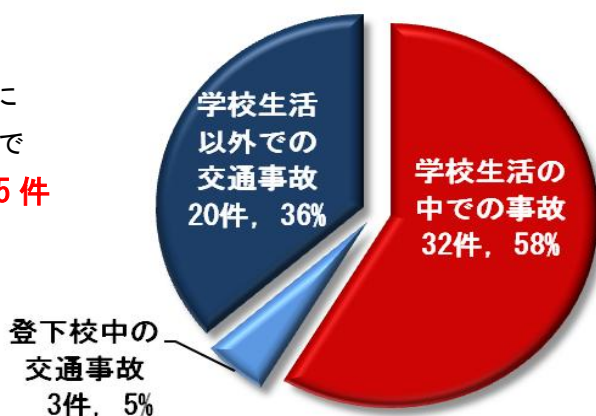
＜状況を説明するデータ＞

学校におけるけがの発生状況（平成20・21年度）：教育指導課
管理下の学校事故による月別通院数（平成20・21年度）：学校運営課



＜状況を説明するデータ＞

平成21年度中に
区立小・中学校で
起こった事故は **55件**





学校の安全 (セーフスクール)

—子どもたちの安心・安全を守るために—

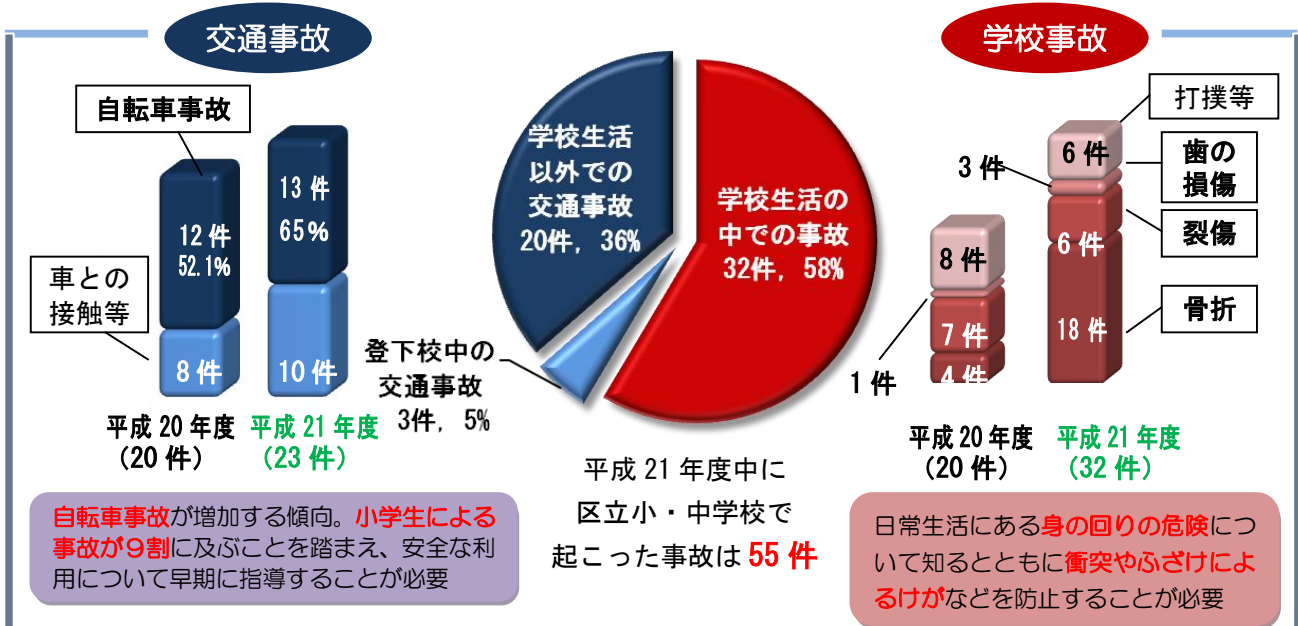
子どもたちを取り巻く危険



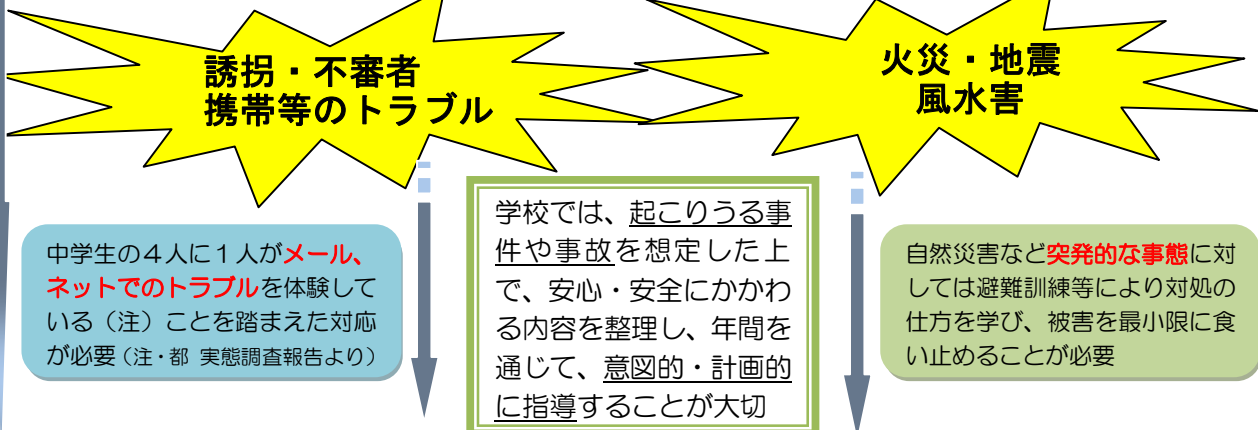
「子どもたちの安心・安全を守るのは学校の役割」

- 「予防」に重点を置き、子どもたちへの「効果的な指導」が、学校に求められている。
- 家庭・PTA・地域などと連携し、事故や犯罪、災害、けがから子どもたちを守る。

！日常生活にひそんでいる危険！



！突然おそってくる危険！



<豊島区の子ども達の安全・安心のために…>

1 セーフティカリキュラムの実施



平成24年度 ISS(インターナショナルセーフスクール) 認証取得を目指します！（区立朋有小学校）

2 セーフティアセスメントの開発

- ・朋有小学校での実践を検証
- ・セーフティカリキュラムの有効性やセーフティスキルの育成状況を検証する方法の開発

すべての区立小・中学校の安全・安心へ！

重点テーマ	6	自殺・うつ病の予防
-------	---	-----------

■テーマの選定理由

自殺による死者は全国で3万人を超える状況が12年続いており、自殺予防対策は国を挙げて取り組む喫緊の課題となっている。

また、うつ病患者は10年間で3倍となっており、自殺者の5人に1人はうつ病という状況の中、うつ病の早期発見・早期治療の推進は自殺予防の点からも重要となっている。

豊島区においても、自殺による死亡率は国・都と同様高い水準にあり、死因の上位を占めている。

■予防活動の対象

①20～64歳の自殺防止	②うつ病者の未治療(未受診)による状態悪化や遷延
<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <p>20～39歳 自殺者数 20年:19人 21年:34人(同居者あり2/3) 人口動態統計・警察署死亡統計より</p> <p>40～64歳 自殺者数 20年:25人 21年:30人(同居者あり1/2) 人口動態統計・警察署死亡統計より</p> <p>＜平成21年自殺者数＞</p>	<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <p>専門医療機関を活用できる人の割合 4.2% 健康プラン区民意識調査より</p> <p>自立支援医療申請者 気分障害: 20年度 1,104人 21年度 1,158人 (豊島区の保健衛生より)</p>
③労働者のうつ病予防	④高齢者のうつ病予防
<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <p>意識的にストレスを解消する人の割合 52.7% 適度な睡眠をとる人の割合 75.8% (健康プラン区民意識調査より)</p> <p>労働相談(心の健康相談) 池袋事務所 18年:11件 19年:15件 20年:23件 東京都労働相談の状況より</p> <p>＜意識的にストレスを解消する人の割合＞</p> <p>＜適度な睡眠をとる人の割合＞</p>	<p>＜状況を説明するデータ＞</p> <p>高齢者生活機能評価 うつハイリスク者 平成21年度:238人(1.1%)</p>

■中心的な予防活動

①自殺対策強化月間	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・9月、3月を強化月間とし、区民の方に自殺や精神障害に対する誤解や偏見をなくすための普及啓発活動を行う。 ・講演会の開催 ・広報特集記事・区ホームページ ・ストレスチェックシート・相談窓口一覧等の配布
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳～65歳の年齢層に対し、情報発信が不十分。 ・壮年期に対する保健所事業の活用の他、働く人に対する普及啓発に取り組む。
平成23年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所事業を活用した、ストレス自己チェックとセルフマネジメントの普及。 ・産業保健と連携した労働者のストレスマネジメントの普及啓発。
②ゲートキーパー養成講座	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの友人や家族、同僚などのいつもと違う様子に気づき、専門相談機関につなぐ(自殺の危険のある人を早期に発見し、生きる支援をする)人材を地域に増やす。 <p>21年度実施対象者: 民生児童委員、地域包括支援センター職員</p>
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ状態にある人や自殺のサインに気づくコツを区民に伝える機会がない。 ・ストレスマネジメントなど身近な話題を含めた情報を発信し、一般の人々の関心を高める。
平成23年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の講座を活用した養成講座の実施 ・保健所事業の活用
③こころの相談	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医や精神保健福祉士による専門相談の他、保健師等による随時相談を実施。 ・精神科受診に抵抗がある本人やその家族からの相談を受け、必要な医療に早期につながるよう支援する。 ・高齢者については、生活機能評価にて うつ のハイリスク者に対し高齢者総合相談センター職員や保健師等による相談を実施。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ状態の本人が自ら専門機関に相談に行くことは難しい。家族がうつ病エピソードに気づいたら、受診を勧めたり、本人が嫌がった場合は家族が医療機関へ相談したりすることが必要。
平成23年度 新規展開	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の気づき(うつ病エピソード)を促すチェックリストのPR、配布 ・家族問題相談の周知(利用推進)

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

◎委員長

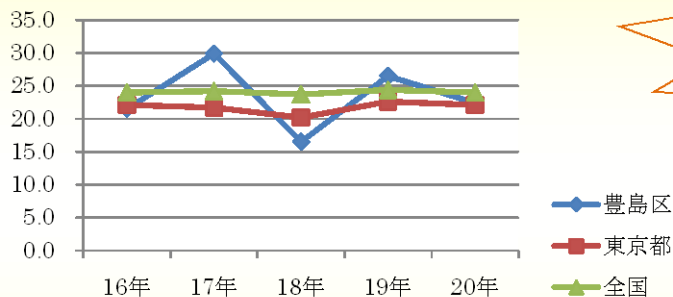
行政機関	地域活動団体等
◎池袋保健所長、広報課長、セーフコミュニティ担当課長、男女平等推進センター所長、生活産業課長、高齢者福祉課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、健康推進課長、子育て支援課長、教育指導課長	民生・児童委員、地域生活支援センターこかげ、社会福祉協議会
東京都精神保健福祉センター、池袋労働基準監督署、目白警察署	

自殺・うつ病の予防



1. テーマの選定理由・背景

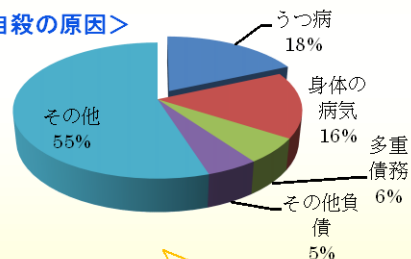
<自殺死亡率>



自殺による死亡者は全国で **12年連続3万人**を超えている。
豊島区においても、全国・東京都と同様に自殺は死因の上位を占めている。

うつ病患者は10年間で **3倍!!**

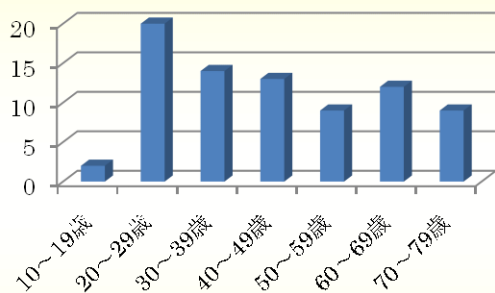
<自殺の原因>



自殺者の5人に一人はうつ病

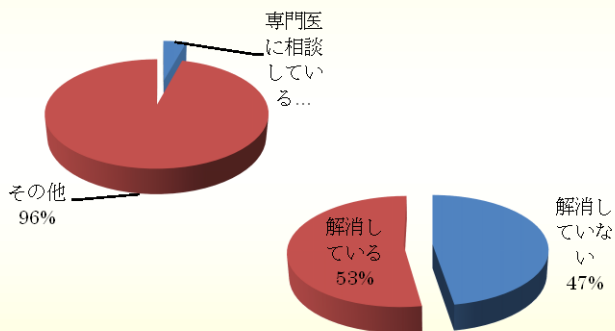
2. 現状・課題

<平成21年豊島区自殺者数>



自殺は
20代30代の死因の **1位**
40~65歳の死因の **2位**

うつ状態があっても、専門医を受診する人は少ない



意識的にストレスを解消している人は約半数

3. 予防活動の目的・対象

- ◆ 20歳～64歳の自殺防止
- ◆ うつ病患者の早期受療支援と労働者のうつ病予防

4. 今後の中心的な予防活動

自殺対策強化月間（3月・9月）

自殺や精神障害に対する誤解や偏見をなくす取組み

- ◇ うつ予防やストレス解消など講演会の開催
- ◇ 区広報で特集記事を掲載
- ◇ ストレスチェックシート や 相談窓口一覧の配布



ゲートキーパー養成講座

身の回りの友人や家族、同僚などのいつもと違うサインに気づくために

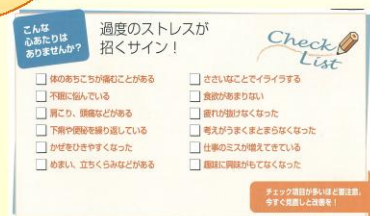
- ◇ ボランティア研修や健康チャレンジなど既存の講座での実施



こころの相談

精神科受診に抵抗がある方が、必要な医療に早期につながるための取組み

- ◇ こころの相談
- ◇ 家族問題相談
- ◇ メンタルヘルスセルフチェックシートの配布



ストレスマネジメントの普及と周囲の気づきから、自殺者を減らし、早期に必要な医療が受けられるまちへ

重点テーマ 7 がんの早期発見

■テーマの選定理由

欧米各国では、がん検診受診率が7割を超え、その結果がんによる死亡率も低下しているが、我が国ではがんが死亡原因の第1位であり、検診の受診率も2割程度と低迷している。

こうした状況を改善するため、国においてがんを国民の生命や健康に関わる重大な課題と位置づけ、平成19年「がん対策基本法」が制定され、同じ年の6月には「がん対策推進基本計画」が策定され、がん検診受診率50%まで引き上げることが目標としている。

豊島区においては、20年度のがん検診の受診率が5.4%と低いが(21年度は8.4%に改善)、がんは早期発見により早期治療、完治することが可能であるため、早期発見につながるがん検診の受診率向上ががんの予防のために重要である。

■予防活動の対象

<p>①胃がん・大腸がんによる健康被害の予防</p> <p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度 国、23区、豊島区のがん検診受診率(①～④共通) ・平成20年度 豊島区のがん別死亡率(①～④共通) ・区民意識調査結果による胃がん、大腸がん検診実施の認知度 ・区民意識調査結果によるがん検診受診の意図(①～④共通) <p>平成20年度 国、23区、豊島区のがん検診受診率の比較 (単位:%)</p> <table border="1"> <caption>平成20年度 国、23区、豊島区のがん検診受診率の比較 (単位:%)</caption> <thead> <tr> <th>がん種別</th> <th>国</th> <th>23区平均</th> <th>豊島区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん</td> <td>3.2</td> <td>6.7</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>3.5</td> <td>16.1</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>3.3</td> <td>9.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>8.2</td> <td>12.3</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>9.0</td> <td>14.2</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>5.4</td> <td>11.6</td> <td>15.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成20年度地域保健・健康増進事業報告より</p>	がん種別	国	23区平均	豊島区	胃がん	3.2	6.7	10.2	大腸がん	3.5	16.1	16.1	肺がん	3.3	9.0	9.0	乳がん	8.2	12.3	14.7	子宮がん	9.0	14.2	14.2	平均	5.4	11.6	15.6	<p>②肺がんによる健康被害の予防</p> <p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民意識調査結果による肺がん検診実施の認知度 <p>豊島区肺がん検診(胸のレントゲン・CT検査)の認知度 (単位:%)</p> <table border="1"> <caption>豊島区肺がん検診(胸のレントゲン・CT検査)の認知度 (単位:%)</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>知っている</th> <th>知らない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体 (n=2,612)</td> <td>50.6</td> <td>38.2</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>男性 (n=1,152)</td> <td>42.9</td> <td>45.0</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>女性 (n=1,429)</td> <td>56.8</td> <td>33.1</td> <td>10.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>「豊島区がんに関する区民の意識調査報告書」より</p>	性別	知っている	知らない	無回答	全体 (n=2,612)	50.6	38.2	11.2	男性 (n=1,152)	42.9	45.0	12.2	女性 (n=1,429)	56.8	33.1	10.1
がん種別	国	23区平均	豊島区																																										
胃がん	3.2	6.7	10.2																																										
大腸がん	3.5	16.1	16.1																																										
肺がん	3.3	9.0	9.0																																										
乳がん	8.2	12.3	14.7																																										
子宮がん	9.0	14.2	14.2																																										
平均	5.4	11.6	15.6																																										
性別	知っている	知らない	無回答																																										
全体 (n=2,612)	50.6	38.2	11.2																																										
男性 (n=1,152)	42.9	45.0	12.2																																										
女性 (n=1,429)	56.8	33.1	10.1																																										
<p>③子宮頸がんによる健康被害の予防</p> <p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民意識調査結果による子宮頸がん検診実施の認知度 <p>豊島区子宮頸がん検診(子宮の細胞を調べる検査)の認知度 (単位:%)</p> <table border="1"> <caption>豊島区子宮頸がん検診(子宮の細胞を調べる検査)の認知度 (単位:%)</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>知っている</th> <th>知らない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体 (n=2,612)</td> <td>48.5</td> <td>29.0</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>男性 (n=1,152)</td> <td>26.2</td> <td>36.5</td> <td>37.3</td> </tr> <tr> <td>女性 (n=1,429)</td> <td>66.3</td> <td>23.2</td> <td>10.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>「豊島区がんに関する区民の意識調査報告書」より</p>	性別	知っている	知らない	無回答	全体 (n=2,612)	48.5	29.0	22.5	男性 (n=1,152)	26.2	36.5	37.3	女性 (n=1,429)	66.3	23.2	10.5	<p>④乳がんによる健康被害の予防</p> <p>＜状況を説明するデータ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民意識調査結果による乳がん検診実施の認知度 <p>豊島区乳がん検診(マンモグラフィと視触診)の認知度 (単位:%)</p> <table border="1"> <caption>豊島区乳がん検診(マンモグラフィと視触診)の認知度 (単位:%)</caption> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>知っている</th> <th>知らない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体 (n=2,612)</td> <td>54.1</td> <td>24.7</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>男性 (n=1,152)</td> <td>31.3</td> <td>33.2</td> <td>35.5</td> </tr> <tr> <td>女性 (n=1,429)</td> <td>72.6</td> <td>18.0</td> <td>9.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>「豊島区がんに関する区民の意識調査報告書」より</p>	性別	知っている	知らない	無回答	全体 (n=2,612)	54.1	24.7	21.1	男性 (n=1,152)	31.3	33.2	35.5	女性 (n=1,429)	72.6	18.0	9.4												
性別	知っている	知らない	無回答																																										
全体 (n=2,612)	48.5	29.0	22.5																																										
男性 (n=1,152)	26.2	36.5	37.3																																										
女性 (n=1,429)	66.3	23.2	10.5																																										
性別	知っている	知らない	無回答																																										
全体 (n=2,612)	54.1	24.7	21.1																																										
男性 (n=1,152)	31.3	33.2	35.5																																										
女性 (n=1,429)	72.6	18.0	9.4																																										

■中心的な予防活動

①各種がん検診の実施	
活動概要 特徴と効果	がんの早期発見のため、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診を一定年齢の区民に実施し、陽性者の早期治療につなげる。
今後の課題	「がん検診」無関心層の区民が多くいるため、幅広く定期的受診を広めていく必要がある。また、検診の利便性・効率性に考慮した受診しやすい検診を実施する必要がある。
平成 23 年度 新規展開	検診の利便性を考慮し、22 年度から大腸がん検診は申込み不要で、特定健診・長寿健診の実施医療機関でセットの受取り・提出ができる方法に変更し、受診者増につなげる。また、乳がん検診の受診方法についても 23 年度以降検討していく。
②がん検診受診勧奨イベントの実施	
活動概要 特徴と効果	がん検診やがんの知識の普及啓発を図るため、がん検診受診勧奨イベントを引き続き実施し、受診率向上につなげる。
今後の課題	イベントは限られた時間・場所における受診勧奨のため、限られた区民に勧奨することしかできないが、多くの区民に勧奨を波及させる必要がある。
平成 23 年度 新規展開	22 年度は、4 つの「がん検診受診勧奨イベント」を開催し、様々な年代の区民の参加を募り、受診勧奨を図る。また、他課との連携によるがんイベントを推進して普及の機会を増やしていく。
③がん検診受診勧奨通知の送付	
活動概要 特徴と効果	がん検診の実施を知らない区民がいるため、国保加入者以外の幅広い区民に検診実施を周知するとともに、検診の大切さを伝えていく必要がある。
今後の課題	がん検診の実施を知らない区民がいるため、国保加入者以外の幅広い区民に検診実施を周知するとともに、検診の大切さを伝えていく必要がある。
平成 23 年度 新規展開	22 年度は区特定・長寿健診対象者に加え、社保加入の 40～70 歳の 5 歳刻み年齢に受診勧奨通知を送付。他にも大腸がん検診勧奨通知(61・62 歳)、子宮がん検診勧奨通知(21 歳)を送付。

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

◎委員長

行政機関	地域活動団体等
池袋保健所長、教育総務部長、セーフコミュニティ担当課長	医師会会長、日本大学医学部附属板橋病院教授、帝京大学医学部附属病院教授、医師会副会長、医師会理事、歯科医師会会長、薬剤師会会長、豊島健診センター所長、元読売巨人軍投手、元朝日新聞記者(健康プラン推進会議区民委員)、ホスピス研究会顧問、リボンムーブメント
◎都立駒込病院副院長、都立駒込病院院長、都立大塚病院泌尿器科部長、東京都健康長寿医療センター腹部外科部長、東京都保健医療公社豊島病院副院長、東京都福祉保健局保健政策部長	

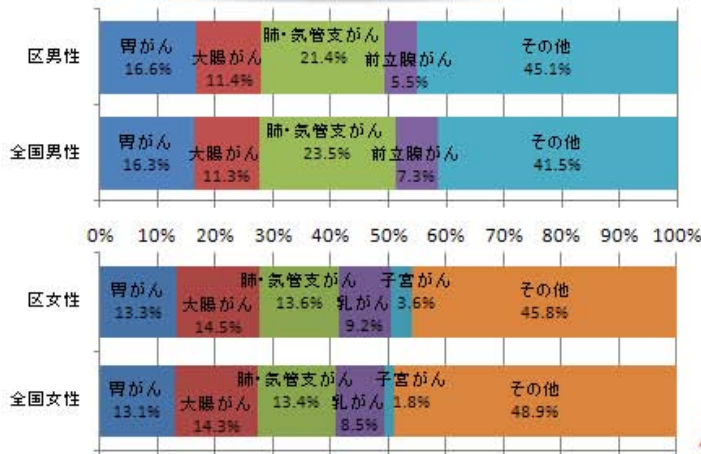


がんの早期発見 ～豊島区のがん対策～



がんは我が国の死因の第1位で、毎年30万人以上の人々が、がんで亡くなっています。
豊島区は、がんの対策を区政の最重要課題とし、がんの早期発見や早期治療並びに啓発・予防に取り組みます。
また、がん患者・家族のサポート体制を構築します。

がんの部位別の死亡割合（全国と区との比較）



「がんの統計'09」と人口動態統計データより作成
(区データは平成17年から19年まで累積し算出)

がん検診受診率比較

	胃がん 受診率	肺がん 受診率	大腸がん 受診率	子宮がん 受診率	乳がん 受診率	平均	23区 順位
全国	11.8	21.6	18.9	18.9	14.2	17.04	
東京都	5.3	7.4	16.9	12.8	9.1	10.28	
中央区	31.4	54.7	41.5	19.6	10.7	31.59	1
港区	29.0	10.6	34.0	24.3	11.2	21.82	2
中野区	5.0	8.5	37.9	17.3	18.9	17.52	3
葛飾区	2.6	47.3	7.1	16.6	6.5	16.02	4
千代田区	19.0	9.7	35.0	14.5	8.7	15.84	5
文京区	13.7	4.9	41.3	10.7	6.7	15.44	6
練馬区	7.7	0.8	29.9	25.6	9.1	14.62	7
杉並区	2.1	0.8	45.0	11.4	12.5	14.38	8
荒川区	11.2	10.8	14.7	17.9	13.0	13.52	9
江東区	4.4	1.5	9.0	26.9	20.4	12.44	10
板橋区	3.3	2.8	39.0	8.7	8.2	12.40	11
新田区	11.1	11.3	13.1	11.8	14.1	12.28	12
目黒区	1.8	6.8	29.3	13.3	9.1	12.06	13
品川区	4.5	6.0	20.4	12.2	7.0	10.02	14
渋谷区	9.4	9.9	9.9	9.7	10.2	9.20	15
江戸川区	5.2	10.9	4.1	17.2	-	9.20	15
世田谷区	5.0	11.8	6.7	9.9	9.2	8.52	17
足立区	-	2.2	5.7	14.5	5.1	6.88	18
北区	3.6	-	2.5	7.9	7.4	5.35	19
豊島区	3.3	3.6	3.4	9.3	7.6	5.24	20
墨田区	3.4	7.1	3.7	4.1	5.3	4.72	21
大田区	1.8	3.3	3.9	8.0	5.8	4.56	22
台東区	1.8	0.7	1.8	9.0	5.2	2.90	23

「平成19年度厚生労働省老人保健報告」より

豊島区のがん対策の取り組み

①平成21年度のがん検診受診勧奨通知

- 豊島区国保加入者（住民）の特定健診、後期高齢者長寿健診の受診券の送付時にがん検診の申込書を同封。
- 女性特有がん（乳がん、子宮頸がん）検診の無料クーポンを9月に配布。
実施期間 21年9月～22年2月
対象者 子宮がん 11,004人、乳がん 8,437人



②平成21年度のがん検診受診勧奨イベントの実施

◆10月10日（土）

- 第1部
がん検診50%推進全国大会
(主催：厚生労働省)
- 第2部
学生による母への手紙発表会
(主催：豊島区)
- 第3部
スター混声合唱団コンサート
& 山田邦子さんトークショー
(主催：豊島区)



参加者4,504名

◆12月6日（日）

ふくし健康まつり がん講演会
「あきらめない!がん治療も2アウトから」
講師 横山 忠夫（元読売巨人軍投手）



参加者 165名

豊島区では平成20年のがんによる死亡者が669人で死亡総数の30.8%となっている一方、がん検診（住民健診）の受診率が5.24%（平成19年度）と低い水準となっているなどの現状を踏まえ、平成21年9月の第3回定例区議会の招集挨拶で、「がん対策」を区政の最重要課題と位置づけました。

がんは決して不治の病ではなく、早期発見、早期治療によって完治する事が可能であり、低迷するがん検診の受診率向上や、禁煙などがんにならない生活習慣の確立も重要な課題となっています。

がんの実態

事実1

国民のおよそ3人に1人が「がん」で死亡しています！！

◆生涯のうちにがんにかかる確率

男性
2人に1人



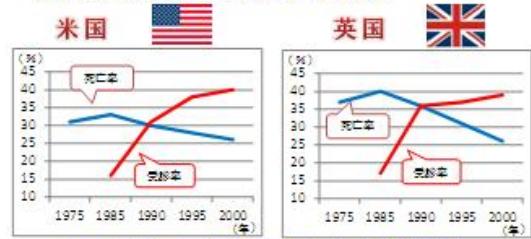
女性
3人に1人



事実2

受診率がUPすれば死亡率はDOWN！

◆がん検診の有効性
(乳がん検診の受診率と死亡率の比較)

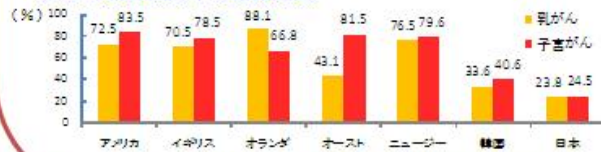


出典: 斎藤博「がん検診の制度管理について—その意義と方法」

事実3

海外と国の検診

◆がん検診受診率の国際比較



出典: OECD Health Data 2009-Version-June.09

事実4

検診受診率(平成20年度)は、23区中 20位！！

23区平均
受診率
11.6%



豊島区平均
受診率
5.4%



区名	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	平均
23区平均	6.7%	8.9%	15.9%	14.2%	12.3%	11.6%
豊島区	3.2%	3.3%	3.5%	9.0%	8.2%	5.4%

豊島区の対策

実行1

子宮頸がん・乳がん
無料検診クーポン個別送付



実行2



実行3

乳がんグローブ配布

平成22年度がん検診受診勧奨イベント



検診勧奨

がんイベント

対策推進会議

がんは我が国の死因の第1位で、毎年30万人以上の人々ががんで亡くなっています。

早期発見の要となる、がん検診受診率を向上させることが急務ですが、残念ながら豊島区の受診率は低いものとなっています。

そのため、区では各種普及啓発活動の他、有識者による「がん対策推進会議」を設置し、「がん対策条例(仮称)」の制定及び「がん対策計画(仮称)」の策定を目指し、がん対策を推進しています。

実行4

ふくし健康まつり がん講演会



実行5

庁舎全面禁煙の検討

実行6

子宮頸がんワクチン助成

実行7

小中学校がん教育

到達目標

23区初!

がん対策条例(仮称)

がん対策計画(仮称)



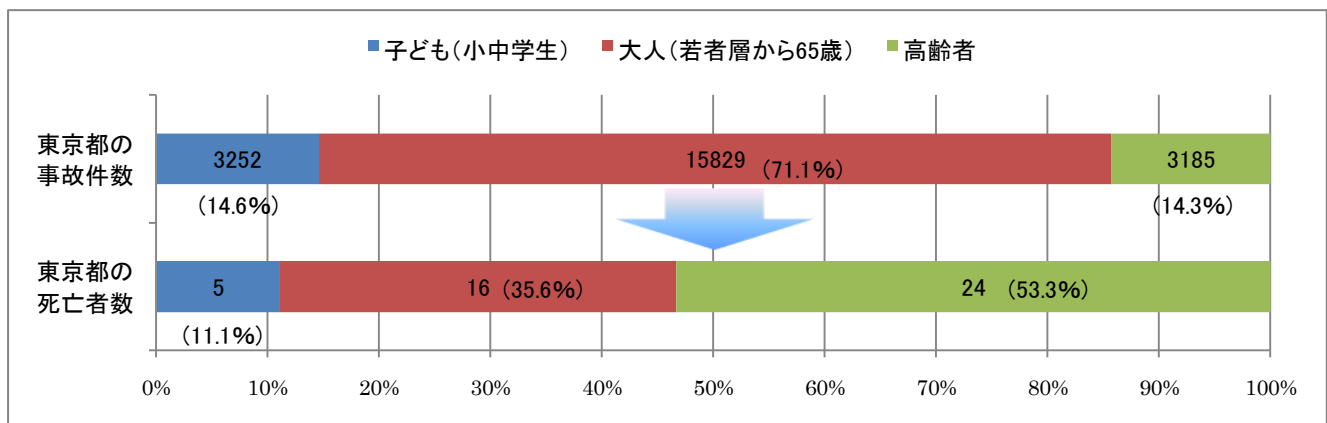
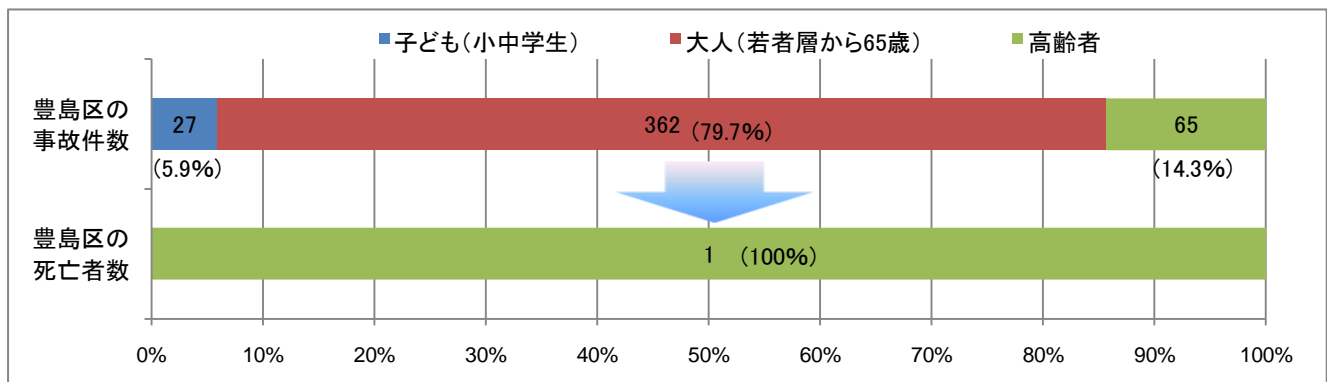
重点テーマ	8	自転車利用の安全
-------	----------	-----------------

■テーマの選定理由

- 交通事故件数、死亡事故件数は減少傾向にあるものの、自転車の交通事故発生件数の減少傾向は緩やか
 - ・平成21年中の交通事故は区内で958件発生し、そのうち自転車の関係する事故は454件発生
 - ・人口10万人あたり交通事故発生件数は、平成13年以降減少し続けており、特に、近年は23区全体に比べて減少傾向が強い
- 状態別交通事故死傷者のうち、自転車乗車中の事故が増加傾向にある
 - ・平成21年中の自転車が関連する事故は、23区が4割程度であるのに、豊島区は5割近くを占めている
 - ・自転車が関連する事故のうち、自転車の過失割合が高い事故が2割程度ある

■予防活動の対象

①子ども(小中学生)の自転車事故の予防	②大人(若年層から65歳)の自転車事故の予防	③高齢者の自転車事故の予防
<p>≪状況を説明するデータ≫ 豊島区内の自転車が関係する事故454件のうち、子供によるものは、27件(6%)発生し、死亡者は0である。 都内における自転車が関係する事故22,266件のうち、子供によるものは、3,252件(15%)発生している。 都内における自転車事故による死亡者は45名で、子供は5名(11%)である。</p>	<p>≪状況を説明するデータ≫ 豊島区内の自転車が関係する事故454件のうち、高齢者を除く大人によるものは、362件(80%)発生し、死亡者は0である。 都内における自転車が関係する事故22,266件のうち、高齢者を除く大人によるものは、15,829件(71%)発生している。 都内における自転車事故による死亡者は45名で、高齢者を除く大人は16名(36%)である。</p>	<p>≪状況を説明するデータ≫ 豊島区内の自転車が関係する事故454件のうち、高齢者によるものは、65件(14%)発生し、1名死亡している。 都内における自転車が関係する事故22,266件のうち、高齢者によるものは、3,185件(14%)発生している。 都内における自転車事故による死亡者は45名で、高齢者は24名(53%)である。</p>



■中心的な予防活動

①豊島区交通安全運動及び交通安全区民のつどい	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・春と秋の年2回行っている全国交通安全運動にあわせ豊島区交通安全運動を実施し、地元による啓発等、交通事故防止活動を行っている。また、運動では、自転車乗車中の事故防止が重点の1つに挙げられている。 ・豊島区のみならず、秋の運動前に毎年実施し、区民800名程度の参加がある。 ・各警察署でも独自のつどいを実施し、交通事故防止を呼び掛けている。
今後の課題	各団体からの呼び掛けに応じ、多くの方が参加し効果的な事業であるとする。
平成23年度 新規展開	効果的な事業であり今後も継続する。
②小学校・中学校自転車安全教室	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・区立の小学校は、全校でPTA等の主催により最低年1回自転車安全教室(講話、実技、ビデオ)を実施し、自転車の交通ルール、マナーの啓発を行っている。 ・区立の中学校は、学校単位で全学年を対象として、スタントマンによる事故再現の授業を実施し、事故の恐怖を体験してもらうことにより、自転車の安全な乗り方を学習する。
今後の課題	・小学校の自転車安全教室のほとんどは、自由参加であるが、一定の年齢に達した児童全員が正しいルールを習得する必要がある、授業での実施が望ましい。
平成23年度 新規展開	現在、一定の学年で授業にて実施できるよう教育委員会と調整中である。
③高齢者や子育てママを対象とした交通安全教室	
活動概要 特徴と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者へは、区内18か所の区民ひろばで警察官による講話や交通安全ビデオを上映するなどの交通安全教室を実施し、ルールの習得とマナー啓発を行っている。平成21年度はのべ446人の参加者があった。 ・子育てママへは、区内10か所で、高齢者の教室と同様の内容で実施している。平成21年度はのべ127組(親子)の参加があった。
今後の課題	・高齢者や子育てママ教室も任意参加であり、多くの人への周知には限界があるとともに、高齢者へは運動能力の低下による検査が一切ない。
平成23年度 新規展開	・高齢者へは、自転車の実地検査や運動能力検査等の実施が今後の検討課題である。

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

◎委員長

行政機関	地域活動団体等
◎土木部長、小学校校長会、中学校校長会、セーフコミュニティ担当課長、高齢者福祉課長、障害者福祉課長、子ども課長、保育園課長、道路管理課長、道路整備課長、教育総務課長、教育指導課長、 巢鴨警察署、池袋警察署、目白警察署、東京都第四建設事務所	巢鴨交通安全協会、池袋交通安全協会、目白交通安全協会、巢鴨交通少年団、池袋交通少年団、目白交通少年団、高齢者クラブ連合会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会



自転車利用の安全

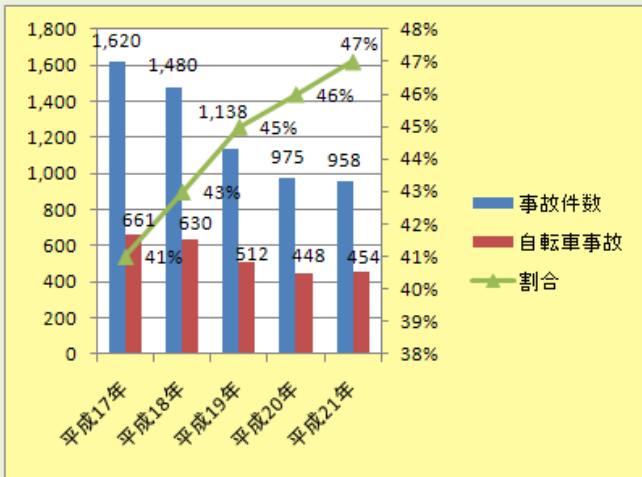
自転車事故の状況



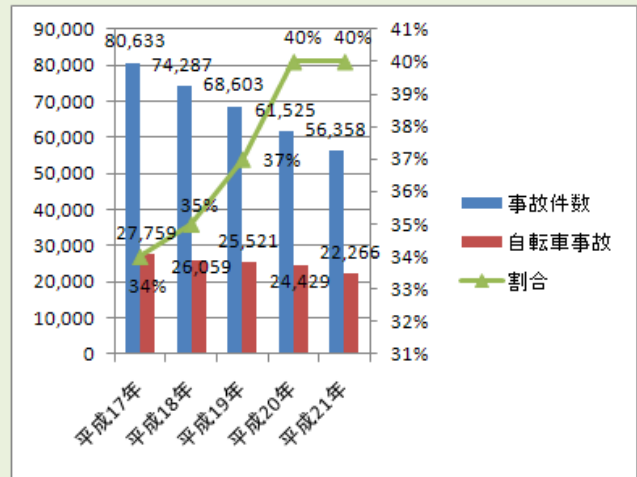
豊島区内事故発生状況

	交通事故			内 自転車がかからんだ事故(第1・2当事者)				
	事故件数	負傷者数	死者数	事故件数	事故割合	負傷者数	負傷者割合	死者数
平成17年	1,620	1,809	7	661	41%	592	33%	0
平成18年	1,480	1,650	4	630	43%	553	34%	2
平成19年	1,138	1,259	4	512	45%	444	35%	1
平成20年	975	1,057	1	448	46%	383	36%	0
平成21年	958	1,040	1	454	47%	392	38%	1

豊島区の事故件数に占める自転車事故の割合

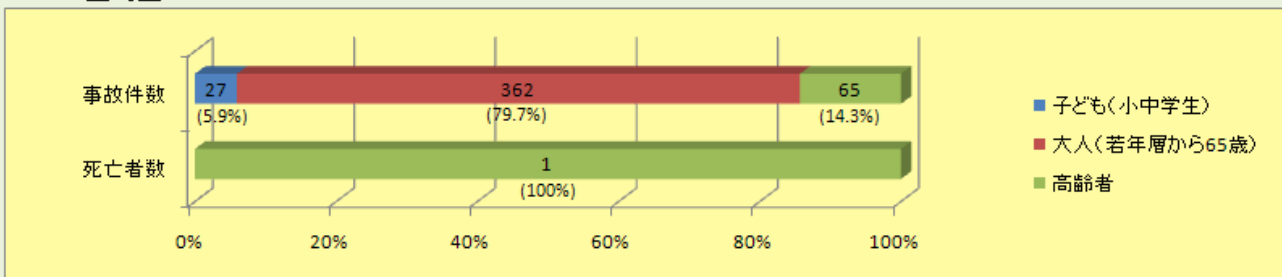


東京都の事故件数に占める自転車事故の割合

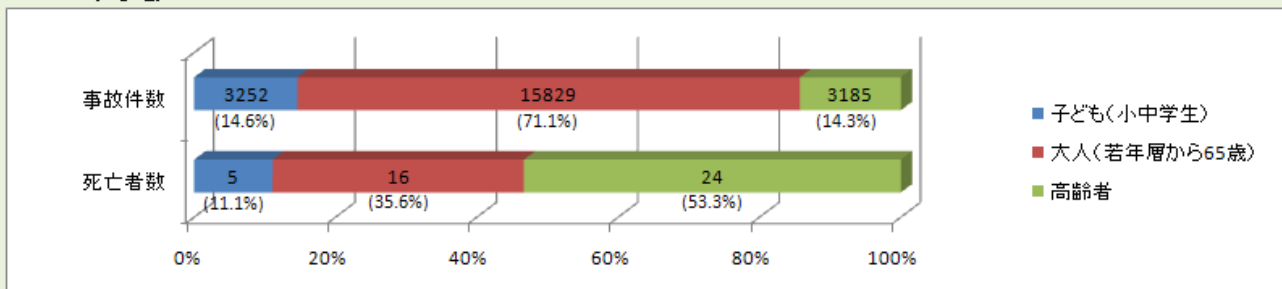


事故件数と死亡者数の比率(平成21年)

豊島区



東京都



自転車を安全に利用するために ルールとマナーが必要です

こんな運転は事故の元



ルールとマナーを守りましょう！



ライトは早めに点けましょう！！



注意看板

豊島区では区の広報や各種交通安全講習会等で

「広報としま」による啓発

自転車安全利用の啓発を行っています。

交通推進員による啓発活動

「ルールとマナーはあなたを守る」 正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう

自転車は、排気ガスを出さず、環境にやさしく、健康的で便利な乗り物です。しかし、乱暴な自転車運転に対する歩行者からの苦情も多く聞かれます。

歩行者をやさしく気づかい、交通ルールとマナーを守って利用しましょう。

国産務・交通安全グループ ☎3981-4856

自転車は自動車やバイクと同じ「車両」の仲間。車道の左側走行が原則です。

例外として、自転車が歩道を通りできるのは、①「通行可」の標識や標示がある場合
②13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体に障害のある方が運転している場合
③車道で道路工事をしているなど、車道通行が危険な場合だけです。これらの場合でも、歩道は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しましょう。



子どもはヘルメットを着用

児童、幼児を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせ、転倒事故から守りましょう。

安全ルールを守りましょう

- ◇飲酒運転は犯罪行為です。
- ◇二人乗り、並進は大変危険です。
- ◇傘差し運転、携帯電話を使用しながら(両面注視含む)の運転は法律違反です。
- ◇信号は守り、「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止を。
- ◇夜間の無灯火はやめ、夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。

道路は自転車置き場ではありません

自転車を止めるときは、道路に止めず、駐輪場に入れて鍵をかけましょう。

自転車も交通事故を起こせば責任を問われます

事故を起こすと、自転車利用者も刑事上の責任が問われ、また相手にケガを負わせた場合は損害賠償責任も発生します。万一の事故に備え、保険に加入しましょう。また、年に一回は「ITSマーク」のある自転車整備店で点検・整備を受けましょう。「ITSマーク」を貼ってもらうと保険が付帯されます。



ITSマーク

重点テーマ	9	繁華街の安全
-------	----------	---------------

■テーマの選定理由

豊島区は、池袋をはじめ、大塚、巣鴨、目白など、区内全域で駅周辺に商店が連なり賑わいを見せている。中でも区の玄関口である池袋は、一日の乗降者数が262万人のターミナル駅で、周辺には日本有数の繁華街が広がっている。

区内における治安状況は、平成21年の刑法犯認知件数で見ると、7,855件で、23区中8番目の多さである。特に、繁華街を中心として犯罪の発生が集中する傾向にある。とりわけ池袋駅周辺半径概ね1キロメートル以内に係る刑法犯多発地域(東池袋1・3丁目、南池袋1・2丁目、西池袋1・3丁目、池袋2丁目の区域。以下「池袋繁華街地域」という。)では、区内総面積のわずか1割の地域に、刑法犯認知件数全体の5割近くを占めている現状にある。そのため、当該地域の対策を最優先として、大塚、巣鴨、目白等の繁華街地区も含め区のシンボリックな存在である繁華街の治安状況を改善していくことが区民の安心感の向上につながる。

また、防災面から見ると、首都直下地震が発生した場合、池袋駅周辺には16万5千人の滞留者の発生が予想されている。大規模なオープンスペースがなく、また、広く複雑な地下街や店舗・オフィスなどが密集しているため、パニックなど二次被害の発生防止や甚大な死傷被害に備えた対策が求められている。

■予防活動の対象

①池袋繁華街地域での犯罪被害の防止	②池袋繁華街地域での安心感の向上																																		
<p>◀状況を説明するデータ▶</p> <p>・繁華街における主な犯罪の割合(平成21年)</p> <p style="text-align: right;">警察統計</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>池袋繁華街地域での犯罪被害の割合 (平成21年)</caption> <tr><th>犯罪種別</th><th>割合</th></tr> <tr><td>その他</td><td>31%</td></tr> <tr><td>万引き</td><td>23%</td></tr> <tr><td>自転車盗</td><td>13%</td></tr> <tr><td>置き引き</td><td>8%</td></tr> <tr><td>すり</td><td>7%</td></tr> <tr><td>暴行・傷害</td><td>5%</td></tr> <tr><td>詐欺</td><td>5%</td></tr> <tr><td>占有離脱物横領</td><td>4%</td></tr> <tr><td>侵入窃盗</td><td>2%</td></tr> <tr><td>車上狙い</td><td>1%</td></tr> <tr><td>ひったくり</td><td>1%</td></tr> </table>	犯罪種別	割合	その他	31%	万引き	23%	自転車盗	13%	置き引き	8%	すり	7%	暴行・傷害	5%	詐欺	5%	占有離脱物横領	4%	侵入窃盗	2%	車上狙い	1%	ひったくり	1%	<p>◀状況を説明するデータ▶</p> <p>・生活の中の不安感の変化</p> <p>客引きやキャッチセールス等による繁華街の環境の不安協働のまちづくりに関する区民意識調査結果 22.6 実施</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <caption>生活の中の不安感の変化</caption> <tr><th>変化方向</th><th>割合</th></tr> <tr><td>変わらない</td><td>54.2%</td></tr> <tr><td>悪化方向</td><td>21.6%</td></tr> <tr><td>改善方向</td><td>15.3%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>8.9%</td></tr> </table>	変化方向	割合	変わらない	54.2%	悪化方向	21.6%	改善方向	15.3%	無回答	8.9%
犯罪種別	割合																																		
その他	31%																																		
万引き	23%																																		
自転車盗	13%																																		
置き引き	8%																																		
すり	7%																																		
暴行・傷害	5%																																		
詐欺	5%																																		
占有離脱物横領	4%																																		
侵入窃盗	2%																																		
車上狙い	1%																																		
ひったくり	1%																																		
変化方向	割合																																		
変わらない	54.2%																																		
悪化方向	21.6%																																		
改善方向	15.3%																																		
無回答	8.9%																																		

③池袋における大量の滞留者のパニック等による死傷事故の防止

◀状況を説明するデータ▶

・協議会参加事業所数 平成20年度 47団体、現在 54団体

年度	参加事業所数
平成20年度	47
平成21年度	49
平成22年度	54

■中心的な予防活動

① 繁華街環境浄化活動	
活動概要 特徴と効果	<p>平成 15 年から、町会・商店会・警察・豊島区との合同環境浄化パトロール活動を実施し、繁華街地区の環境浄化活動及び防犯活動を行っている。</p> <p>平成 21 年における西池袋一丁目の刑法犯認知件数で見ると、830 件で、平成 15 年比▲531 件、▲39%と大幅に減少した。また、風俗関係迷惑スカウト問題や風俗無料案内所の派手な看板問題などに関し、風俗店への申し入れや行政に対する働きかけ等を行った結果、都及び区の条例改正にまで至るとともに、以後の合同環境浄化パトロールを通じて、迷惑スカウト問題や風俗無料案内所問題の解決を図った。</p>
今後の課題	キャバクラに関する客引きの問題については、条例等で「客引き」をするための「客待ち」を規制されていないことから、条例改正の必要がある。
平成 23 年度 新規展開	今後、東京都又は豊島区生活安全条例の改正の必要性につき検討する。
② 警視庁街頭防犯カメラ及び商店街防犯カメラの設置	
活動概要 特徴と効果	<p>警視庁は、平成 16 年以降、池袋駅周辺に計 35 台の街頭防犯カメラを設置、さらに平成 23 年 3 月に 15 台を増設予定。また、商店街防犯カメラは、重点地区内に 8 商店会 81 台が設置されている。</p> <p>警視庁では街頭防犯カメラにより、設置地区の年間の犯罪件数が平成 21 年末現在、設置前の平成 15 年に比べ年間で約 1,168 件減少(▲36.1%)し、犯罪抑止に大きな効果を上げた。</p>
今後の課題	商店街防犯カメラに係る初期設置費用等の経費負担の軽減
平成 23 年度 新規展開	さらなる商店街防犯カメラの拡充を図るとともに、東京都に対する特定財源の確保。
③ 池袋駅周辺混乱防止対策	
活動概要 特徴と効果	平成 20 年に鉄道や大型百貨店等事業者、警察・消防と池袋駅周辺混乱防止対策協議会を設立し、大量の滞留者への対策を検討している。協議により、首都直下地震発生時における自助、共助、公助の行動ルール(初動期)を策定した。そのルール検証と対応の習熟を図るために、毎年訓練を実施している。
今後の課題	災害時における情報共有手段の確保や、滞留者への情報提供方法の充実、対策に対する事業者等のモラルアップなど
平成 23 年度 新規展開	発災初動期における具体的対策の充実と対応のスキルアップに加え、宿泊施設確保等の初動期以降の対策、さらに他駅への対策の展開を検討していく

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

◎委員長

行政機関	地域活動団体等
◎総務部長、セーフコミュニティ担当課長、防災課長、危機管理担当課長、治安対策担当課長、生活産業課長、環境課長、道路管理課長、交通対策課長	巣鴨防犯協会、池袋防犯協会、目白防犯協会、池袋管内組織犯罪根絶対策協議会、池袋東地区環境浄化推進委員会、池袋西地区環境浄化推進委員会、池袋西口駅前環境浄化推進委員会、町会、豊島防火防災協会、池袋防火防災協会、豊島消防団、池袋消防団、池袋西口商店街連合会、立教通り商店街、サンシャイン 60 通り商店街、日本ガーディアン・エンジェルス、立教学院、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、(株)そごう・西武、(株)東武百貨店
巣鴨警察署、池袋警察署、目白警察署、豊島消防署、池袋消防署	



繁華街の安全

1 選定理由

東京23区内の刑法犯認知件数上位順(H21)

順位	区市町村名	認知件数
1	足立区	11,086
2	新宿区	10,976
3	江戸川区	10,219
4	世田谷区	10,175
5	大田区	9,187
6	練馬区	9,037
7	板橋区	8,271
8	豊島区	7,855
9	渋谷区	7,319
10	杉並区	6,849

○ 刑法犯多発地域(H21)

刑法犯多発地域
東池袋1・3丁目
南池袋1・2丁目
西池袋1・3丁目
池袋2丁目

豊島区総面積の 約1割

豊島区刑法犯認知件数全体の 約5割

池袋繁華街地域(駅周辺半径1km)

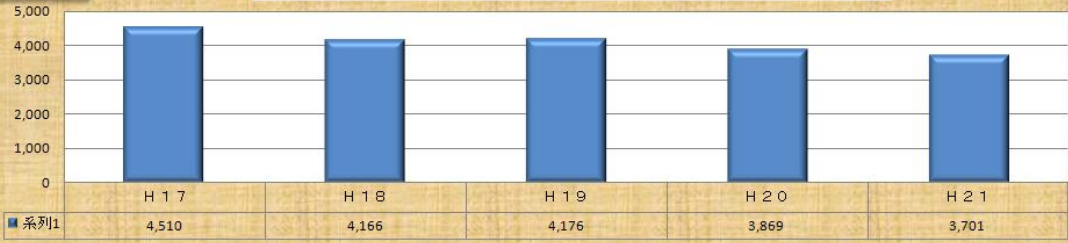
面積
区全体 13.010 km²
重点地区 1.504 km²

刑法犯認知件数
区全体 7,855件
重点地区 3,701件

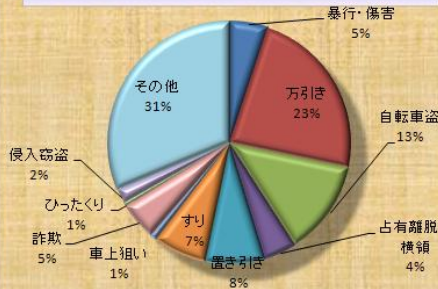
防災関係
首都直下地震発生時には、鉄道の運行停止により、165千人の滞留者、85千人の帰宅困難者が発生

2 現状、課題

過去5年間における池袋繁華街地域刑法犯認知件数の推移



池袋繁華街地域における犯罪の割合(H21)



暴行・傷害

- 多発場所 駅・路上
- 酔っ払い又は通勤時トラブル

万引き

- 多発場所 デパート、家電量販店
- 少年ゲーム感覚、高齢者孤立感

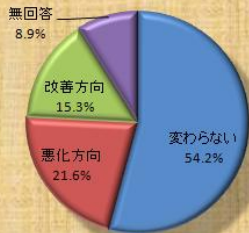
自転車盗・占脱

- 多発場所 路上、駐輪場
- 終電後の足代わり、駅からの移動手段

置き引き

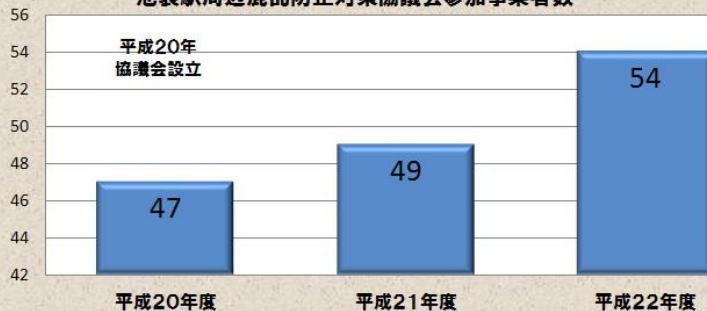
- 多発場所 ゲームセンター、列車内
- プリクラ・ゲームに夢中

客引きやキャッチセールス等による繁華街の環境の不安



防災関係

池袋駅周辺混乱防止対策協議会参加事業者数



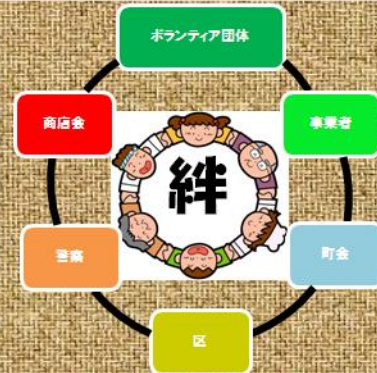
3 主な予防活動

繁華街環境浄化活動等

- 犯罪の抑止
- 客引き・スカウト
- 違法看板
- ゴミやタバコのポイ捨て



3A(安全・安心・明るい)繁華街づくり



防犯ボランティア団体や警察・区など街ぐるみでの防犯・環境浄化パトロールの実施

防犯カメラの設置

池袋駅周辺(刑法犯多発地域)

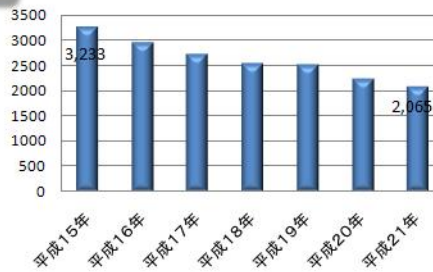
①警視庁が設置する街頭防犯カメラ
...計35台
平成23年3月に15台増設予定

②商店街カメラ...計8商店会81台

- 商店街防犯カメラの拡充
- 東京都に対する特定財源の確保



警視庁カメラ地区内の犯罪発生件数



※設置前の平成15年に比べて約1,168件減少(-36.1%)



犯罪抑止に大きな効果を挙げている!

池袋駅周辺混乱防止対策

池袋駅周辺混乱防止対策協議会

平成20年~

鉄道や百貨店等事業者、警察・消防と設立
滞留者の混乱を防ぐ対策の検討

首都直下地震発生時における
自助、共助、公助の
行動ルールの策定

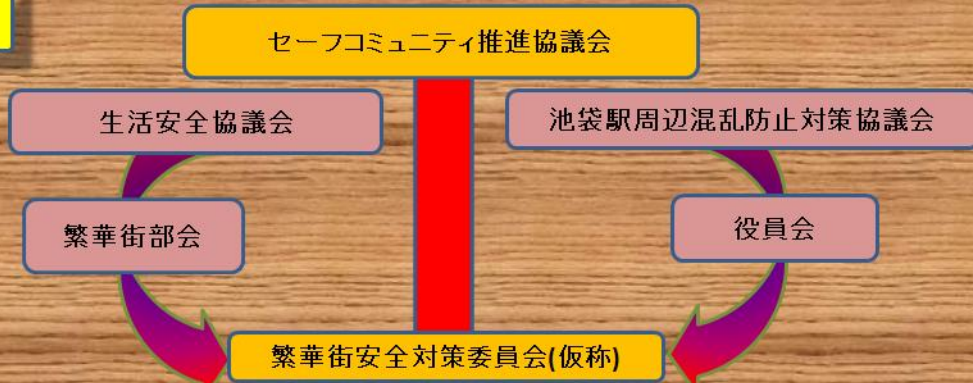
ルール検証と対応の
習熟のために
毎年訓練を実施



今後は

- 発災初動期における具体的対策の充実
- 待機施設確保等の初動期以降の対策
- 他駅への展開

4 対策委員会



※ 本委員会は、本年12月以降、1~2ヶ月に1回程度開催予定

重点テーマ	10	地震災害の防止
-------	----	---------

■テーマの選定理由

首都直下地震は今後 30 年以内の 70%以上の確率で発生するとされている。豊島区においては建物全壊:2540 棟 火災焼失棟:4642 棟 死者 77 名 負傷者:4602 人など、甚大な被害が想定されている。

住宅地を中心に幅員 4m 未満の狭い道路が多く、地震災害に脆弱な木造密集市街地を多く抱えており、都の防災都市づくり推進計画では「整備地域」に区内の約4割が指定されている。

これまで、区は大地震から区民の生命や財産を守ることを目標に、防災街づくりを展開してきたところである。区民意識調査では今後優先して取り組んで欲しい施策として、43%の人が「震災時の避難、救援体制など、災害への備え」また、32.6%が「耐火・耐震、路地の解消、災害に強いまちづくりが進んでいること」を掲げており、切迫する大地震を前に防災性の向上に向けた取り組みの加速化が求められている。

また、過去の災害で、災害時には災害時要援護者に被害が集中することが判明していることから、首都直下地震の発生に備えて、災害時要援護者の避難支援体制を整えることは、豊島区にとって必須の緊急課題である。

■予防活動の対象

①延焼火災等による死傷被害の防止	②建物倒壊等による死傷被害の防止																																																				
<p>＜状況を説明するデータ＞ 不燃化率(耐火+準耐火) (出典・・H18 土地利用現況調査上)</p> <table border="1"> <caption>不燃化率(耐火+準耐火)の推移</caption> <tr><th>年度</th><th>率 (%)</th></tr> <tr><td>H13</td><td>49.3</td></tr> <tr><td>H18</td><td>60.8</td></tr> <tr><td>H13</td><td>61.7</td></tr> <tr><td>H18</td><td>66.7</td></tr> </table> <p>防火・準防火指定の面積 (出典・・上記に同じ) →防火地域 (37.6%) 準防火地域 (62.3%) 耐火率 (出典・・上記に同じ) →31% (全建物棟数 51,561 に対する耐火建物棟数 15,960)</p>	年度	率 (%)	H13	49.3	H18	60.8	H13	61.7	H18	66.7	<p>＜状況を説明するデータ＞ S55 年(旧耐震基準)以前世帯割合 (推定値・・世帯数)・・(H15 住宅・土地統計調査) S55 年(旧耐震基準)以前の (推定値、棟単位) (S55、H18 土地利用現況調査、確認申請数台帳から集計:S56~H17) 下記グラフ:耐震化率(都推定値) 旧耐震で耐震性の高いものを考慮したもの 耐震化の状況</p> <table border="1"> <caption>耐震化の状況 (戸数)</caption> <tr><th>年度</th><th>耐震性不十分戸数</th><th>耐震促進による耐震化戸数</th><th>耐震性あり戸数</th><th>合計</th></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>101,000</td><td>0</td><td>0</td><td>101,000</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>27,200</td><td>0</td><td>0</td><td>27,200</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>126,900</td><td>1,900</td><td>14,300</td><td>143,000</td></tr> </table>	年度	耐震性不十分戸数	耐震促進による耐震化戸数	耐震性あり戸数	合計	平成18年度	101,000	0	0	101,000	平成21年度	27,200	0	0	27,200	平成27年度	126,900	1,900	14,300	143,000																						
年度	率 (%)																																																				
H13	49.3																																																				
H18	60.8																																																				
H13	61.7																																																				
H18	66.7																																																				
年度	耐震性不十分戸数	耐震促進による耐震化戸数	耐震性あり戸数	合計																																																	
平成18年度	101,000	0	0	101,000																																																	
平成21年度	27,200	0	0	27,200																																																	
平成27年度	126,900	1,900	14,300	143,000																																																	
<p>③避難時における死傷被害の防止</p> <p>＜状況を説明するデータ＞ 狭い道路の整備率 出典:としま政策データブック 2009) 26.9%</p> <p>私道の総延長距離(参考)(出典・・特別区土木関係現況調査)</p> <p>接道不良住宅の割合(出典・・住宅・土地統計調査) 狭い道路の整備率の推移</p> <table border="1"> <caption>狭い道路の整備率の推移 (%)</caption> <tr><th>年度</th><th>率 (%)</th></tr> <tr><td>S63</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>H1</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>2</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>3</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>4</td><td>7.9</td></tr> <tr><td>5</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>6</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>7</td><td>12.1</td></tr> <tr><td>8</td><td>13.4</td></tr> <tr><td>9</td><td>14.9</td></tr> <tr><td>10</td><td>16.3</td></tr> <tr><td>11</td><td>17.6</td></tr> <tr><td>12</td><td>18.8</td></tr> <tr><td>13</td><td>19.8</td></tr> <tr><td>14</td><td>21.0</td></tr> <tr><td>15</td><td>22.2</td></tr> <tr><td>16</td><td>23.2</td></tr> <tr><td>17</td><td>24.1</td></tr> <tr><td>18</td><td>24.9</td></tr> <tr><td>19</td><td>26.0</td></tr> <tr><td>20</td><td>26.9</td></tr> <tr><td>21</td><td>28.0</td></tr> </table>	年度	率 (%)	S63	0.7	H1	2.2	2	3.8	3	6.4	4	7.9	5	9.4	6	10.7	7	12.1	8	13.4	9	14.9	10	16.3	11	17.6	12	18.8	13	19.8	14	21.0	15	22.2	16	23.2	17	24.1	18	24.9	19	26.0	20	26.9	21	28.0	<p>④災害時要援護者の避難時における死傷被害の防止</p> <p>＜状況を説明するデータ＞ 災害発生時において、一人では適切な避難行動をとることが難しい高齢者、障害者などの安否確認や避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手挙げ名簿登録者の割合 (手挙げ名簿登録者数/内部共有名簿登録者数(≒災害時要援護者総数)) ・区民ひろば単位での見守り活動等のネットワーク組織設立数 (今後、設立予定のため、現時点では実績なし) <p style="text-align: right;">「平成 21 年末現在」</p> <table border="1"> <caption>災害時要援護者支援状況 (平成21年末現在)</caption> <tr><th>項目</th><th>人数</th></tr> <tr><td>区で把握している要援護者総数</td><td>8,378人</td></tr> <tr><td>手挙げ名簿登録者数</td><td>454人</td></tr> </table>	項目	人数	区で把握している要援護者総数	8,378人	手挙げ名簿登録者数	454人
年度	率 (%)																																																				
S63	0.7																																																				
H1	2.2																																																				
2	3.8																																																				
3	6.4																																																				
4	7.9																																																				
5	9.4																																																				
6	10.7																																																				
7	12.1																																																				
8	13.4																																																				
9	14.9																																																				
10	16.3																																																				
11	17.6																																																				
12	18.8																																																				
13	19.8																																																				
14	21.0																																																				
15	22.2																																																				
16	23.2																																																				
17	24.1																																																				
18	24.9																																																				
19	26.0																																																				
20	26.9																																																				
21	28.0																																																				
項目	人数																																																				
区で把握している要援護者総数	8,378人																																																				
手挙げ名簿登録者数	454人																																																				

■中心的な予防活動

①木造密集市街地の解消と建築物の不燃化	
活動概要 特徴と効果	道路の拡幅整備や公園等の整備に併せた老朽住宅の建替えを促進するため、居住環境総合整備事業を「東池袋4・5丁目」など5地区で地元住民によるまちづくり協議会と協働で取組んでいる。さらに、地元の権利者を含む協議会と検討を行い、都市計画道路沿道を防火地域に指定し、併せて地区計画を指定することにより、地域の面的な防災性の向上を図っている。
今後の課題	・高齢化や権利輻輳による建て替えの鈍化 ・協議会委員の固定化 ・4mを超える地区道路ネットワークの形成
平成23年度 新規展開	・地域の専門家を活用した相談・協働体制の構築 ・都市計画と事業と同時に進める重層的な展開の模索
②民間建築物の耐震化と建物倒壊の防止	
活動概要 特徴と効果	・区内の昭和56年以前(旧耐震基準)に建築された住宅や分譲マンション等を対象に、耐震診断・改修助成制度を設け、耐震化の促進を図っている。 ・緊急輸送道路沿道の建築物の所有者を対象に耐震診断の助成制度を設け、耐震化の促進を図るとともに、沿道の建築物の所有者を対象に説明会の開催や個別訪問による耐震化の普及啓発を行っている。
今後の課題	・耐震性について学習の場の提供や意識啓発及び経済的負担の軽減 ・沿道建物における倒壊による被害の拡大への理解の普及
平成23年度 新規展開	・関係団体の協力のもと、地域レベルでの被災者の体験談など創意工夫による普及活動及び助成の充実 ・沿道建物倒壊による復旧活動の支障のシミュレーションなど体感による安全意識の啓発
③狭あい道路整備	
活動概要 特徴と効果	狭あい道路の比率が50%を超える本区では、昭和63年に「狭あい道路拡幅整備要綱(平成14年1月から狭あい道路拡幅整備条例)」を制定し、建築基準法上の4m未満の道路について、区民の理解と協力を得て道路中心より2m後退する工事を行ってきた。これにより将来的に4m以上の道路のネットワーク化が図られ災害時に避難や消防活動を円滑に行うことができる。
今後の課題	・建替えに併せた4m道路整備のため進捗の地域差がある。 ・建替えが発生しない路線沿道での4m道路の整備。 ・全区間の整備には長期間を要する
平成23年度 新規展開	・建替えによらない場合の整備対策の検討と働きかけ ・建築敷地以外での接道路線での整備協力の働きかけの工夫
④町会による個別支援プラン作成	
活動概要 特徴と効果	・手挙げ名簿に基づいて災害時要援護者本人と面接し、個人の状況に応じて災害時に備えた対応策を事前に決めておく。 ・プランの内容:近隣住民から支援者を決定する、安否確認の方法を確認しておく、避難経路や避難する時の注意事項などを確認しておく、など
今後の課題	・手挙げ名簿登録者数の増(災害時要援護者の把握) ・支援者の確保 ・地域内の団体・個人との情報共有と連携
平成23年度 新規展開	・ネットワーク内での災害時要援護者情報の共有化を図る 例)個人情報審議会諮問など

■対策委員会（ワーキングチームの構成）

◎委員長

行政機関	地域活動団体等（順不同）
◎都市整備部長、セーフコミュニティ担当課長、防災課長、区民ひろば課長、高齢者福祉課長、都市計画課長、住環境整備課長、住宅課長、建築指導課長、建築審査課長 ----- 豊島消防署、池袋消防署	町会、豊島消防団、池袋消防団、民生・児童委員、建築士事務所協会豊島支部、宅地建物取引業協会豊島支部、全日本不動産協会豊島支部、豊島区マンション管理士会、首都圏マンション管理士会、池袋本町新しいまちづくりの会、東池袋地区・補助81号線沿道まちづくり協議会、上池袋地区まちづくり協議会、社会福祉協議会



地震災害の防止

区内の被害想定

「東京湾北部地震」

30年以内に70%以上の確率で発生

直接死者・・・77名
 負傷者・・・4,602人
 焼失面積・・・119ha
 全壊焼失・・・7,182棟
 避難者(最大)56,470人



区民の要望

安全・安心で優先度の高い項目

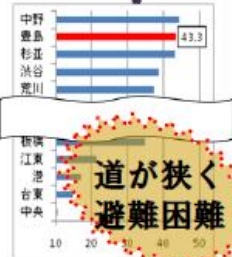
『避難救援体制などの災害の備えが街全体でできていること』 **43%**

『耐火・耐震、路地の解消、災害に強いまちづくりが進んでいること』 **32.6%**

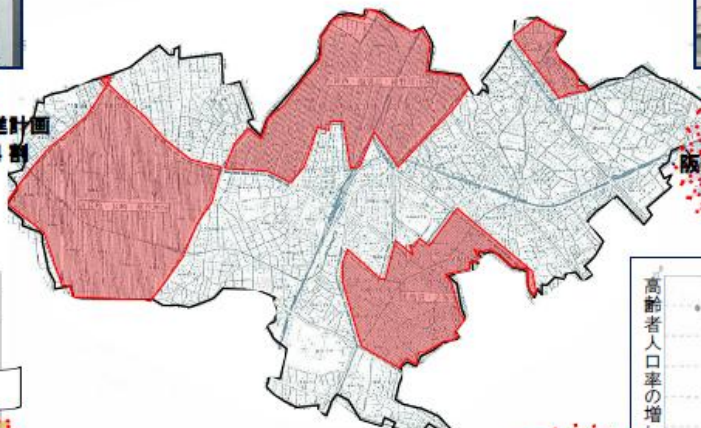
大地震による死傷被害の予防と軽減



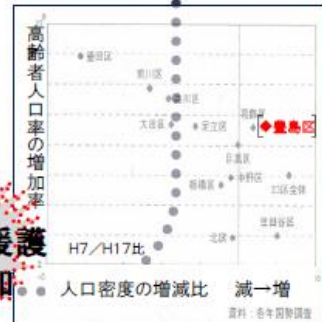
都防災都市づくり推進計画では整備地域が区内4割



幅4m以上の道路に接しない住宅割合 23区中2位

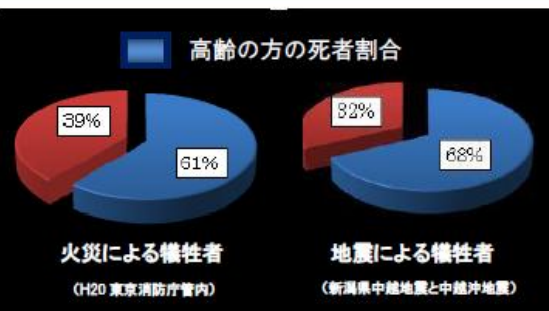


阪神淡路では圧死が9割



災害時要援護者が増加

人口密度と高齢者人口の増加



65歳以上の高齢者

H22年1月現在
 20.8%
 50,952人

一人暮らしでない

連絡が取りやすい
 身近に助けをくれる人がいる

一人暮らし

連絡がとれない
 避難の助けを呼びにくい

災害時に
 援護が必要

19,049人
 (4割一人暮らし)

木造密集市街地の解消と建築物の不燃化

【不燃化率(%)の推移】

全建物数に対する耐火+準耐火建築物の割合

木造密集市街地の解消に向けて、都市計画道路の整備(写真中央)と従前の居住者を含めて、敷地を共同化し、耐震・不燃化した建物(写真右下)

現状 地元まちづくり協議会との防災まちづくりの様々な取り組み

課題 建替えの鈍化 4m超える道路形成委員の固定化

民間建物の耐震化と建物倒壊の防止

《耐震化率(都推定値)の推移と目標値》

従前 壁をつくり筋交いをいれます。

従後

現状 昭和56年以前の建物を中心に耐震診断と改修の助成

課題 耐震工事の経済的負担の軽減や建物の安全性の啓蒙・啓発

地域の専門家とのつながり

建替のない整備協力よびかけ

耐震の普及と学習の場の提供

各団体とのネットワーク化

セーフコミュニティによる新たなつながりで地震対策の取り組みの加速と強化を

地震災害対策委員会(構成案) 豊島消防署、池袋消防署、豊島消防団、池袋消防団、まちづくり協議会、豊島区民生・児童委員協議会、豊島区社会福祉協議会、町会連合会、地域区民ひろば運営協議会、建築士事務所協会豊島支部、宅地建物取引業協会豊島支部、全日本不動産協会豊島文京支部、豊島区マンション管理士会、首都圏マンション管理士会 <順不同>

狭あい道路整備

【狭あい道路整備の進捗状況】

現状 狭あい道路は比率50%以上。建替えの際の後退による事業

課題 建替えが進まない土地や地域での整備全区間の整備は長い期間を要する

町会による個別支援プラン作成

《災害時要援護者の数 H21末現在》

現状 希望制の手挙げ名簿を作成し、町会等に配布しています。(H21.12現在454人)

防災課の対策

地域の自主活動

事業者による見守り

地域区民ひろば

見守りと支えあいネットワーク事業

個別の取り組みに終始

横の連携不足

課題 見守り希望者 137名 見守り協力員 99名 (H21年度末)

指標4・5

指標4: 傷害が発生する頻度・原因を継続的に記録する仕組みを持っている。
指標5: 予防活動の効果・影響を測定・評価するための仕組みを持っている。

1. 豊島区版の「外傷サーベイランス」を設計する

日本では、人口動態統計として死亡に関する社会統計はありますが、“けが”に関しては社会的な統計制度がありません。

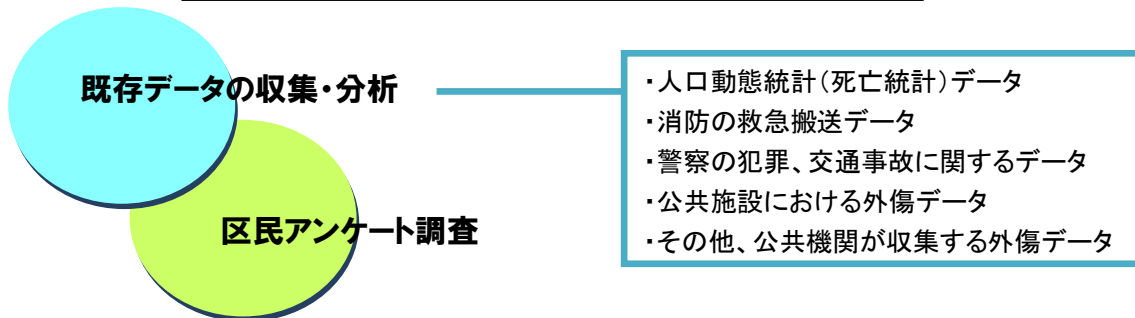
区内の医療機関から、新たに外傷データを収集することが理想的な手法ですが、東京では医療機関の場所と受診者の居住他が異なることが多いこと、また、コスト等の負担がネックとなることなどから、豊島区だけで持続可能な仕組みを構築していくことは困難です。

医療保険制度についても、医療費の支払いを主要目的とする仕組みであり、制度も分かれていることから、体系的に外傷の頻度や傾向を把握することは難しい状況です。

こうしたことから、日本の都市がセーフコミュニティの認証を取得するうえで、大きな課題となるのがこの「外傷サーベイランスの仕組みづくり」です。

豊島区では、消防や警察、各種の行政機関が収集している既存の情報を収集・分析を基本とするとともに、区民アンケート調査を補完的に実施し、様々な情報を組み合わせることで、持続的な運用が可能な仕組みづくりを構築したいと考えています。

豊島区版の外傷サーベイランスの仕組みを構築



外傷サーベイランスの基本設計



2. 区民アンケート調査の実施

死亡統計や救急搬送データによる外傷の動向を補完するだけでなく、より効果的な対策に向けた原因分析を行うために、“事故”や“けが”に至らなかった「ヒヤリ体験」を収集するためにも、区民アンケート調査は有効な手段です。

《実施及び実施予定のアンケート調査》

名 称	内 容
①区民意識調査 ◆平成22年6月実施	区民の安全・安心に関する意識を調査するとともに、18歳以上の幅広い年齢層のけが・事故の状況を把握する。
②高齢者のけが・事故に関するアンケート調査 ◆平成22年6～8月実施	高齢者のけが・事故、ヒヤリ体験の状況やその原因等を調査し、分析する。
③子どものけが・事故に関するアンケート調査 ◆平成22年11月実施予定	子どものけが・事故の状況やその原因等を調査し、分析する。
④子どもの安全に関するアンケート調査 ◆平成22年11月実施予定	モデル地区において、子どもが体験した交通事故、「危険なできごと」、「ヒヤリ体験」を調査し、分析する。
⑤自転車駐車場利用者アンケート調査 ◆平成22年8～9月実施	自転車利用の事故の実態や交通ルールの認知度等を調査する。

3. 重点テーマと連動したデータのサーベイランス

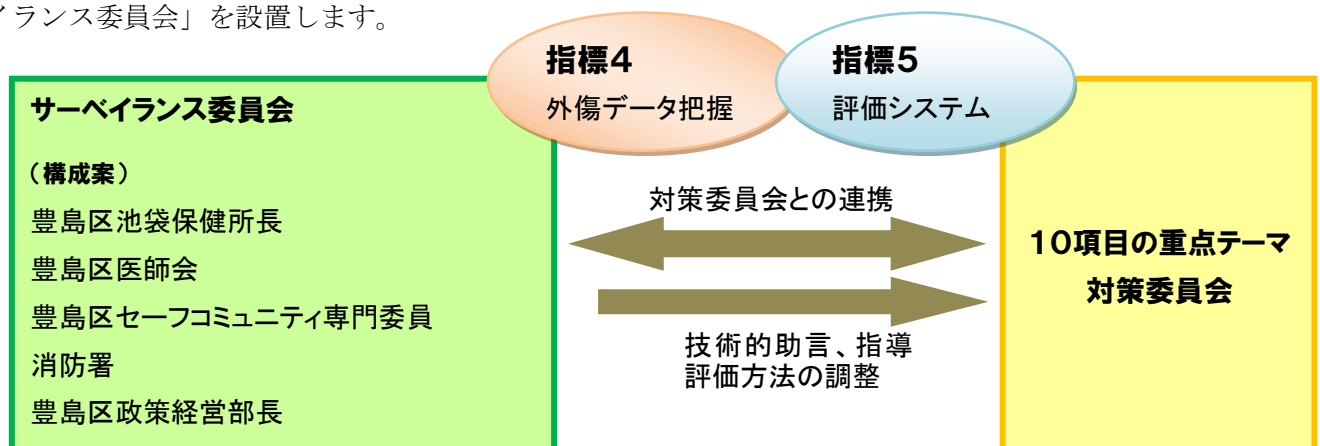
継続的なデータ収集は、重点テーマに対応した対策委員会の活動、すなわち原因分析や課題設定、予防活動の効果の確認と評価、新たな改善策の検討などにとって必要不可欠なものです。

また、セーフコミュニティ認証の「指標5」（予防活動の効果・影響を測定・評価するための仕組みを持っている）における豊島区の取り組みを構築するためにもなくてはならないものです。

対策委員会の活動では、それぞれの重点テーマに関連して収集が必要となる、個別具体的なデータや定期的なアンケート調査についても明らかにしていきます。

4. 外傷サーベイランス委員会の設置

「指標4」に対応した外傷サーベイランスの仕組みを構築するとともに、10項目の重点テーマとの連携をとりながら「指標5」に対応した評価の仕組みづくりを進めるため、専門家の参画を得た「外傷サーベイランス委員会」を設置します。



指標6

に関する取組

国内及び国際的なセーフコミュニティネットワークへ継続的に参加する。

◆認証申請に向けて、地域診断に基づく重点テーマを設定し、取り組みを展開します。

豊島区は国内外とのセーフコミュニティネットワーク活動に参加し、国内他都市のセーフコミュニティ認証都市の安全対策、外傷予防プログラムなどを参考にして、セーフコミュニティの推進に役だっています。

国内外におけるセーフコミュニティを発展させていくため、今後も、できる限り国内外のセーフコミュニティとの交流に努め、多くを学び、豊島区の成果を伝えていきます。

1 国内ネットワークへの参加

- 2010. 5 厚木市清水小学校セーフスクール視察
- 2010. 5 箕輪町 豊島区セーフコミュニティ視察対応
- 2010. 6 WHO認証センターによる厚木市現地審査視察
- 2010. 7 厚木市 外傷サーベイランス勉強会
- 2010. 7 箕輪町 セーフコミュニティフォーラム 2010 参加
- 2010. 7 京都府、亀岡市視察
- 2010. 8 東京都北区 豊島区セーフコミュニティ視察対応
- 2010.10 久留米市 豊島区セーフコミュニティ視察対応
- 2010.11 厚木市市民安心・安全フェスタ 2010 参加
- 2010.11 全国セーフコミュニティ推進都市首長サミット参加
- (以下、現時点における予定)
- 2011. 6 (仮称) 豊島区安全・安心フェスタ開催 (日本市民安全学会共催予定)

2 国際ネットワークへの参加

- 2010. 3 セーフコミュニティ国際会議参加 (韓国水原市)
- (以下、現時点における予定)
- 2011. 3 韓国や台湾のセーフコミュニティ認証取得都市視察
- 2011. 6 WHOセーフコミュニティ認証センター豊島区現地視察
- 2011. 9 第20回世界セーフコミュニティ会議参加 (スウェーデン)

参 考 资 料

豊島区セーフコミュニティ推進協議会設置要綱

制定 平成22年 5月14日

改正 平成22年 9月24日

改正 平成22年11月16日

(設置)

第1条 地域住民と行政等の協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、豊島区セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) セーフコミュニティの認証に関すること。
- (2) 外傷等（外傷及びその原因となる事故をいう。以下同じ。）に関する現状と課題の把握、分析に関すること。
- (3) セーフコミュニティに関する基本方針に関すること。
- (4) インターナショナル・セーフスクールの認証に関すること。
- (5) 外傷等に関するサーベイランス及び評価の仕組みづくりに関すること。
- (6) セーフコミュニティ及びインターナショナル・セーフスクールの普及啓発に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、豊島区長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げるものとする。

(会長の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、必要に応じ協議会を開催する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(外傷サーベイランス委員会)

第5条 次に掲げる事項を所掌する外傷サーベイランス委員会を設置する。

- (1) 外傷等の発生状況等の情報の収集及び分析に関すること。
 - (2) 外傷等の予防対策の評価に関すること。
 - (3) 次条に定める対策委員会への技術的助言及び指導に関すること。
 - (4) その他外傷等の予防に関し、外傷サーベイランス委員会が必要と認めること。
- 2 外傷サーベイランス委員会の委員は、会長が指名する。
 - 3 外傷サーベイランス委員会の庶務は、政策経営部セーフコミュニティ担当課長及び保健福祉部健康推進課において行う。

4 前各項のほか、外傷サーベイランス委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

(対策委員会)

第6条 協議会が定める豊島区における安全・安心に関する重点的な課題について、その対策を検討するため別表2に掲げる対策委員会を設置する。

2 対策委員会の委員は、会長が指名する。

3 対策委員会の庶務は、別表2に定める課において行う。

4 前各項のほか、対策委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

(専門委員)

第7条 協議会は、調査、研究のため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、セーフコミュニティに関する識見を有する者のうちから、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策経営部セーフコミュニティ担当課長において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

別表1（第3条関係）

豊島区セーフコミュニティ推進協議会委員

- 豊島消防団団長
- 池袋消防団団長
- 豊島防火防災協会会長
- 池袋防火防災協会会長
- 豊島消防少年団団長
- 池袋消防少年団団長
- 池袋西地区環境浄化推進委員会委員長
- 池袋西口駅前環境浄化推進委員会委員長
- 池袋東地区環境浄化推進委員会会長
- 巣鴨ビル・マンション・アパート防犯協議会会長
- 豊島マンション連絡協議会会長
- 巣鴨防犯協会会長
- 池袋防犯協会会長
- 目白防犯協会会長
- 日本ガーディアン・エンジェルス理事長
- 豊島区町会連合会会長
- 豊島区町会連合会各副会長
- 区民ひろば運営協議会会長
- としまNPO推進協議会会長
- 豊島区商店街連合会会長
- 池袋西口商店街連合会会長
- 東京巣鴨ライオンズクラブ会長
- 東京商工会議所豊島支部会長
- 豊島産業協会会長
- 豊島法人会会長
- 東京青年会議所豊島区委員会委員長
- 豊島区観光協会会長
- 豊島区体育協会会長
- 豊島区レクリエーション協会会長
- 豊島区体育指導委員協議会会長
- 学習院大学 学長室経営企画課長
- 女子栄養大学 広報部学園広報担当課長
- 大正大学 校友会室部長
- 帝京平成大学 総務課長
- 東京音楽大学 事務局長・法人室室長
- 立教大学 副総長
- 豊島区民生・児童委員協議会会長
- 豊島区高齢者クラブ連合会会長
- 豊島区障害者団体連合会会長

- 豊島区医師会会長
- 豊島区歯科医師会会長
- 豊島区薬剤師会会長
- 豊島区池袋食品衛生協会会長
- 豊島区環境衛生協会会長
- 巣鴨母の会会長
- 池袋母性協会会長
- 目白母の会会長
- 豊島区保護司会会長
- 青少年育成委員会連合会会長
- 日本ボーイスカウト豊島地区協議会会長
- 東京都宅地建物取引業協会 豊島区支部公共事業特別委員長
- 東京都建築士事務所協会豊島支部長
- 全日本不動産協会豊島文京支部長
- 巣鴨交通安全協会会長
- 池袋交通安全協会会長
- 目白交通安全協会会長
- 巣鴨交通少年団団長
- 池袋交通少年団団長
- 目白交通少年団団長
- 小学校PTA連合会会長
- 中学校PTA連合会会長
- 豊島区生活安全協議会の公募による委員
- 池袋労働基準監督署署長
- 警視庁巣鴨警察署長
- 警視庁池袋警察署長
- 警視庁目白警察署長
- 東京消防庁豊島消防署長
- 東京消防庁池袋消防署長
- 東京都第四建設事務所所長
- 東京都児童相談センター相談処遇課長
- 豊島区社会福祉協議会事務局長
- 副区長
- 教育長
- 政策経営部長
- 総務部長
- 施設管理部長
- 区民部長
- 文化商工部長
- 図書館担当部長
- 清掃環境部長
- 保健福祉部長

- 健康担当部長
- 池袋保健所長
- 子ども家庭部長
- 都市整備部長
- 土木部長
- 教育総務部長
- 小学校校長会会長
- 中学校校長会会長
- 朋有小学校校長

別表2（第7条関係）

対策委員会の名称	庶務を担当する課の名称
一人暮らし高齢者の見守り 対策委員会	保健福祉部高齢者福祉課
障害者の安全 対策委員会	保健福祉部障害者福祉課
子どものけが予防 対策委員会	保健福祉部長崎健康相談所、子ども家庭部子ども課、子ども家庭部保育園課
児童虐待の防止 対策委員会	子ども家庭部子育て支援課
学校の安全 対策委員会	教育総務部教育指導課
自殺・うつ病の予防 対策委員会	保健福祉部健康推進課
がんの早期発見 対策委員会	保健福祉部地域保健課、保健福祉部がん対策担当課長
自転車利用の安全 対策委員会	土木部交通対策課
繁華街の安全 対策委員会	総務部防災課、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長
地震災害の防止 対策委員会	総務部防災課、都市整備部居住環境整備課、都市整備部住宅課、都市整備部建築指導課、都市整備部建築審査課

コラム

「セーフコミュニティ」に向けた取組み

厚生労働省大臣官房統計情報部が 2010（平成 22）年 3 月 4 日に発表した「不慮の事故死亡統計の概況」¹によると、「不慮の事故」（交通事故、窒息、転倒・転落、溺死、火災、中毒等）による死亡は、ここ 10 年の間 3 万 7 千人から 4 万人の間を推移している。「交通事故」に関しては一貫して減少傾向にあるが、「窒息」「転倒・転落」「溺死」に関しては、増減を繰り返しながらも増加傾向にある。

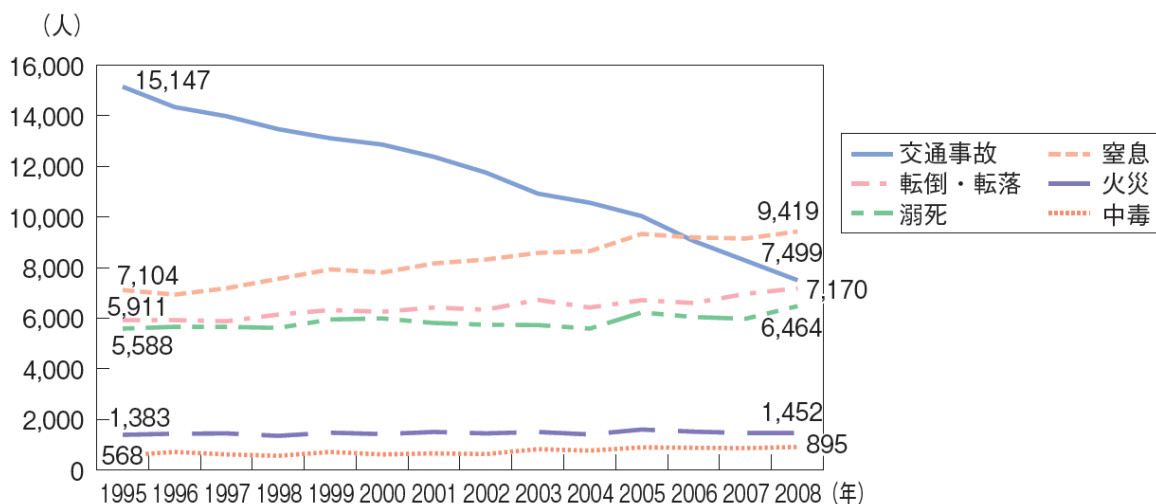
「不慮の事故」は、がん、心臓病、脳卒中、肺炎に次ぐ我が国第 5 位の死因となっているが、一定の配慮があれば防ぎえたものも多いと思われる。一定の配慮としては、「社会インフラの整備」や、「地域での見守り」、「リスクに関する知識の普及・啓発」、「訓練」等が考えられるが、地域ごとにその態様には多彩なものが求められ、また一方で地域の住民の皆様と行政

との協働で成果を挙げうることも多い。

また、そうした配慮は、死亡を防ぐことに留まらず、地域にお住まいの障害をお持ちの方や ADL が低下されている高齢の方、あるいは妊婦や、乳幼児を抱えた親といった、外出や移動に困難を感じている方が、今よりも積極的に地域社会での活動に参画する後押しともなる。「社会インフラの整備」に加え、地域の人々が見守り等の配慮への意識を共有して暮らすことで、例えば様々な障害をお持ちの方がマンツーマンでの付き添いがなくとも不安なく通勤・通学や社会活動への参画を可能とするなど、生活上の様々なバリアを低くすることにつながる可能性を秘めている。

こうした地域生活の安全・安心を総合的に捉えて提供する発想として、「セーフコミュニ

図 主な不慮の事故の種類別に見た死亡数の年次推移（1995（平成 7）年～2008（平成 20）年）
（「不慮の事故死亡統計の概況」（2010 年 3 月 4 日）より）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「不慮の事故死亡統計の概況」（2010 年 3 月 4 日）

1 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/furyo10/index.html>

ティ」というコンセプトを導入し、地域づくりにいかす自治体も増えてきている²。

「セーフコミュニティ」は、1970年代後半にスウェーデンのファルショッピング(Falköping)市における、コミュニティレベルでの事故予防のための取組みから始まった。その取組みは、一般論の健康教育に留まらず、シンプルではあるがより具体的、包括的なものを含む。例えば保健師が高齢者の家庭を訪問し、転倒のリスクを下げるため、「食器棚の高い棚に収納している皿を低いところに移すよう」指導する。その他にも、地域の病院での救急対応データを基に、事故の頻発する交差点の構造の変化や信号機の設置等も行う。あるいは、住民、保健医療従事者、行政・政策関係者に対して、「事故による外傷は不運や偶然の結果ではなく、プログラムの作成と実施により予防可能である」との教育も行う。ファルショッピング市の当該病院での外傷受診率は、これらの取組みを開始して2年半のうちに交通外傷で28%、家庭内事故で27%、労災事故で28%減少したとのことである。個々の取組み自体は部門ごとに多くの地域で行われているが、共通の意識の下での部門横断的に取組まれることが、「セーフコミュニティ」のポイントである。

当初はこうした事故予防、外傷予防の発想から始まった「セーフコミュニティ」のコンセプトは、いわゆる事故などによる「外傷」だけではなく、暴力、薬物中毒や自殺等も含む「傷害」(injury)を予防するための地域を挙げての活動を促すものに発展し、1989(平成元)年の第1回世界事故・外傷予防学会で「ストックホルムマニフェスト」(一定レベル以上の安全・安心な生活のための環境づくりを各国政府や関係者に求めるもの)として結実した。同年、スウェーデンのカロリンスカ研究所にWHOのセーフコミュニティ協働センターが設立され、各国における一定の基準を満たしたコミュニティを「セーフコミュニティ」として認証する取組みを始めたことで、国際的な活動に広がっている。

その特徴としては、

セーフコミュニティの認証基準

1. コミュニティにおけるセーフティプロモーションに責任を持つ住民参加を伴う組織・職種横断的グループのパートナーシップと協働の構造基盤を持つこと。
2. 男女及び各年齢層、環境や状況をカバーする包括的で長期的かつ持続可能なプログラムを持つこと
3. ハイリスクグループや環境を標的とするプログラム及び脆弱グループに対するセーフティプロモーションを進めるプログラムを持つこと
4. 外傷の頻度と原因を記録するプログラムを持つこと
5. プログラム、プロセス、アウトカムをアセスメントする(科学的)評価手段を持つこと
6. 国内的、国際的セーフコミュニティネットワークに参加していること

・公衆衛生上の取組みではあるが、保健・医療・福祉分野だけでなく、社会インフラや警察・防犯分野等も含めた部門横断的な取組みであること、

・行政だけが取り組むのではなく、住民参加を伴うものであること、

・様々なデータ収集や検証を行う科学的に評価可能な介入により、予防を行うこと、といったことがあげられる。

あるコミュニティ(我が国でいえば区市町村といった地方自治体)が上記のWHOコラボレーションセンターにより「セーフコミュニティ」として認証されるためには、図の6項目を満たす必要がある。

様々な部門を結び、横断的な活動を行うためには、行政、市民両方において「セーフコミュニティ」のコンセプトを理解し、関係者の理解を得、取組みに巻き込み、協働を続けていくための核となる指導的な人材が必要となる。

また「4. 外傷の頻度と原因を記録するプログラムを持つこと」や、5. の「評価手段を持つこと」は、やりっぱなしにせず、地域における実態を把握するための様々なルートを駆使して統計をとるなどの現状把握や効果の検証を求めるものであり、実態把握や検証に一定の資源を投入する必要も生じてくる。また6. の

2 我が国での「セーフコミュニティ」の取組み等については、日本セーフティプロモーション学会ホームページ(<http://www.safetyprom.com/index.html>)をご参照いただきたい。

「ネットワークへの参加」も、定期的に行うことが求められており、継続的な努力が第三者によって確認されること、また、「セーフコミュニティ」の認証を受けた仲間同士での更なる研鑽も求められていることを意味する。こうした認証を受けた「セーフコミュニティ」は、2010（平成22）年2月22日現在、世界で179ある。我が国では同日現在京都府亀岡市と青森県十和田市の二か所が認証を受けており、さらには神奈川県厚木市、長野県箕輪町及び小諸市、東京都豊島区、横浜市栄区の5の自治体が認証を受けるべく準備を進めている。

「セーフコミュニティ」の認証を受けることが、「絶対的な安全・安心」を認証されるものではない。むしろ「部門横断的な取組み」「住民参加」「科学的な評価」等のしくみづくりができていることを認証するものであり、認証を受けて初めてスタートするものともいえる。

認証を受けていくプロセスで形成された様々

な活動や官民で共有される地域社会への意識は、地域にとり貴重な無形の財産となる。それを大切にし、認証を受けた後で継続的に活かしていくことで、すべての人々にとって暮らしやすい街づくりにつながっていく。こうした動きは、同様な地域における面的な取組みを指向した、援護や支援が必要な様々な人々を対象とした施策とも共鳴するものであり、人口構造の変化や様々な社会経済動向の変化の中で、我が国が活力ある未来を築くのに必要な様々なヒントを提起していると思われる。

（参考文献）

衛藤隆．セーフティプロモーション：ヘルスプロモーションとの共通点、相違点．日本健康教育学会誌 2010；18（1）：26-31．

反町吉秀．日本におけるセーフコミュニティの展開．日本健康教育学会誌 2010；18（1）：51-62．

セーフコミュニティ認証に向けた基本方針

平成 22 年(2010 年)11 月

豊島区セーフコミュニティ推進協議会

(事務局)

豊島区政策経営部セーフコミュニティ担当課

電 話 : (03) 3981-1782~1783

メール : A0029300@city.toshima.lg.jp